

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	169 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	150 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	165 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	121 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から平成4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月から51年3月まで
② 昭和60年10月から平成4年1月まで

私の両親は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をしてくれ、父が亡くなるまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年11月に払い出されており、申立人は、同年4月以降は当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする父親及び母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料を完納していること、申立人は、当該期間中の平成元年から海外で居住しているが、出国前に年金相談を行い、保険料納付を継続するため、住民登録はそのままにしたことが確認できるほか、父親死亡後は親戚の者に依頼して保険料を納付しており、国民年金の関心は高かったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、オンライン記録では、55年7月から56年3月までの期間の保険料は21年7月に、58年10月から同年12月までの期間の保険料は59年8月に、それぞれ納付記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が不適切であった状況が見られる。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが

できないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金の記号番号は、上記のとおり、当該期間後の昭和51年11月に払い出されており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はないこと、申立人は、父親からさかのぼって納付したと聞いたことは無いとしていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から平成4年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は会社を退職する度に厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳に発行日は昭和48年2月12日と記載されていることから、申立期間直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私は、申立期間当時居住していた市で国民年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年4月から39年4月までの期間については、申立人が当時居住していた市の手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金の手帳記号番号は36年2月に払い出され39年5月に取り消されている旨が記載されており、取り消されるまでの間、当該手帳記号番号により被保険者として管理されていたことが確認できること、申立人が納付したとする金額は当該期間当時の保険料額と一致すること、印紙検認により納付したとする方法は、当該期間当時の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、その後の昭和39年5月から50年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号取消後は、申立人は被保険者として取り扱われないこと、当該期間後半の時期は、保険料の納付方法は納付書方式であったが、申立人は印紙検認方式以外の納付方法の記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和62年1月ころに別の手帳記号番号が払い出されているが、当該払出時点では、時効により申立期間の保険料を納付することがで

きない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年4月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び58年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和58年7月から同年12月まで

私は、20歳になったころに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は送付された納付書で金融機関の外交員に依頼して又は直接金融機関の窓口に出向いて納付していた。口座振替で納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時まで申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年12月以降の当該期間当時に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は当該期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、申立人が保険料を納付したとする金融機関では当時窓口収納及び外交員による受託収納を行っていたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の仕事や住所の変更は無かったこと、申立人が勤務していた飲食店と委託契約していた会計事務所の税理士は、遅くとも昭和50年から当該店の従業員の年末調整手続を受託し、申立人に必要となる書類を示した上で提出を受けて処理しており、不足するもの

は無かったと証言していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付済みであること、申立人は、当該期間直後の昭和59年1月から口座振替により保険料を納付していることが年度別納付状況リストから確認でき、当該期間の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職して独立した昭和 55 年 4 月に国民年金に再加入して、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、直前の昭和59年10月から60年3月までの保険料は、申立期間直後の60年7月、同年12月及び61年1月に分割して過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間④の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期の記憶が曖昧である上、前記の市の被保険者名簿には、検認記録欄の昭和55年度から59年度までの各年度に係る備考欄には、数回にわたる催告状送付、過年度納付書の送付、免除申請に係る案内書の送付に関する記載があり、保険料の納付が必ずしも納付期限内に行われていなかった状況が確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から63年8月まで
② 平成元年2月及び同年3月
③ 平成11年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続の記憶は定かでないが、私が22歳のころに国民年金保険料を納付し始め、学生が強制加入になった時期に役所から20歳からの未納保険料の納付書が届いたので、申立期間①及び②の保険料を一括してさかのぼって納付してくれた。申立期間③については、前納した保険料が厚生年金保険に加入したため還付され、未加入とされた。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、平成10年度の国民年金保険料を平成10年4月に前納したものの、11年2月21日に厚生年金保険の資格を取得したため、前納した11年2月分及び同年3月分の保険料が11年3月8日の還付決議に基づき還付され、未加入期間とされたことがオンライン記録で確認できるが、申立人は、11年3月3日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、当該期間は本来国民年金の被保険者となるべき期間であり、当該時点で未納保険料を納付することは可能であったほか、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなどを総合的に勘案すると申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年4月ごろに払い出され

ており、申立人は申立期間②直後の元年4月から3年3月までの期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したものと推察でき、申立人の母親は、保険料をさかのぼって納付したのは1回であると説明しており、申立人の母親がさかのぼって納付した保険料額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の母親が保険料をさかのぼって納付したのは申立期間②直後の期間であると考えられるほか、申立人は上記手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、20歳で国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されているほか、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 54 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いが、申立期間の国民年金保険料を、20 歳から納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 8 月時点では、国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、加入手続後に、1 年分の納付書を送付され、金融機関で保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人が当時居住していた区における保険料の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち 51 年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の 53 年 3 月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は上記の払出時期に発行された手帳以外に、別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料は、妻と一緒に納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 44 年 6 月に払い出されており、申立人は、同年 3 月以降申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、納付書により郵便局で保険料を納付したと説明しており、当時の保険料の納付方法と合致しているほか、妻の申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年2月まで

私は、平成7年10月に転居した後、転居先の市で、国民年金保険料をすべて納付していないかもしれないが、転居直後は3、4回ぐらい保険料を納付していた。申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年9月から同年12月までの期間については、申立人が所持している国民年金手帳に転居先の市の確認印が押されており、申立人は、国民年金の再加入手続を7年10月に行っていることが確認でき、当該手続時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。また、申立人は、転居して再加入手続をした後、出張所で3、4回ぐらい納付書により保険料を納付したと説明しており、当時の保険料の納付方法と合致する上、納付したとする金額は当該期間当時の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間のうち、平成8年1月から9年2月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、8年1月ごろからは保険料の納付を行っていないかもしれないと説明するなど、8年1月以降の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録では、10年12月8日に督促の納付書が作成されていることが確認でき、当該時点で、8年11月から9年2月までの保険料の過年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は、実家を出て独り暮らしを始めた後に国民年金の加入手続を行い、その後、2年分くらいの納付書が送付されてきたので、20歳になってわずかな日数しかない4月分の国民年金保険料も納付しなければならないのかと電話で役所に確認した上で、所持していたお金と不足分は親から借りて、まとめて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、5回の厚生年金保険から国民年金への切替手續のうち、4回は適切に行っており、残り1回については切替手續を行っていなかったことを認識している。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年3月時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、20歳になってわずかな日数しかない申立期間の保険料を納付することについて役所に相談した後に、保険料をさかのぼって納付したことなど、納付した経緯について具体的に説明しており、オンライン記録によると、申立期間直後の2年5月から3年3月までの保険料は、納付日は不明ながら、過年度納付されていることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年8月まで
② 昭和57年9月から58年2月まで

私は、昭和56年1月に結婚のために厚生年金保険の適用事業所を退職し、同年3月に国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付していた。その後、保険料の納付を中断したことはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、5か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金の任意加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の経済状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格を当該期間当初の昭和57年9月7日に喪失し、当該期間直後の58年3月7日に取得している旨の記載があることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は、昭和44年4月か5月ころに区役所で国民年金に加入し、母の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成17年6月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、昭和51年10月以降は付加保険料も納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、10か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年4月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間である。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料も含め、60歳に至るまですべての保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私の夫は、結婚後の昭和47年11月ごろに結婚前の私の未納期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、全額を一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする夫も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年11月に払い出されており、申立人の夫が納付したとする47年11月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、同年10月*日の婚姻時の氏名及び住所変更手続を適切に行っていることが年金手帳、手帳記号番号払出簿及び戸籍の附票で確認できることから、当該期間に係る過年度保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和44年11月から45年9月までの保険料については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の夫が納付したとする47年11月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私は、夫婦で国民年金に加入した昭和 49 年 1 月以降、国民年金保険料を継続して納付してきている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は昭和 49 年 1 月以降 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は納付書が送付された都度、金融機関で夫婦の保険料を納付していたとしており、申立期間の前後の期間の保険料は夫婦とも現年度納付していること、納付していたとする金融機関の支店は申立期間当時、保険料の収納を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から8年3月まで

私の母は、私が20歳のときに、市役所で市役所で国民年金保険料の免除申請をしようとしたが、所得基準を超えていたため、平成18年4月に就職するまでの保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当時の平成6年8月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であり、申立人の母親は申立期間の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人が障害状態になったときに保障されないと聞き国民年金の加入手続を行ったことを具体的に説明しているほか、納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致していること、申立期間当時申立人は実家を離れていたが、戸籍の附票により住民登録は実家所在地の市であったことが確認できること、申立期間当時の父親の所得（標準報酬月額）からみて保険料免除の所得基準を超えていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年5月まで

私は、昭和44年3月ごろに転居してしばらくして市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年12月から46年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年12月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間当初の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、主として印紙により保険料を納付していたとする申立人の説明は、当時申立人が居住していた市における納付方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年10月から48年5月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、46年10月に再転居した後の当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、再転居前に申立人が居住していた市の手帳記号番号の払出簿には、申立人は不在処理された記載があること、当該市の国民年金被保険者名簿には、申立人が46年10月11日に転出した旨が記載されているが、57年12月14日現在で作成された年度別納付状況リストにおいても、当該市において不在とされていることから、転出先の市において被保険者として把握されていなかったと推測され、当該期間当時、申立人に納付書の送付は行われなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から46年9月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、大学病院を退職した後に父と一緒に国民年金の加入手続に行き、私が結婚するまでの国民年金保険料を父は納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 63 年 7 月に払い出されており、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時、窓口で過年度保険料の納付書を備え付け、その納付を推奨していたとしていること、申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和47年7月から48年9月まで

私は、昭和46年ごろに国民年金保険料の納付が義務づけられていることを知ったため、区役所で未納であった期間の保険料を納付した。その後も長期の地方での仕事から戻るたびに、不在であった期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は15か月で、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、当該期間後は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12139	男		昭和26年生		平成15年6月13日	133万円
					平成15年12月10日	85万5,000円
					平成18年3月24日	150万円
					平成18年6月14日	150万円
					平成18年12月11日	150万円
					平成19年3月30日	70万円
					平成19年12月10日	150万円
12140	男		昭和32年生		平成15年6月13日	63万7,000円
					平成15年12月10日	45万5,000円
					平成16年10月26日	45万7,000円
					平成16年12月10日	9万1,000円
					平成17年6月15日	18万8,000円
					平成17年12月15日	37万6,000円
					平成18年3月24日	94万1,000円
					平成18年6月14日	96万3,000円
					平成18年12月11日	96万3,000円
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	98万1,000円
12141	男		昭和32年生		平成15年6月13日	150万円
					平成15年12月10日	120万円
					平成18年3月24日	150万円
					平成18年6月14日	150万円
					平成18年12月11日	150万円
					平成19年3月30日	60万円
					平成19年12月10日	150万円
12142	男		昭和35年生		平成15年6月13日	77万円
					平成15年12月10日	93万5,000円
					平成16年10月26日	55万4,000円
					平成16年12月10日	11万円
					平成17年6月15日	10万5,000円
					平成17年12月15日	52万7,000円
					平成18年3月24日	52万7,000円
					平成18年6月14日	104万6,000円
					平成18年12月11日	104万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	108万2,000円
12143	男		昭和36年生		平成15年6月13日	150万円
					平成15年12月10日	111万6,000円
					平成18年3月24日	150万円
					平成18年6月14日	150万円
					平成18年12月11日	150万円
					平成19年3月30日	60万円
					平成19年12月10日	150万円
12144	男		昭和43年生		平成15年6月13日	55万3,000円
					平成15年12月10日	67万1,000円
					平成16年10月26日	47万8,000円
					平成16年12月10日	7万9,000円
					平成17年6月15日	7万2,000円
					平成17年12月15日	43万3,000円
					平成18年3月24日	28万9,000円
					平成18年6月14日	70万7,000円
					平成18年12月11日	70万7,000円
					平成19年3月30日	20万円
					平成19年12月10日	69万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12145	男		昭和42年生		平成15年6月13日	45万円
					平成15年12月10日	45万円
					平成16年6月15日	19万3,000円
					平成16年10月26日	12万8,000円
					平成16年12月10日	19万3,000円
					平成17年6月15日	19万4,000円
					平成17年12月15日	51万8,000円
					平成18年3月24日	44万6,000円
					平成18年6月14日	67万円
					平成18年12月11日	67万円
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	66万6,000円
12146	男		昭和42年生		平成15年6月13日	48万4,000円
					平成15年12月10日	34万6,000円
					平成16年6月15日	20万7,000円
					平成16年10月26日	13万8,000円
					平成16年12月10日	6万9,000円
					平成17年6月15日	13万8,000円
					平成17年12月15日	27万7,000円
					平成18年3月24日	41万5,000円
					平成18年6月14日	67万3,000円
					平成18年12月11日	67万3,000円
					平成19年3月30日	20万円
					平成19年12月10日	69万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12147	男		昭和45年生		平成15年6月13日	37万8,000円
					平成15年12月10日	48万6,000円
					平成16年6月15日	18万1,000円
					平成16年10月26日	12万1,000円
					平成16年12月10日	18万1,000円
					平成17年6月15日	17万円
					平成17年12月15日	45万4,000円
					平成18年3月24日	51万1,000円
					平成18年6月14日	61万1,000円
					平成18年12月11日	61万1,000円
					平成19年3月30日	40万円
					平成19年12月10日	65万1,000円
12148	男		昭和46年生		平成15年6月13日	42万3,000円
					平成15年12月10日	42万3,000円
					平成16年6月15日	18万3,000円
					平成16年10月26日	12万2,000円
					平成16年12月10日	18万3,000円
					平成17年6月15日	17万2,000円
					平成17年12月15日	46万円
					平成18年3月24日	39万7,000円
					平成18年6月14日	59万7,000円
					平成18年12月11日	59万7,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	59万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12149	男		昭和38年生		平成15年6月13日	56万2,000円
					平成15年12月10日	72万3,000円
					平成16年10月26日	40万2,000円
					平成16年12月10日	24万1,000円
					平成17年6月15日	25万4,000円
					平成17年12月15日	67万9,000円
					平成18年3月24日	46万6,000円
					平成18年6月14日	85万6,000円
					平成18年12月11日	85万6,000円
					平成19年3月30日	50万円
					平成19年12月10日	91万3,000円
12150	男		昭和46年生		平成15年6月13日	34万8,000円
					平成15年12月10日	49万8,000円
					平成16年6月15日	39万9,000円
					平成16年10月26日	5万3,000円
					平成16年12月10日	31万9,000円
					平成17年6月15日	15万9,000円
					平成17年12月15日	42万6,000円
					平成18年3月24日	36万7,000円
					平成18年6月14日	53万2,000円
					平成18年12月11日	53万2,000円
					平成19年3月30日	25万円
平成19年12月10日	53万2,000円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12151	男		昭和48年生		平成15年6月13日	43万円
					平成15年12月10日	43万円
					平成16年6月15日	19万1,000円
					平成16年10月26日	12万7,000円
					平成16年12月10日	19万1,000円
					平成17年6月15日	19万5,000円
					平成17年12月15日	52万円
					平成18年3月24日	35万7,000円
					平成18年6月14日	66万1,000円
					平成18年12月11日	66万1,000円
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	68万4,000円
12152	男		昭和45年生		平成15年6月13日	45万円
					平成15年12月10日	45万円
					平成16年6月15日	20万5,000円
					平成16年10月26日	13万7,000円
					平成16年12月10日	20万5,000円
					平成17年6月15日	19万6,000円
					平成17年12月15日	52万4,000円
					平成18年3月24日	40万6,000円
					平成18年6月14日	67万6,000円
					平成18年12月11日	67万6,000円
					平成19年3月30日	35万円
					平成19年12月10日	68万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12153	男		昭和43年生		平成15年6月13日	43万6,000円
					平成15年12月10日	59万2,000円
					平成16年6月15日	19万2,000円
					平成16年10月26日	12万8,000円
					平成16年12月10日	19万2,000円
					平成17年6月15日	18万円
					平成17年12月15日	42万円
					平成18年3月24日	18万円
					平成18年6月14日	61万5,000円
					平成18年12月11日	61万5,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	62万3,000円
12154	女		昭和28年生		平成15年6月13日	29万8,000円
					平成15年12月10日	40万5,000円
					平成16年6月15日	21万9,000円
					平成16年10月26日	4万3,000円
					平成16年12月10日	21万9,000円
					平成17年6月15日	22万5,000円
					平成17年12月15日	31万5,000円
					平成18年3月24日	13万5,000円
					平成18年6月14日	46万2,000円
					平成18年12月11日	46万2,000円
					平成19年3月30日	5万円
					平成19年12月10日	47万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12155	男		昭和44年生		平成15年6月13日	43万9,000円
					平成15年12月10日	31万3,000円
					平成16年6月15日	19万5,000円
					平成16年10月26日	13万円
					平成16年12月10日	13万円
					平成17年6月15日	18万5,000円
					平成17年12月15日	37万円
					平成18年3月24日	46万2,000円
					平成18年6月14日	62万7,000円
					平成18年12月11日	62万7,000円
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	62万円
12156	男		昭和47年生		平成15年6月13日	35万2,000円
					平成15年12月10日	35万2,000円
					平成16年6月15日	26万6,000円
					平成16年10月26日	5万3,000円
					平成16年12月10日	26万6,000円
					平成17年6月15日	27万6,000円
					平成17年12月15日	49万7,000円
					平成18年3月24日	24万8,000円
					平成18年6月14日	57万3,000円
					平成18年12月11日	57万3,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	67万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12157	男		昭和51年生		平成15年6月13日	33万4,000円
					平成15年12月10日	33万4,000円
					平成16年6月15日	25万2,000円
					平成16年10月26日	5万円
					平成16年12月10日	25万2,000円
					平成17年6月15日	26万4,000円
					平成17年12月15日	47万5,000円
					平成18年3月24日	23万7,000円
					平成18年6月14日	54万7,000円
					平成18年12月11日	54万7,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	57万円
12158	男		昭和50年生		平成15年6月13日	33万5,000円
					平成15年12月10日	33万5,000円
					平成16年6月15日	25万3,000円
					平成16年10月26日	5万円
					平成16年12月10日	25万3,000円
					平成17年6月15日	26万2,000円
					平成17年12月15日	42万円
					平成18年3月24日	15万7,000円
					平成18年6月14日	54万1,000円
					平成18年12月11日	54万1,000円
					平成19年3月30日	12万円
					平成19年12月10日	56万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12159	男		昭和49年生		平成15年6月13日	33万1,000円
					平成15年12月10日	33万1,000円
					平成16年6月15日	24万8,000円
					平成16年10月26日	4万9,000円
					平成16年12月10日	24万8,000円
					平成17年6月15日	25万9,000円
					平成17年12月15日	46万7,000円
					平成18年3月24日	23万3,000円
					平成18年6月14日	54万1,000円
					平成18年12月11日	54万1,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	56万6,000円
12160	男		昭和50年生		平成15年6月13日	25万円
					平成15年12月10日	35万7,000円
					平成16年6月15日	33万6,000円
					平成16年10月26日	4万2,000円
					平成16年12月10日	33万6,000円
					平成17年6月15日	22万円
					平成17年12月15日	43万5,000円
					平成18年3月24日	26万8,000円
					平成18年6月14日	51万2,000円
					平成18年12月11日	51万2,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	53万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12161	女		昭和48年生		平成15年6月13日	24万9,000円
					平成15年12月10日	24万9,000円
					平成16年6月15日	18万4,000円
					平成16年10月26日	3万6,000円
					平成16年12月10日	18万4,000円
					平成17年6月15日	19万円
					平成17年12月15日	30万5,000円
					平成18年3月24日	15万2,000円
					平成18年6月14日	39万6,000円
					平成18年12月11日	39万6,000円
					平成19年3月30日	15万円
					平成19年12月10日	41万4,000円
12162	男		昭和48年生		平成15年6月13日	29万4,000円
					平成15年12月10日	42万円
					平成16年6月15日	35万2,000円
					平成16年10月26日	4万4,000円
					平成16年12月10日	35万2,000円
					平成17年6月15日	23万円
					平成17年12月15日	45万6,000円
					平成18年3月24日	28万1,000円
					平成18年6月14日	53万5,000円
					平成18年12月11日	53万5,000円
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	55万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12163	女		昭和52年生		平成15年6月13日	22万3,000円
					平成15年12月10日	31万8,000円
					平成16年6月15日	26万9,000円
					平成16年10月26日	3万3,000円
					平成16年12月10日	26万9,000円
					平成17年6月15日	17万6,000円
					平成17年12月15日	31万7,000円
					平成18年3月24日	21万1,000円
					平成18年6月14日	41万3,000円
					平成18年12月11日	41万3,000円
					平成19年3月30日	14万円
					平成19年12月10日	43万4,000円
12164	男		昭和51年生		平成15年6月13日	23万9,000円
					平成15年12月10日	34万2,000円
					平成16年6月15日	32万円
					平成16年10月26日	4万円
					平成16年12月10日	28万円
					平成17年6月15日	21万円
					平成17年12月15日	41万6,000円
					平成18年3月24日	25万6,000円
					平成18年6月14日	48万7,000円
					平成18年12月11日	48万7,000円
					平成19年3月30日	25万円
					平成19年12月10日	50万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12165	女		昭和47年生		平成15年6月13日	20万4,000円
					平成15年12月10日	27万7,000円
					平成16年6月15日	23万円
					平成16年10月26日	3万円
					平成16年12月10日	15万3,000円
					平成17年6月15日	15万9,000円
					平成17年12月15日	25万4,000円
					平成18年3月24日	9万5,000円
					平成18年6月14日	32万8,000円
					平成18年12月11日	32万8,000円
					平成19年3月30日	10万円
					平成19年12月10日	33万7,000円
12166	男		昭和54年生		平成15年6月13日	18万5,000円
					平成15年12月10日	18万5,000円
					平成16年6月15日	14万1,000円
					平成16年10月26日	2万8,000円
					平成16年12月10日	19万8,000円
					平成17年6月15日	17万9,000円
					平成17年12月15日	35万8,000円
					平成18年3月24日	21万8,000円
					平成18年6月14日	46万2,000円
					平成18年12月11日	46万2,000円
					平成19年3月30日	20万円
					平成19年12月10日	48万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12167	女		昭和52年生		平成15年6月13日	18万2,000円
					平成15年12月10日	26万1,000円
					平成16年6月15日	21万9,000円
					平成16年10月26日	2万7,000円
					平成16年12月10日	21万9,000円
					平成17年6月15日	17万2,000円
					平成17年12月15日	31万1,000円
					平成18年3月24日	20万7,000円
					平成18年6月14日	36万7,000円
					平成18年12月11日	36万7,000円
					平成19年3月30日	15万円
					平成19年12月10日	38万5,000円
12168	男		昭和49年生		平成16年6月15日	16万7,000円
					平成16年10月26日	3万3,000円
					平成16年12月10日	16万7,000円
					平成17年6月15日	18万7,000円
					平成17年12月15日	37万5,000円
					平成18年3月24日	17万3,000円
					平成18年6月14日	48万5,000円
					平成18年12月11日	48万5,000円
					平成19年3月30日	20万円
					平成19年12月10日	50万7,000円
12169	女		昭和56年生		平成16年12月10日	7万円
					平成17年6月15日	8万7,000円
					平成17年12月15日	28万1,000円
					平成18年3月24日	9万2,000円
					平成18年6月14日	33万4,000円
					平成18年12月11日	33万4,000円
					平成19年3月30日	17万円
					平成19年12月10日	39万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12170	男		昭和51年生		平成17年6月15日	3万円
					平成17年12月15日	17万円
					平成18年3月24日	1万8,000円
					平成18年6月14日	36万円
					平成18年12月11日	36万円
					平成19年3月30日	18万円
					平成19年12月10日	37万8,000円
12171	男		昭和55年生		平成18年12月11日	5万円
					平成19年3月30日	5万円
					平成19年12月10日	32万4,000円
12172	男		昭和55年生		平成18年12月11日	5万円
					平成19年3月30日	5万円
					平成19年12月10日	34万2,000円
12173	男		昭和57年生		平成18年12月11日	29万7,000円
					平成19年3月30日	10万円
					平成19年12月10日	31万3,000円
12174	女		昭和59年生		平成19年12月10日	3万円
12175	女		昭和53年生		平成15年6月13日	18万3,000円
					平成15年12月10日	18万3,000円
					平成16年6月15日	16万6,000円
					平成16年10月26日	3万3,000円
					平成16年12月10日	16万6,000円
					平成17年6月15日	17万4,000円
					平成17年12月15日	27万9,000円
					平成18年3月24日	13万9,000円
12176	女		昭和50年生		平成15年6月13日	24万6,000円
					平成15年12月10日	24万6,000円
					平成16年6月15日	18万7,000円
					平成16年10月26日	3万7,000円
					平成16年12月10日	18万7,000円
					平成17年6月15日	19万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12177	男		昭和21年生		平成15年6月13日	69万9,000円
					平成15年12月10日	69万9,000円
					平成17年12月15日	25万8,000円
					平成18年3月24日	74万4,000円
					平成18年6月14日	80万7,000円
					平成18年12月11日	80万7,000円
					平成19年3月30日	15万円
					平成19年12月10日	80万7,000円
12178	男		昭和10年生		平成15年6月13日	7万2,000円
					平成15年12月10日	9万3,000円
					平成16年6月15日	6万5,000円
					平成16年10月26日	1万3,000円
					平成16年12月10日	1万3,000円
					平成17年6月15日	1万2,000円
12179	男		昭和25年生		平成15年6月13日	84万5,000円
					平成15年12月10日	60万4,000円
					平成16年10月26日	58万円
					平成16年12月10日	11万6,000円
					平成17年6月15日	31万3,000円
					平成17年12月15日	41万7,000円
					平成18年3月24日	77万3,000円
					平成18年6月14日	97万1,000円
					平成18年12月11日	97万1,000円
					平成19年3月30日	10万円
平成19年12月10日	75万9,000円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12180	女		昭和47年生		平成15年6月13日	30万4,000円
					平成15年12月10日	43万5,000円
					平成16年6月15日	36万6,000円
					平成16年10月26日	4万5,000円
					平成16年12月10日	36万6,000円
					平成17年6月15日	23万8,000円
					平成17年12月15日	42万9,000円
					平成18年3月24日	28万6,000円
					平成18年6月14日	50万3,000円
					平成18年12月11日	50万3,000円
					平成19年3月30日	15万円
12181	男		昭和50年生		平成15年6月13日	31万6,000円
					平成15年12月10日	42万8,000円
					平成16年6月15日	35万4,000円
12182	男		昭和34年生		平成15年6月13日	150万円
					平成15年12月10日	150万円
					平成16年10月26日	116万4,000円
					平成16年12月10日	69万8,000円
					平成17年6月15日	71万2,000円
					平成17年12月15日	150万円
					平成18年3月24日	150万円
					平成18年6月14日	150万円
					平成18年12月11日	150万円
					平成19年3月30日	50万円
					平成19年12月10日	150万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12183	男		昭和36年生		平成15年6月13日	63万円
					平成15年12月10日	45万円
					平成16年10月26日	41万7,000円
					平成16年12月10日	8万3,000円
					平成17年6月15日	16万7,000円
					平成17年12月15日	50万1,000円
					平成18年3月24日	80万2,000円
					平成18年6月14日	86万4,000円
					平成18年12月11日	86万4,000円
					平成19年3月30日	50万円
					平成19年12月10日	88万9,000円
12184	女		昭和48年生		平成15年6月13日	24万9,000円
					平成15年12月10日	33万9,000円
					平成16年6月15日	27万7,000円
					平成16年10月26日	3万7,000円
					平成16年12月10日	18万5,000円
					平成17年6月15日	19万1,000円
					平成17年12月15日	34万4,000円
					平成18年3月24日	22万9,000円
					平成18年6月14日	39万2,000円
					平成18年12月11日	39万2,000円
					平成19年3月30日	12万円
平成19年12月10日	40万4,000円					
12185	男		昭和45年生		平成15年6月13日	38万8,000円
					平成15年12月10日	52万6,000円
					平成16年6月15日	18万円
					平成16年10月26日	12万円
					平成16年12月10日	36万1,000円
					平成17年6月15日	19万4,000円
					平成17年12月15日	51万8,000円
					平成18年3月24日	44万7,000円
					平成18年6月14日	67万9,000円
					平成18年12月11日	67万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
					平成19年3月30日	30万円
					平成19年12月10日	69万1,000円
12186	女		昭和46年生		平成15年6月13日	25万3,000円
					平成15年12月10日	36万1,000円
					平成16年6月15日	28万2,000円
					平成16年10月26日	3万7,000円
					平成16年12月10日	22万5,000円
					平成17年6月15日	19万5,000円
					平成17年12月15日	35万1,000円
					平成18年3月24日	17万5,000円
					平成18年6月14日	40万4,000円
					平成18年12月11日	40万4,000円
					平成19年3月30日	10万円
					平成19年12月10日	41万7,000円
12187	男		昭和51年生		平成16年6月15日	24万6,000円
					平成16年10月26日	3万円
					平成16年12月10日	21万5,000円
					平成17年6月15日	17万3,000円
					平成17年12月15日	34万6,000円
					平成18年3月24日	21万1,000円
					平成18年6月14日	45万8,000円
					平成18年12月11日	45万8,000円
					平成19年3月30日	30万円
平成19年12月10日	48万4,000円					
12188	女		昭和53年生		平成19年12月10日	3万円
12189	男		昭和58年生		平成19年12月10日	3万円
12190	女		昭和42年生		平成15年6月13日	32万3,000円
					平成15年12月10日	32万3,000円
					平成16年6月15日	23万7,000円
					平成16年10月26日	4万7,000円
					平成16年12月10日	23万7,000円
					平成17年6月15日	24万4,000円
					平成17年12月15日	24万4,000円
					平成18年3月24日	24万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
					平成18年6月14日	45万円
					平成18年12月11日	45万円
					平成19年3月30日	5万円
12191	男		昭和44年生		平成15年6月13日	42万9,000円
					平成15年12月10日	61万3,000円
					平成16年6月15日	29万7,000円
					平成16年10月26日	5万9,000円
					平成16年12月10日	41万5,000円
					平成17年6月15日	17万3,000円
12192	男		昭和45年生		平成15年6月13日	46万円
					平成15年12月10日	65万8,000円
					平成16年6月15日	33万2,000円
					平成16年10月26日	6万6,000円
					平成16年12月10日	46万4,000円
					平成17年6月15日	19万9,000円
					平成17年12月15日	53万1,000円
					平成18年3月24日	59万7,000円
					平成18年6月14日	62万7,000円
					平成18年12月11日	62万7,000円
					平成19年3月30日	30万円
12193	男		昭和46年生		平成15年6月13日	45万2,000円
					平成15年12月10日	64万6,000円
					平成16年6月15日	33万3,000円
					平成16年10月26日	6万6,000円
					平成16年12月10日	46万6,000円
					平成17年6月15日	21万3,000円
					平成17年12月15日	57万円
					平成18年3月24日	64万1,000円
					平成18年6月14日	77万3,000円
					平成18年12月11日	77万3,000円
					平成19年3月30日	50万円
					平成19年12月10日	81万8,000円
					平成15年6月13日	31万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12194	男		昭和50年生		平成15年12月10日	44万9,000円
					平成16年6月15日	38万1,000円
					平成16年10月26日	4万7,000円
					平成16年12月10日	38万1,000円
					平成17年6月15日	24万9,000円
					平成17年12月15日	44万9,000円
					平成18年3月24日	29万9,000円
					平成18年6月14日	52万5,000円
					平成18年12月11日	52万5,000円
					平成19年3月30日	20万円
					平成19年12月10日	54万6,000円
12195	男		昭和46年生		平成19年3月30日	3万円
					平成19年12月10日	50万円
12196	女		昭和46年生		平成15年6月13日	27万円
					平成15年12月10日	36万6,000円
					平成16年6月15日	20万1,000円
					平成16年10月26日	4万円
					平成16年12月10日	20万1,000円
					平成17年6月15日	20万7,000円
					平成17年12月15日	29万円
					平成18年3月24日	12万4,000円
					平成18年6月14日	42万5,000円
					平成18年12月11日	42万5,000円
					平成19年3月30日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和49年12月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月30日から同年9月1日まで
② 昭和49年12月2日から50年1月4日まで

D社からA社に出向した申立期間①及びC社からB社に転籍した申立期間②の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も継続して2社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社経理担当者の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和33年6月30日にC社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和33年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散しているため照会することができず、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社在職中に、同社の子会社であるB社代表取締役（当時、C社取締役を兼務）からの要請を受け、昭和49年12月にB社へ転籍をしたと申し立てており、同社の複数の従業員が、「申立人は昭和49年12月から申立期間②を含め勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②において、同社に継続して勤務し（昭和49年12月2日にC社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年12月31日から26年1月1日まで
② 昭和43年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の供述、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年1月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和26年1月1日と届け出たに

もかかわらず、社会保険事務所がこれを25年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人の供述、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年11月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和45年2月25日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月20日から45年2月20日まで
② 昭和45年2月25日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和44年12月20日に入社し、申立期間①及び②も間違いなく継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和45年2月20日に資格を取得し、同年2月25日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月25日から同年8月1日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務し、同様の業務に従事していた4人の同僚の供述から、申立人は申立期間②において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚は、「申立人は申立期間②において、雇用形態の変更、他部署への異動や長期欠勤は無かった。」と供述している。

さらに、上記同僚の厚生年金保険加入記録は、申立期間②においても継続している。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、A社における昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①当時、申立人と同様の業務に従事していた4人の同僚に入社時期を照会したところ、そのうち二人が、入社から1か月ないし5か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿には、申立人の資格取得日は昭和 45 年 2 月 20 日と記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、申立期間①当時の人事資料等は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和24年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和27年12月31日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和27年12月31日から28年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年12月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和24年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和27年12月31日に

同社C支社から同社本社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和28年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

3 なお、申立期間①及び②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年11月30日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日の後の6年1月28日付けで、4年10月から5年9月までは13万4,000円、同年10月は22万円に、それぞれさかのぼって減額訂正されている上、同社においては、申立人のほか4名の標準報酬月額が同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年7月7日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。一時金支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された一時金支給明細書及びA社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、一時金支給明細書及び賞与支給明細表において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和22年5月28日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を同年5月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち昭和29年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月28日から同年6月1日まで
② 昭和29年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和62年1月1日から63年12月31日まで

A社で勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年5月28日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び上記人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年10月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和29年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、上記人事記録では、申立人は、A社を昭和58年12月*日に定年退職し、59年1月1日から「特別嘱託、D局主査」と記載され、61年12月31日に「期日退職」と記録されていることが確認できる。

また、A社における申立人に係る雇用保険の離職日が昭和61年12月31日と記録され、申立期間③が含まれていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、厚生年金保険法（旧法）に基づく老齢年金の裁定請求を昭和62年3月19日に、同年1月1日までさかのぼって行った記録があり、当該老齢年金を支給停止された記録が確認できないことから、仮に申立人がA社に勤務していたとしても、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和42年8月5日)及び資格取得日(43年3月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和42年8月及び同年9月は2万円、同年10月から43年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月5日から43年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間とは同社の2階に住み込みで勤務し、厚生年金保険料も継続して控除されていたはずである。申立期間の住所の証明として一般用米穀類購入通帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和40年6月1日に資格を取得し、42年8月5日に資格を喪失後、43年3月1日に同社において再度資格を取得しており、42年8月5日から43年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が提出した一般用米穀類購入通帳及びA社で申立期間に申立人と同じ業務をしていた同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に住み込みで勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、申立人に係る申立期間の業務内容や勤務形態は、前後の期間と変更が無かったとしている。

さらに、A社において、申立人のほかに厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているものは確認できず、申立人と同じ職種の同僚は上記同僚一人であり、当該同僚については、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立

期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和42年7月及び同年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、同年8月及び同年9月は2万円、同年10月から43年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から43年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録については、申立人の資格取得日は昭和31年6月1日、資格喪失日は32年4月1日であると認められることから、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から昭和32年4月1日まで
年金事務所から、自分のものである可能性が高い記録が見つかったとの連絡を受け、自分の記録に間違いないと答えたが、勤務した会社をB社と答えたところ、認められなかった。自分の記録に間違いがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、漢字とカタカナという違いはあるものの、申立人と姓名が同一で生年月日が一致している被保険者の記録が存在し、また、当該被保険者の記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

さらに、A社の事業主は、「賃借していた店舗の一部をB社に転貸することにし、同社はそこで婦人服を販売した。販売員であった申立人及び他の1名の計2名については、同社の事業主と相談の上、当社の従業員として厚生年金保険の被保険者とすることにした。」と述べている。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は、当該未統合の記録と一部期間が重複し、昭和31年8月1日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和31年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び32年4月1日に資格を喪失した旨の届出の両方を社会保険事務所（当時）に行っていたと認められる。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金

保険被保険者名簿の記録から、6 000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月1日から7年6月30日まで
② 平成12年6月1日から15年7月1日まで

A社に勤務した申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額と相違している。当該期間の保険料控除額が分かる給与明細書を提出するので、申立期間②に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した申立人の申立期間②に係る給与明細書により、申立期間②のうち、平成13年12月から14年5月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間②のうち、平成13年12月から14年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書における報酬月額又は保険料控除

額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く不明であり、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成12年6月から13年11月までの期間及び14年6月から15年1月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることが確認できることから、特例法による記録の訂正を行うことはできない。また、申立期間②のうち、平成15年2月から同年6月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、平成16年度特別区民税・都民税内訳書における社会保険料控除額を基に試算した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による記録の訂正を行うことはできない。

2 申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が当該期間のうち平成2年11月1日から7年6月20日までの期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、平成20年6月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間①に係る給与支払明細書(申立人は、申立期間①の55か月のうち、29か月分の給与支払明細書を提出)によると、7か月分の給与支払明細書には、厚生年金保険料欄に金額の記入があるものの、厚生年金保険料の額としては低額であり、さらに、22か月分の給与支払明細書には、厚生年金保険料欄に金額の記入が無く、雇用保険料欄には金額が2段に分けて記入されており、当該金額は、それぞれ、雇用保険料の本人負担分と事業主負担分の金額に近似している。

このことについて、A社は、「当該期間当時は、厚生年金保険に未加入であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。また、申立人とは請負契約であり、雇用保険料を本人が全額負担することとしていたので、雇用保険料の会社負担分と本人負担分を給与明細書に記入しており、そのうちの会社負担分を7か月分の給与支払明細書においては厚生年金保険料欄に記入したものである。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月24日から同年10月1日まで

A社からB社に出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が提出した辞令書及びA社が提出した「基金設立前社員退職者名簿」から判断すると、申立人は昭和38年8月23日にA社からB社に出向し、それぞれの会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と一緒にA社からB社に出向した元従業員は、「申立期間中の給与は、A社から支給されていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、「保険料の納付については不明である。」と述べており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により、消滅する前に事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、昭和62年10月から平成元年11月までは47万円に、同年12月から6年10月までは53万円に、同年11月から8年10月までは59万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成8年11月9日まで
年金事務所の調査により、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低いことが分かった。同社では、取締役だったが、厚生年金保険関係事務に全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年11月9日より後の同年11月20日付けで、昭和62年10月から平成元年11月までは47万円から6万8,000円に、同年12月から6年10月までは53万円から8万円に、同年11月から8年10月までは59万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた時期において取締役であったことが確認できるが、当時の複数の役員及び従業員は、「申立人は専務取締役として代表取締役を補佐していたが、社会保険関係事務の権限を有していたのは経理部長であった。」旨供述しており、当該経理部長は、「自分が社会保険事務を担当しており、申立人の標準報酬月額減額訂正手続においても、社会保険事務所の指示に従い自分が行った。」旨供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂

正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和62年10月から平成元年11月までは47万円に、同年12月から6年10月までは53万円に、同年11月から8年10月までは59万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社からの異動があったかもしれないが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和41年4月1日から継続してA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当した従業員は、「同社の採用面接を受けて採用されたが、受け取った健康保険証の事業所名がB社になっていたため、A社は社会保険の適用事業所となっていないことを知った。上司に相談して、同社を社会保険の適用事業所とすることになり、社会保険事務所（当時）の指導を受けて手続をしたのに、自分も含め複数の従業員に1か月の空白があることは信じられない。申立期間中の保険料は、同社から控除されていたと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主の連絡先も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月1日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間中、同社に勤務したことは確かであり、給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間中、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成11年5月1日、資格喪失日は同年6月21日と記録され、被保険者月数が1か月とされているところ、申立人が提出した同年4月から同年6月までの給与支給明細書では、2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成11年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は昭和59年3月6日に設立されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、平成11年4月1日より勤務していたことが確認できることから、同社は、同年4月1日には厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和36年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月22日から同年7月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の従業員台帳、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年6月22日に同社D工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B工場は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社B工場は法人事業所であり、申立人を含む複数の従業員は、「昭和36年5月26日に同社同工場で採用された。」旨供述しており、また、C社から提出された申立人に係る従業員台帳によると、申立人は同年5月26日にA社B工場の警備員（臨時従業員）として勤務していたと記録があることから、同社同工場では複数の正規従業員が勤務していたことが推認でき、同年6月22日には当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、A社B工場は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の「人事部職員原簿から、申立人の昭和23年4月1日から60年3月31日までの在籍が確認できた。」との回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の供述及びA社の同僚の「申立期間当時、異動日は7月1日が原則であった。」との供述により、申立人の同社本社から同社C支店への異動日は、昭和25年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月21日から同年9月21日まで

B社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への出向があるものの、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにC社から提出された申立人の在籍証明書及び従業員名簿から判断すると、申立人はB社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に関連会社のA社に出向し、同年9月21日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に平成15年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から回答が無いため不明であるが、事業主が資格喪失日を平成15年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に同社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和50年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年2月21日、資格喪失日に係る記録を同年3月10日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月21日から同年3月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び経緯書並びにB健康保険組合の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和56年2月21日にC社からA社に異動し、同年3月10日に同社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和56年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めており、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年2月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から54年2月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に昭和54年2月26日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人を含む15人について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日（以下「全喪日」という。）以降に、同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が半年以上さかのぼって行われていることが認められ、このうち申立人を含む9人については、いずれも全喪日以降の同年3月26日付けで、被保険者資格を53年9月30日に喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このように全喪日以降に申立人等の被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年9月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、申立人の同社における雇用保険の離職日の翌日である54年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和 39 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 39 年 4 月 1 日に入社し、その同社B所に配属されたが、入社と同時に同社C所において新入社員研修に参加し、1か月後に同社B所に戻った。申立期間も同社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和 39 年 5 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、オンライン記録では、同日までの申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、A社から提出のあった申立人に係る人事記録、事業主の回答及び申立人が記憶していた二人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社では、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるが、申立人は、当社において正社員であったことが確認できるところ、申立期間当時、当社では、正社員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」旨回答している。

一方、A社から提出のあった同社C所の従業員に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「年金保険並健康保険台帳」（共に同社が作成・保管）には、申立人及び従業員一人について、共に同社C所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 39 年 4 月 1 日と記録されているものの、当該記録処

理を誤ったとして、共に当該資格取得日に係る記録を二重線により取り消す処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人及び上記二人の同僚のうちの一人は、共に、上記従業員について、「A社C所において新入社員研修に参加した同期入社の子員であった。」旨供述しているところ、当該従業員は、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、昭和39年4月1日から申立期間を含め、当該研修後に勤務した同社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このことから、当時、A社では、同社C所における新入社員研修後に事業所間の異動があった従業員について、異動先の事業所において、入社時（昭和39年4月1日）にさかのぼって被保険者資格を取得させていたものと考えられることから、申立人についても、申立期間の被保険者記録は、その後に勤務した同社B所において有することが相当であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月22日から同年9月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあったB社（現在は、C社）の「従業員名簿」及び「入社後の履歴」（共に同社が作成・保管）の写し、事業主の回答並びに申立人が記憶していた二人の同僚の供述等から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年8月22日にB社から関連会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月16日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和43年11月16日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年9月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和39年8月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年1月10日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年8月までは30円、同年9月から19年12月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年2月ごろ

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には仕上工及び電気溶接工として働き、船員になるまで勤務した。同僚の出征時に職場の人たちと撮った写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が同一である者の記録が確認できる。そこで、当該者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、申立人の名前が記載されており、A社B工場において、資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は20年1月10日と記録されていることが確認できる。

このことについて、年金事務所は、書き間違えたか、転記ミスなのか、あるいは申立人と当該者の二人分を一人分を書いてしまったのか分からないとしており、社会保険事務所(当時)の記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格は、上記厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では取得日が昭和17年1月1日とされているが、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)は同年6月1日から適用が開始されていることから、取得日は同年6月1日、喪失日は20年1月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録により、昭和17年6月から18年8月までは30円、同年9月から19年12月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年5月1日）及び資格取得日（昭和41年7月13日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を39年5月から40年9月まで2万6,000円、同年10月から41年6月までを3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年2月まで
② 昭和39年5月1日から41年7月13日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和38年2月から43年12月末日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和39年2月3日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失後、41年7月13日に同社において再度資格を取得しており、39年5月から41年6月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人はA社にトラックの運転手として入社し、退職するまで同じ職種だったとしているところ、同社で同職種にあった複数の従業員は、申立人は申立期間②において同社でトラック運転手として勤務していたと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間当時、被保険者であった従業員12人の業務内容を調査したところ、申立人と同じ業務内容の従業員5人が確認でき、うち4人の厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における申立人及び同業種の従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和39年5月から40年9月まで2万6,000円、同年10月から41年6月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は同僚5人を記憶しているが、うち2人はA社に係る事業所別被保険者名簿に被保険者としての記録が無く、1人は死亡しており、1人は連絡先が不明であり、1人は会話が困難な状況であることから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録がある従業員12人に照会したところ、回答があった申立人と同職種にあった従業員5人のうち入社日を記憶していた3人は、入社してから約1年後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。このことから、A社は入社して一定期間経過してから、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A病院における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年8月1日）及び資格取得日（昭和46年11月6日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和44年8月及び同年9月については2万2,000円、同年10月から45年9月までの期間については2万8,000円、同年10月から46年9月までの期間については3万9,000円、同年10月については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年8月1日から46年11月6日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A病院において昭和44年5月1日に被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失後、46年11月6日に同病院において再度資格を取得しており、44年8月から46年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが認められる。なお、申立人は、「申立期間前後も含めて、外来看護婦のパートとして勤務しており、申立期間に出産や病気で長期休暇を取得したことは無い。」と供述しているところ、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している上司及び同僚も「申立人は申立期間も含め継続して勤務していた。」と供述している。

また、A病院の元事業主は、「社会保険庁（当時）の規定どおり、見習期間は無く、正職員もパートも勤務していた従業員は、全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、昭和 44 年 8 月及び同年 9 月については 2 万 2,000 円、同年 10 月から 45 年 9 月までの期間については 2 万 8,000 円、同年 10 月から 46 年 9 月までの期間については 3 万 9,000 円、同年 10 月については 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 8 月から 46 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年5月6日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月6日から同年8月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍証明書及びA社から提出のあった申立人に係る退職願により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の人事総務部の担当者は、「当社では正社員と準社員及びパート社員の退職願は分けて保管しており、申立人の退職願は正社員退職者カードNO. 1に保管されていたことから、申立人は正社員として勤務していたと思われる。また、当時から試用期間は無く、正社員であれば給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時にA社に勤務した同僚の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間において、同社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が

提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 5 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月1日から7年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたところ、平成8年1月8日付けで17万円にさかのぼって減額訂正され、さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月31日）の後の同年3月6日付けで再度さかのぼって24万円に訂正されており、申立人のほかに二人の従業員の標準報酬月額も同様に二度の訂正が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額の減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年12月については、申立人が提出した当該月に係る給与明細書により、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料額より高い保険料額が、事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年12月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が平成6年12月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の納付について確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち昭和49年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年10月1日から同年11月1日まで

A社から年金記録の訂正手続についての連絡があり、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社に勤務していた期間のうち申立期間について未加入であることが分かった。これは、同社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことによるとのことなので、調査して厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の在職証明書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は申立人の厚生年金保険料を給与から控除していることを認めており、加えて、同僚の給与明細書から申立期間の保険料が控除されていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とす

ることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和49年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間においては、少なくとも16人の従業員が同社に在籍していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
12268	男		昭和25年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	7万6,000円
12269	男		昭和25年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	8万6,000円
12270	男		昭和25年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	9万2,000円
12271	男		昭和25年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	8万6,000円
12272	男		昭和21年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	13万4,000円
12273	男		昭和23年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	11万円
12274	男		昭和26年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	8万6,000円
12275	男		昭和18年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	20万円
12276	男		昭和17年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	20万円
12277	男		昭和24年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	9万2,000円
12278	男		昭和28年生		昭和49年10月1日～同年11月1日	8万円

東京厚生年金 事案 12279 (事案 7295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成4年5月から6年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている旨を申し立てたところ、社会保険事務所（当時）による、さかのぼった記録訂正があるとして、年金記録の訂正が必要である旨の通知が行われた。しかし、申立期間の標準報酬月額は、当初の記録が30万円であることから年金記録の訂正が必要である旨の通知は行われたが、申立期間以前の標準報酬月額である53万円に見合う保険料と変わらない額が控除されていた。今回、申立期間のうち同年3月分の給与支払明細書が見つかり提出するので、再度調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における標準報酬月額が、当初、平成5年10月1日の定時決定において30万円と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の6年11月24日付けで、8万円にさかのぼって減額訂正されたとして、既に当委員会の決定に基づく22年3月10日付け当初記録されていた30万円への記録訂正が必要である旨の通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出のあった平成6年3月分の給与支払明細書において、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与支払明細書の提出の無い平成5年10月から6年2月まで

の期間についても、申立期間の終期に当たる上記給与支払明細書において申立期間前と同じ53万円の標準報酬月額に基づく保険料控除が確認できることから判断して、当該期間についても同額の厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが適当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認できず、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が53年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月29日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月29日から同年7月1日まで

A社B支店に在籍していた期間のうち、申立期間が同社の手続誤りにより未加入となっている。既に同社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているとのことなので、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書等から判断すると、申立人が同社に昭和50年4月1日から申立期間を含み現在まで継続して勤務し（昭和53年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和53年6月29日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年4月21日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を30万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月1日から49年3月1日まで
② 昭和58年4月21日から同年5月9日まで

B社又はC社に勤務していた申立期間①、D社又はA社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間についてそれぞれの会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は昭和58年4月21日にD社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月9日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、同年4月21日から同年5月9日までの期間に係る被保険者の記録が無い。

これについて、A社の元取締役は、「当社の直営店の開設に当たり申立人の営業力が必要だったので、D社から当社の直営店の店長として申立人に異動してもらったが、申立期間②において、申立人は休み無く勤務していた。」と述べており、また、A社の元管理部長は、「申立人の異動はグループ会社間であるため、申立期間②は当社の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と述べている。

さらに、申立期間②当時にD社及びA社の社会保険事務を担当していた経営労務事務所は、「被保険者の資格得喪手続は当事務所で行っていたが、申立人のようにグループ会社間の異動により被保険者期間に空白があることは考えられず、何かの手違いがあったと思う。」と述べている。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

加えて、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②当時の両社の代表者から回答が無く、また、A社の元取締役は、「申立期間②当時の両社の代表者は、人事関係資料を持っていない。」と述べており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、B社の元経理担当者は、「当社は衣料品販売と飲食を事業としていたが、昭和48年11月ごろに二事業を分離し、衣料品販売担当の社員はC社に、飲食担当の社員は当社の代表者が新たに立ち上げた同名の別会社にそれぞれ異動することになった。ただし、分離後の受け皿となる会社は両社共に49年3月に厚生年金保険の適用事業所となっているため、それまでは準備期間だったと思うが、この間の事業は継続しており、社員も変わりなく勤務していた。」と述べている。

また、オンライン記録から、B社からC社に異動履歴がある住所の判明した9人に文書照会を行ったところ、7人から回答があり、このうち二人は、「申立人は、申立期間①において、同じ販売店で販売員として継続して勤務していた。」と回答している。

しかしながら、B社の元経理担当者は、「私自身は、当社の代表者が新たに立ち上げた同名の別会社に異動したが、厚生年金保険の加入記録は昭和48年11月1日から49年3月18日まで空白となっている。この間、私は継続して経理業務をしていたが、国民健康保険に入っていたので、厚生年金保険の空白期間について事前に会社から聞いていたと思うし、他の社員も同様に聞いていたと思う。この間の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考えられず、もし控除されていたら当然気付いて会社側に申し出ていたはずである。」と述べている。このことは、同社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の代表者が新たに立ち上げた同名の別会社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得している15人全員について、B社における資格喪失の際に、健康保険被保険者証を返納している記録が同名簿から確認できることから裏付けられる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に、C社において資格を再取得している申立人を含む15人全員がB社

における資格喪失の際に健康保険被保険者証を返納している記録が同名簿から確認できる。

さらに、C社の代表者は、「当社は、B社とは別会社である。」とし、申立人を含む15人について、「申立期間①における給与は当社から支払っていたかもしれないが、保険料は給与から控除していなかったと思う。」と述べている。また、B社及びC社の代表者は、「申立期間①当時の人事関係資料は無い。」と回答している。

なお、前述のB社からC社に異動した申立人を除く14人中、住所が判明した元従業員9人のうち、7人は、「申立期間①に給与がどちらの会社から支払われていたか、また、健康保険証のやり取りについて、はっきり覚えていない。」と回答しており、また、そのうちの4人は、申立期間①に会社がB社からC社に変わることに、「説明を受けた。」又は「知っていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年4月1日）及び資格取得日（21年8月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和20年4月から21年3月までは130円、同年4月から同年7月までは510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年8月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、本社からC事業所に異動はあったが、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失後、21年8月15日に同社において再度資格を取得しており、20年4月1日から21年8月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、B社の人事担当者は、「申立人が昭和20年4月1日に本社からC事業所に異動の際、厚生年金保険被保険者資格を喪失した理由は、A社C事業所が本社直属の組織で、同事業所の厚生年金保険は本社一括適用であったにもかかわらず、通常の転勤処理をしたものであり、申立期間も継続して給与を支払い、保険料も継続して控除してい

たものと考えられる。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和20年4月から21年3月までは130円、同年4月から同年7月までは510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から21年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 63 年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和 63 年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

申立期間③については、申立人のA社における資格取得日は平成元年 10 月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間④については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成2年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和63年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成元年10月1日から同年10月2日まで
④ 平成2年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び③、B社に勤務した期間のうちの申立期間②、C社に勤務した期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。D社に入社後、同社のグループ会社であるA社、B社及びC社には継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間①、②及び④について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③については、申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、A社に勤務していたのは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（同社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社からB社への異動日については、グループ会社の本社であるD社の総務・財務部担当者は、「厚生年金保険の届出及び給与計算は、すべて当社で実施しており、グループ会社間の異動は、1日付け又は給与締切日の関係から21日付けで実施していた。」旨供述していることから、昭和63年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、当該期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、B社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社からB社への異動日については、上記の総務・財務部担当者の供述から、昭和63年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、昭和63年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所としての記録は無いが、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務（B社からA社に異動）していたことが認められる。

そして、申立人のB社からA社への異動日については、上記の総務・財務部担当者の供述から、平成元年10月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成元年10月1日とすることが必要である。

申立期間④については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、C社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社からC社への異動日については、上記の総務・財務部担当者の供述から、平成2年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のC社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C社は、平成2年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④においては適用事業所としての記録は無いが、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成5年3月1日から同年10月31日までの申立期間に係る標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年3月から同年9月までの標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、平成5年10月31日から同年12月1日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から同年10月31日まで
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社には平成5年3月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたのに申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、総支配人であったが、厚生年金保険関係事務には関与しておらず、また、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間①については標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の平成5年3月から同年9月までの標準報酬月額は、

オンライン記録において、15万円と記録されているが、申立人から提出のあった申立期間の一部期間の給与明細書（同年3月、同年9月及び同年11月）において、同年3月は47万円の標準報酬月額に基づいた保険料が控除され、同年3月における報酬月額に見合う標準報酬月額は47万円であることが確認でき、また、同年9月は47万円の標準報酬月額に基づいた保険料が控除され、同年9月における報酬月額に見合う標準報酬月額は50万円であることが確認できる。

そして、A社の元従業員は、「申立人は、当社の在籍中において職務の変更は無かった。当社は、職務に大幅な変更が無い場合、給与支給額も保険料控除額も変更はない。」旨供述している上、当該元従業員から提出のあった自身の給与明細書（平成5年4月、同年5月及び同年7月から同年12月）の給与支給額及び保険料控除額は当該期間を通じて同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において同額の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間①の給与支給額（報酬月額）は50万円前後であり、標準報酬月額が給与支給額と相違していると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び厚生年金保険担当者からは回答が得られず、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及びA社の元従業員の供述から、申立人は、平成5年11月30日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった平成5年11月の給与明細書において、47万円の標準報酬月額に基づいた保険料が控除され、報酬月額に見合う標準報酬月額は53万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。ただし、平成5年10月については、給与明細書が無いため、その前後の期間の標準報酬月額である47万円に応じた厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び厚生年金保険担当者からは回答が得られず、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 12306

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年5月31日から6年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成5年5月31日から6年7月31日までの期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年5月31日）の後の6年5月6日付けで、さかのぼって5年5月31日と記録されている上、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日に資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録を、6年5月9日付けで訂正されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で資格を取得した旨の記録を6年5月6日付けで取り消されている者も複数確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本では、申立人に係る上記処理を行った平成6年5月6日に同社は法人であることが確認できることから厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該訂正処理が行われた6年5月6日とすることが必要である。

また、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、当該訂正処理前の

オンライン記録から、41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年9月1日までの期間については、申立人は、給与明細書等を保有していない上、当該期間に給与の支払及び厚生年金保険料の控除があったか否かについての記憶が明確ではない。

また、複数の同僚、従業員及びA社に係る給与事務等を担当していた同社の関連会社の従業員は、A社が閉鎖となった平成6年5月以降は給与の支払及び厚生年金保険料の控除は無かった旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月1日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店から本社に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の在籍証明書から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和56年7月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年7月22日に、資格喪失日に係る記録を23年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月22日から23年3月13日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。辞令書、通知書及び実務競技会の賞状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった辞令書及びB社から提出のあった女子職員退職者調書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社では正社員であれば入社時から厚生年金保険料を含む社会保険料を控除しており、申立人の身分は正社員であった。また、当時試用期間は無かった。」と供述している。

さらに、上記女子職員退職者調書に氏名がある複数の従業員のオンライン記録を確認したところ、ほぼ全員が配属先の支店において加入記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された上記通知書において確認できる報酬額から、400円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこと

となるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年7月から23年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月1日から41年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA保育園（現在は、B保育園）における資格取得日に係る記録を40年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から41年3月までは1万6,000円、同年4月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年5月1日まで
A保育園に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B保育園から提出された給与台帳により、申立人は申立期間のうち、昭和40年8月1日から41年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与台帳において確認できる保険料控除額から、昭和40年8月から41年3月までは1万6,000円、同年4月は2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A保育園は、昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は、適用事業所になっていない。しかし、同保育園は、上記給与台帳によると7人に給与支払の記録が確認できることから、申立

期間当時において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和40年8月から41年4月までの期間においてA保育園は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年8月1日までの期間について、A保育園の労働者名簿により、申立人が同年4月1日から勤務していたことは認められる。

しかし、上記給与台帳によると、申立人について、昭和40年4月から同年7月までの厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月1日から同年7月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月21日から57年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和55年7月21日）及び資格取得日（昭和57年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、昭和55年7月から同年9月までは28万円、同年10月から57年6月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月1日から57年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、加入記録がある期間のうち、一部期間の標準報酬月額について、給与の支給額より低くなっている。申立期間の一部の支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和55年2月から同年6月までの期間については、申立人から提出された同年2月分の支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報

酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち昭和 55 年 2 月の標準報酬月額については、支払明細書の報酬額から、22 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和 55 年 3 月から同年 6 月までの期間については、申立人は支払明細書を所持していないが、当該期間前後の保険料控除額から判断して、当該期間についても同額の保険料を控除されていたと推認される。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額は、上記支払明細書の報酬額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないことから不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち昭和 55 年 7 月 21 日から 57 年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、55 年 9 月分及び同年 11 月分の支払明細書を提出し、当該期間も被保険者期間であることを申し立てているところ、申立人が A 社において一緒に勤務していたと記憶している同僚及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、申立人は当該期間も同社に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、支払明細書の保険料控除額から、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 57 年 6 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 7 月から 57 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を平成8年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

また、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月21日から9年1月1日まで
② 平成10年3月28日から同年4月1日まで

A法人に勤務していた期間の給与明細書では、平成9年1月から10年4月まで16回分厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便によると被保険者月数は14か月となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び事業所の回答から、申立人はA法人に平成8年12月21日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書における報酬額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

て、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び事業所の回答から、申立人はA法人に平成10年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書における報酬額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA学園に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同学園における資格取得日を平成3年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年8月1日まで

A学園における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが分かった。同学園は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A学園から提出された辞令交付台帳、労働者名簿及び給料台帳により、申立人が同学園に平成3年7月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与台帳において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月18日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を誤って届け出たことを認めて取得時訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る3年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成15年2月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。
なお、申立期間の標準報酬月額については62万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月21日から15年2月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、健康保険資格喪失日を平成15年2月1日と証明しているため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、平成14年1月21日から15年1月31日までと記録され、申立期間の勤務が確認できる。

また、申立人から提出されたA社発行の退職証明書及び健康保険資格喪失証明書には、申立人の退職日は平成15年1月31日、健康保険資格喪失日は同年2月1日と記載されている。

さらに、オンライン記録では、申立人の資格喪失日に係る記録は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年4月29日より後の同年5月27日付けで、さかのぼって14年10月21日と記録されたことが確認できる。

加えて、申立人と同時期にA社に勤務していた複数の従業員についても、平成15年5月27日付けで、さかのぼって資格喪失日の記録処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を、同社が証明した健康保険資格喪失日の記録から、平成15年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における平成14年9月のオンライン記録から、62万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（後にC支店に名称変更）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年7月22日）及び資格取得日（昭和40年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和39年7月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から40年9月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月22日から40年10月1日まで

A社B支店D営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和39年5月6日に資格を取得し、同年7月22日に資格を喪失した後、40年10月1日に同社同支店において再度資格を取得しており、39年7月22日から40年10月1日までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社B支店D営業所の独身寮に居住していたとして、住所が当該独身寮の申立人あての昭和40年及び41年の年賀状を所持している。

また、申立人の上司であったA社B支店D営業所長は、同営業所の従業員で、一度退職して再度入社した者の記憶は無く、申立人は、同営業所では、勤務形態に変更が無く、継続して事務職の従業員として勤務していた旨を供述しているとともに、同営業所の元従業員も、自身が同社を退職した昭和39年8月14日において、申立人が事務職の従業員として同営業所で勤務していたと供述している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含めた前後の期間に、申立人以外に、一度被保険者資格を喪失し、再度被保険者資格を取得した従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても継続して、A社B支店D営業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和39年6月及び同年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、39年7月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から40年9月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は残っておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を、昭和61年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月26日から61年1月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年12月分の給与明細書における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、申立期間当時のA社の事情を知る者は無く、資料も無いことから、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届けた標準報酬月額であったことが認められることから、平成2年6月から同年9月までの期間を47万円に、同年10月から3年9月までの期間を50万円に、同年10月から4年2月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④に係るA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、当該期間の標準報酬月額は、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月21日から59年5月18日まで
② 平成2年6月1日から4年3月1日まで
③ 平成4年3月1日から同年9月30日まで
④ 平成4年9月30日から5年4月1日まで

B社に勤務した申立期間①及び親会社であるA社に勤務した申立期間④の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち申立期間②及びA社に勤務した申立期間③の標準報酬月額が支給されていた給与よりも低い金額となっているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②にC社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月1日の後の同年3月26日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、2年10月の定時決定時の標準報酬月額50万円及び3年10月の定時決定時の標準報酬月額53万円が取り消され、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成4年3月26日付けで、標準報酬月額をさかのぼって

記録訂正された者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の標準報酬月額に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、平成2年6月から同年9月までの期間を47万円に、同年10月から3年9月までの期間を50万円に、同年10月から4年2月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間④について、雇用保険の加入記録では、申立人はA社のグループ会社であるC社で加入記録があることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が適用事業所でなくなった平成6年3月7日付けで、4年9月30日にさかのぼって処理が行われ、加えて、同社において、申立人と同様の処理が11人の従業員についても確認できる。

また、A社の事業主は、社会保険料を滞納していたため、遡及訂正処理を行ったとしている。これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該訂正処理前の当該立期間のオンライン記録から、9万8,000円とすることが必要である。

- 3 申立期間①について、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人が取締役として同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年5月18日と記録されており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人がB社の事業主であった昭和55年4月18日から同年9月29日までの期間に、申立人が厚生年金保険の適用事業所の手続をした記憶は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主からは、回答が得られず、同社における厚生年金保険の適用手続の経緯について確認できない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員に、当該日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料について照会したものの、当該資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、オンライン記録では、申立人は、A社で平成4年3月1日に

厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているが、取得時の標準報酬月額は、9万8,000円となっており、同年10月の定時決定も9万8,000円となっていることが確認でき、遡及訂正された記録は無く、事業主が報酬月額を9万8,000円として社会保険事務所に届け出たものと認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は、平成6年3月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正しすることが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、16万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、申立期間における加入記録が無い。A社には平成4年4月1日から同年11月末日まで勤務していたので申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日に適用事業所でなくなっているが、当該処理は同年10月28日に行われている。また、同日に申立人の厚生年金保険の資格を同年6月30日にさかのぼって喪失させ、同年10月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、A社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、上記の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理をした日である同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前の記録から、16万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間は、申立

人のA社における雇用保険の記録から、同社において継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人が提出したA社からの給与振込に申立人が使用していた銀行口座の写しから、平成4年12月15日までの給与の振込は確認できるものの、給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間における標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、申立期間における加入記録が無い。A社には平成4年6月1日から同年11月末日まで勤務していた。平成4年4月分から同年12月分の給与明細書を提出するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日に適用事業所でなくなっているが、当該処理は同年10月28日に行われている。また、同日に申立人の厚生年金保険の資格を同年7月31日にさかのぼって喪失させ、同年10月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、同社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、上記の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理をした日である同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前の記録から、26万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間は、申立人のA社における雇用保険の記録から、同社において継続して勤務していたことが確認

できるが、申立人が提出した平成4年10月分から同年12月分の給与明細書により、当該期間の申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成7年6月から8年8月までの期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、継続して勤務しており、厚生年金保険の届出手続については、部署が違うことからまったくかわりは無かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年12月までは59万円と記録されていたところ、8年1月12日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年6月から同年12月までの期間は20万円にさかのぼって減額訂正され、次の随時改定が行われた8年9月1日まで、同額で継続していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、当時、会社経営が不振で資金繰りに苦労しており、厚生年金保険料の滞納があり、また、社会保険手続は、事業主として全面的に関与していたと回答している。

さらに、申立人から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票から、同年6月から同年12月までの標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できるとともに、報酬月額についても、訂正前の標準報酬月額に見合う額であったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、平成8年1月12日付けで行われた^{そまきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そまきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な訂正処理があったとは認められない。このため、当該^{そまきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年6月から8年8月までの期間に係る標準

報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年9月30日から同年12月20日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年12月20日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和44年12月20日から45年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、上記資格喪失日（昭和44年12月20日）に係る記録を45年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、昭和56年6月30日から同年8月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月30日から45年7月1日まで
② 昭和56年6月30日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の関連会社であるB社における雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

申立期間①のうち、昭和44年9月30日から同年12月20日までの期間について、A

社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった（以下「全喪」という。）日（昭和44年9月30日）より後の同年12月20日付けで、申立人を含む18名がさかのぼって、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人の場合、同年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿目録によると、同社は、申立期間①を含む昭和42年5月22日から47年2月16日までの期間の記録があり、また、上記のとおり全喪日に被保険者資格を喪失処理されている従業員が18名確認できる。

さらに、A社の全喪日に被保険者であった複数の従業員の回答から、同社では、申立期間①当時、常時5人以上の従業員が勤務しており、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該資格喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和44年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理日である同年12月20日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和44年12月20日から45年7月1日までの期間については、上記のとおり申立人がA社に、当該期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、上記のとおり、当該期間において、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、A社で社会保険の手続を行っていた元営業部長は「当社の全喪後も、社員から同額の厚生年金保険料を継続して徴収し、社員の医療費の費用に充てていた。また、実際には当社の運転資金に充てていたと思う。」と具体的な供述をしているところ、同社の複数の従業員は、「資格喪失後も給料に変更は無く、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述していることから、同社では、全喪後も引き続き従業員から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務し

ていたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が再度、全喪した日（昭和56年6月30日）より後の昭和56年9月30日付けで、申立人を含む6名がさかのぼって、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人の場合、上記の全喪日である同年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社の上記元営業部長は「全喪処理を行った昭和56年9月には、申立人を含め6名の従業員はいた。」と供述しており、申立期間②当時、同社には、常時5人以上の従業員が勤務しており、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る上記事業所別被保険者名簿では、同社の再度の全喪日である昭和56年6月30日より後の同年8月17日付けで算定処理をした記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該資格喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和56年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録が同年8月30日まで確認できること及び申立人の国民年金保険料の納付記録が同年8月から確認できることから、同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年5月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を昭和31年7月1日に、資格喪失日に係る記録を32年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年3月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同法人に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された在職証明書及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同法人は昭和31年7月1日付けでの移転に伴い、同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなるとともに、同日付けで101名全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。さらに、同法人は、同日（昭和31年7月1日）付けで移転先の所在地において、新規に適用事業所の届出が行われ、当時の事業主を含め18名（うち再取得者11名）が被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、昭和32年3月1日には、上記の移転先と同一住所で別の事業主名義により新規にA法人として、厚生年金保険の適用事業所の届出が行われており、申立人を含む82名（うち再取得者67名）が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同法人では、別の事業主が同一名の事業所を立ち上げ、申立期間において、一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

その上、A法人で申立人と同じ業務をしていた複数の従業員は、「申立人は退職する

まで同法人に継続して勤務しており、申立期間における業務内容及び勤務形態の変更は無かった。」と供述しており、また、上記同僚は、「申立期間当時、被保険者証を返却した記憶は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年11月1日から36年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年11月1日に、資格喪失日に係る記録を36年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年6月1日から36年9月1日まで
定時制高校に通学しながらA社でアルバイトとして勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ定時制高校に在学しながらA社に勤務していた元従業員は、「申立人と同じ昭和35年6月1日に同社に入社し、自分が退職した36年1月20日時点で、申立人は、同社に勤務していた。」旨供述している。

また、申立人は、「昭和36年8月上旬に定時制高校の学校行事でB湖にキャンプに行き、行事が終わった後にC局の採用面接に行き、同局の勤務が決まった同年9月1日前まで、A社に勤務していた。」としているところ、上記元従業員は、昭和36年8月上旬にB湖にキャンプに行ったこと及び当該時期に申立人がA社に勤務していたことを記憶している上、C局から提出された申立人記載の履歴書の日付は同年8月17日となっていることから判断すると、申立人は、申立期間に、同社において勤務していたと認められる。

さらに、申立人は、A社にアルバイトとして勤務していたとしているところ、別の従業員は、「会社と交渉して、アルバイト従業員は、昭和35年11月ごろから厚生年金保険に加入することとなった。」と供述しており、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、同年11月1日に複数の従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得し

ていることが確認できる。また、当該従業員に照会したところ、回答があった者はいずれも同社にアルバイトとして勤務していたと供述していることから、同日に在籍していたほぼすべてのアルバイト従業員が同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年11月1日から36年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、アルバイト従業員のA社における社会保険事務所（当時）の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年11月から36年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年6月1日から同年11月1日までの期間については、A社の従業員は、「会社と交渉してアルバイト従業員は昭和35年11月ごろから厚生年金保険に加入することとなった。」としているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、同年11月1日前に厚生年金保険被保険者資格を取得したアルバイト従業員を確認することはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社B工場における資格喪失日及び同社D工場における資格取得日に係る記録は昭和21年4月15日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月1日から21年3月1日まで
② 昭和21年3月2日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B工場の従業員の供述及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和19年2月1日にA社E工場から同社B工場に異動）していたことが認められる。

しかし、申立期間①のうち、昭和19年2月1日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、申立人及び上記従業員は、当該期間において、申立人は、研究員として勤務していたとしており、申立人の上司及び同僚も、A社に係る当該期間の労働者年金保険加入記録が無い。

これらのことから、申立人は、当該期間については、労働者年金保険の適用除外者であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年3月1日までの期間の厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 21 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、100 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、オンライン記録から、申立人は、昭和 21 年 3 月 2 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に同社D工場において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社D工場の資格取得日は昭和 21 年 4 月 15 日と記録されており、また、申立人と同時期に同社B工場から同社D工場に異動したとする従業員の同社D工場における厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 16 日と記録されていることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、同年 4 月 15 日に同社B工場から同社D工場に異動したことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び同社D工場における資格取得日を昭和 21 年 4 月 15 日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成6年3月5日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年3月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、会社からは給料が支払われなかったが、労働福祉事業団から未払賃金立替払を受け、また、破産財団から賃金債権について配当を受けた。年金未加入期間になるとは考えていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日の後の6年4月27日付けで遡^{そきゅう}及して、5年10月31日と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に資格喪失日を遡^{そきゅう}及して平成5年10月31日と記録されている者が95名いることが確認でき、これらの者のうち、28名については既に記録されていた被保険者資格喪失日を取消した上で当該処理をされていることが確認できることから、同年10月31日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、同日に同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の

A社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成6年3月5日に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における当該訂正処理前の申立期間のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年7月28日まで

A社に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社では専務として勤務していたが、社会保険の手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成10年10月から11年6月までの期間は59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月28日より後の同年8月2日付けで遡及して、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時に同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の元総務部長は、「申立人は専務取締役として当社に勤務していたが、営業担当であり、社会保険の事務には一切関与していなかった。」と述べていることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正されたことに関与していなかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年8月2日付けで行われた当該処理は事実上即したものと考えるが、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を遡及して減額訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月1日までのA社（現在、B社）における資格取得日は19年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年3月までは150円、同年4月から21年3月までは190円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から21年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、資格取得日は昭和21年4月1日と記載されているが、58年7月1日に別の管轄の社会保険事務所（当時）に引き継がれたB社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の同社における資格取得日は19年6月1日と記載されていることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険記録の管理は十分に行われていなかったものと認められ、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

しかしながら、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和19年10月から21年3月までの標準報酬月額については、申立人の当時の同僚の記録から、19年10月から20年3月までは150円、同年4

月から21年3月までは190円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年1月1日から同年5月31日までの期間については、労働者年金保険法の保険料徴収までの施行準備期間であること、同年6月1日から19年5月31日までの期間については、労働者年金保険法では、被保険者となれる者について、工場や炭坑で働く男性の筋肉労働者のみを対象としており、申立人が当該期間において勤務していた業務内容からは、同法に基づく適用対象ではなかったものと考えられることから、労働者年金保険法の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年10月1日までの期間及び46年4月1日から48年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を45年4月から同年8月までは3万6,000円、同年9月は4万2,000円、46年4月から同年8月までは5万6,000円、同年9月から47年3月までは6万円、同年4月から同年8月までは6万8,000円、47年9月から48年3月までは9万8,000円、同年4月から同年6月までは10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月15日から平成11年5月25日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの期間及び46年4月から48年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、45年4月から同年8月までは3万6,000

円、同年9月は4万2,000円、46年4月から同年8月までは5万6,000円、同年9月から47年3月までは6万円、同年4月から同年8月までは6万8,000円、47年9月から48年3月までは9万8,000円、同年4月から同年6月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が昭和45年4月から同年9月まで及び46年4月から48年6月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年6月から42年9月までの期間について、A社は保険料控除等を確認できる資料を保管していないと回答しており、申立人も給料支払明細書を保有していないことから、申立人が主張する標準報酬月額について確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票では、標準報酬月額の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和42年10月から45年3月までの期間、同年10月から46年3月までの期間、48年7月から56年6月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致、又は高いことが確認できることから、特例法による記録の訂正を行うことはできない。

さらに、昭和56年7月から平成11年4月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高等級が記録されていることから、当該期間の標準報酬月額について、特例法による記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月7日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、平成6年11月1日から7年3月13日までの申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から同年11月1日まで
② 平成6年11月1日から7年3月13日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元取締役の供述及び申立人から提出された詳細な「職務経歴書」から判断すると、申立人が平成6年9月1日から同社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人の雇用保険の加入記録によると、平成6年10月7日からA社において加入記録が認められるが、同社は既に解散し、元事業主は死亡しているため、申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

そこで、A社の元従業員7人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を照会した結

果、そのうち5人は厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致しており、当該従業員は、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日について、二人は「同時であった。」、一人は「入社3か月後であった。」、二人は「覚えていない。」とそれぞれ供述していることから、同社では厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を同時に取得させる扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、雇用保険の資格取得日である平成6年10月7日からA社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間①のうち、同年10月7日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、平成6年11月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間①のうち、平成6年9月1日から同年10月7日までの期間について、上記のとおりA社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に解散し、元事業主は死亡しているため、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができず、元従業員からも当該期間の厚生年金保険料の控除について供述は得られない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年2月までの期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日以降の同年5月30日付けで、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚の記録も、平成7年5月30日付けで、申立人同様さかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年2月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年10月までは6万4,000円、48年11月は6万8,000円、48年12月は7万2,000円並びに49年1月及び同年2月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社における昭和47年2月から49年2月までの期間の給与支払明細書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、「申立人の提出した給与支払明細書は、当社の発行したものではない。」と主張しているが、その根拠として同社から提出された資料からは、当該主張を裏付けるものは見当たらない。

また、オンライン記録では、A社は、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所（当時）の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

このことにつき、A社は、当時のことが分かる人物がおらず、資料等も無いため不明としているが、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、いつ

たん適用事業所でなくする手続をとる必要があったことは、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「全喪の理由」欄に、「移転」と記載されていることから確認できる。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚44人のうち、49年3月8日付けで再度資格を取得している申立人を含む13名に照会し、回答が得られた9名のうち7名が、「会社から社会保険から脱退する旨の説明を受けたり、又は同意を求められたことは無かった。」と回答していることからすると、上記規定中の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、A社は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったことがうかがえる。

これらのことから、申立期間は、A社が適用事業所ではない期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨から、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和47年2月から49年2月までの期間の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、47年2月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年10月までは6万4,000円、48年11月は6万8,000円、同年12月は7万2,000円並びに49年1月及び同年2月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、申立期間①については、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、A社本社における資格取得日は昭和45年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和45年1月1日から同年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。また、申立期間②についても、転勤時の一期間の記録が無く、まじめに勤務していたのに納得できないので、当該期間を継続して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し誤った届出を行い、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人はA社B支店において昭和45年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年1月5日に同社本社にて資格を取得していることが確認できること、雇用保険の加入記録及び同社から提出された異動履歴等から判断すると、申立人は、同年1月1日から同社本社に継続勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における資格取得日は、昭和45年1月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年2月1日、資格喪失日が平成元年2月1日とされ、当該期間のうち同年1月10日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月10日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪日については各月1日付けであった旨回答していることから、同社B支店における資格喪失日を平成元年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年10月1日、資格喪失日が10年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月23日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月23日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪日については各月1日付けであった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を平成10年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における平成10年5月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年2月1日、資格喪失日が平成元年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月20日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月20日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪日については各月1日付けであった旨回答していることから、同社B支店における資格喪失日を平成元年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成元年2月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月1日、資格喪失日が57年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪日については各月1日付けであった旨回答していることから、同社B支店における資格喪失日を昭和57年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年2月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対し誤った届出を行い、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和35年7月ごろから38年1月25日まで
③ 昭和49年4月30日から同年5月1日まで
④ 昭和52年3月21日から54年2月21日まで

A社B事業所で勤務した申立期間①、C社で勤務した申立期間②、D社で勤務した申立期間③及びE社で勤務した申立期間④について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、D社に昭和49年4月30日まで継続して勤務し、同年5月1日以降において同社の承継企業であるE社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D社の複数の従業員は、「同社の社名がE社に変わったこと以外は、業務内容や勤務形態等の変更は無く、両社に継続して勤務していた。また、給与の手取り額等も変わっていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、D社は昭和49年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社は法人事業所であり、常時5名以上の従業員が在籍していたことが認められ

ることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社B事業所に勤務していた申立人の義兄の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は昭和46年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先等は不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、回答が得られた12名全員が、「申立人が勤務していたかどうか不明である。」と供述している。また、そのうちの複数の従業員は「当時、臨時の雇用員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述し、上記義兄も、「申立人が厚生年金保険に加入できる正社員であったかどうかは不明。」と供述していることから、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、C社の当時の事業主は、「申立人が当社に勤務していたことは記憶しているが、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年11月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない。適用事業所となる前の期間については、給与からの厚生年金保険料控除も行っていなかった。」と供述している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和40年11月1日に被保険者であったことが確認できる従業員5名に確認したところ、適用事業所となる前に厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、E社の事業主は、「当該期間当時のことについては、資料も無く、何も分からない。」と供述しているところ、当時の同社に係る事業所別被保険者名簿において当該期間に被保険者記録が確認できる従業員は、「申立人は、社内事情により一度退社し、状況が好転してから再度復職した。」と供述している。

また、申立人が自分より後に退職したと記憶する同僚の被保険者資格の喪失日は昭和53年7月11日であることから、申立人は、E社をいったん退職したことがうかがえる。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（後に、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年8月14日）及び資格取得日（昭和43年10月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月14日から同年10月15日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和40年3月29日に資格を取得し、43年8月14日に資格を喪失後、同年10月15日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時のA社の生産部門責任者、従業員採用担当者及び複数の同僚は、「申立人は同社の生産部門で、機織りとして昭和44年10月20日に退職するまで継続して勤務しており、その間、雇用形態及び勤務形態に変化は無く、申立人が長期間の休暇を取ったことは無い。」と供述しており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立期間に申立人と同じく機織りとして勤務していた3人の同僚は、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無い。

さらに、上記採用担当者は、「申立人は正社員であり、当社では、正社員全員が厚生年金保険に加入していたので、保険料も給与から当然控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、事業主は当時の資料を保管しておらず、確認することはできないと供述しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和43年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に社名変更はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がB社及び同社が社名変更したA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、B社において昭和44年7月31日に資格を喪失し、A社において同年8月1日に資格を取得した従業員が保有する同年7月分の給与支払明細書では、同社において厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。なお、同人は同年6月から厚生年金保険に加入しているところ、同人が保有する同年6月分の給与支払明細書から保険料が控除されていることが確認できることから、同社における保険料控除は当月方式であったことがうかがえる。

これらのことから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業主は死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和25年8月31日から同年9月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を25年9月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月21日から23年5月1日まで
② 昭和23年8月25日から25年4月1日まで
③ 昭和25年8月31日から26年5月10日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち昭和25年8月31日から同年9月7日までの期間について、A社から提出された退職者台帳により、申立人が同社B出張所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は同社同出張所での被保険者資格を昭和25年8月31日に喪失していることが確認できる。ところ、同社人事部の担当者は、「退職者台帳のとおり、B出張所からC出張所への異動は昭和25年9月6日だと思われる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和25年8月31日から同年9月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和25年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①、②及び③のうち昭和 25 年 9 月 7 日から 26 年 5 月 10 日までの期間について、A社から提出された退職者台帳により、申立人が申立期間①は同社D出張所に、申立期間②は同社B出張所に、申立期間③のうち 25 年 9 月 7 日から 26 年 5 月 10 日までの期間は同社C出張所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、各出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社D出張所は昭和 23 年 5 月 1 日、同社B出張所は 25 年 4 月 1 日、同社C出張所は 26 年 5 月 10 日であり、当該期間はそれぞれ適用事業所となっていない。

また、A社人事部の担当者は、「退職者台帳以外に当該期間当時の資料等が無く、申立人の保険料控除については不明である。当時は社会保険の届出事務や給与の支払は所属している出張所等で行っており、各出張所が適用事業所となる前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。また、適用事業所になっていない事業所に転勤する場合、適用事業所になるまで、本社や地域統括店や転勤前の事業所で厚生年金保険料を控除することも考え難い。」と供述している。

さらに、A社の各出張所に係る上記被保険者名簿により、各出張所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した者が、申立人以外に同社D出張所については7人、同社B出張所及び同社C出張所についてはそれぞれ4人確認できるが、いずれも所在不明のため当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③のうち昭和 25 年 9 月 7 日から 26 年 5 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③のうち昭和 25 年 9 月 7 日から 26 年 5 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和17年6月から20年7月までの標準報酬月額については、17年6月から19年1月までは20円、同年2月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年3月28日から21年10月まで

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和17年3月から同社同工場に勤務し、20年3月に病気のため休職し、21年11月に同社の承継会社に復職したが、退職はしていない。資格取得日が記入された厚生年金保険の被保険者証を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金保険被保険者証から、A社B工場における申立人の被保険者資格取得日が昭和17年3月28日となっていることが確認でき、年金事務所から提出された労働者年金保険の記号番号払出簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社B工場の同僚は、申立人と集団就職で昭和17年3月に一緒に入社し、社員寮の同部屋で生活し、申立人と同一の業務に従事していたと供述しているとともに、20年8月の終戦まで勤務したが、申立人が自分より前に同社同分工場を退職したということはないと供述しているところ、同社同分工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該同僚の資格取得日は17年3月28日となっており、資格喪失日については、オンライン記録で20年8月1日となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社B工場に昭和17年3月28日から少なくとも20年8月までは勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行前における労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）において、昭和17年5月31日までは保険料徴収の施行準備

期間であることから、申立期間のうち、同年3月28日から同年5月31日までの期間は、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、適用事業所名簿によると、A社B工場は、昭和20年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿については、同名簿で名前が確認できる複数の者の厚生年金保険被保険者台帳に「昭和20年4月15日焼失、32年10月28日認定」と記載されていることから、同名簿は、昭和20年4月15日に戦災により焼失し、32年10月28日に復元されたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳にA社B工場に係る記録が記載されている者の中に、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で名前が確認できない者がおり、また、同台帳と同名簿の被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日が一致していない者が複数いる。

また、申立人は、労働者年金保険の記号番号払出簿で被保険者資格取得日が昭和17年3月28日と確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳にはその資格取得日が記載されておらず、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも申立人の名前は確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立てに係る厚生年金保険の加入記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿等の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年8月1日まで継続勤務し、事業主による保険料控除が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、当初、社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ日に資格取得している複数の従業員の被保険者記録から、昭和17年6月から19年1月までは20円、同年2月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月1日から21年10月までの期間については、A社B工場が昭和20年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の承継会社も当時の人事記録を保存していない上、同僚からも当該期間に係る勤務実態について供述を得ることができないため、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金を脱退するような手続はしておらず、ずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 50 年 7 月 11 日に任意加入被保険者の資格を取得し、59 年 6 月 13 日に資格を喪失し、61 年 4 月に資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、昭和 61 年 4 月前の旧国民年金法では、国民年金被保険者の資格は、被用者年金制度の遺族年金受給権者は国民年金の任意加入適用とされており、申立人は、夫が死亡した 54 年 12 月から再婚した平成 4 年 2 月まで厚生年金保険の遺族年金を受給していることがオンライン記録により確認でき、申立人は、54 年 12 月以降任意加入適用期間であり、強制被保険者とされる期間では無かったことから、上記の被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで

私の両親は、私が実家から離れて大学へ通っていたため、国民年金の加入手続をし、学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、両親が国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたと説明しているが、戸籍の附票により、申立人は、申立期間当時、両親が居住している市とは別の区で住民登録をしていることが確認でき、当該市では、申立人の国民年金の加入手続はできず、保険料を納付することができないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 62 年 2 月に払い出されており、申立期間は、学生の任意加入適用期間であり、制度上、当該払出時からさかのぼって加入することができないこと、申立人の二人の姉も、学生であった期間は未加入期間であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年12月まで

私は、大学卒業後の昭和59年4月ごろ国民年金の加入手続をした。その後しばらくして過去2年分の国民年金保険料の納付書が届いたので、1年分ずつ2回に分けて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年8月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該払出後に時効となっていなかった昭和63年1月以降の保険料をさかのぼって納付していることが確認できること、申立期間のうち57年4月から59年3月までは学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年12月まで
私の父は、私が夜間の学生であったときに、国民年金の加入手続をして
くれて、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保
険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳のときに父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年1月に払い出されており、オンライン記録から、申立人は申立期間直後の昭和62年1月まで2年さかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、当該納付時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたと考えられること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が大学を卒業したときに、国民年金の加入手続をしてくれて、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、大学を卒業した昭和 62 年 4 月ごろに母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 5 月ごろに払い出されており、また、オンライン記録から、申立人は同年 7 月から 3 年 4 月にかけて申立期間後の昭和 62 年度及び 63 年度の 2 年分の保険料を過年度納付していることが確認でき、2 年分の保険料をさかのぼって納付してくれたとする申立人の主張は上記の過年度納付の状況と合致している。

さらに、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年12月までの期間及び46年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年11月から42年12月まで
② 昭和46年4月から49年12月まで

私は、会社を退職した後国民年金に加入して、申立期間①の国民年金保険料は、私自身か母親が納付していた。結婚後の申立期間②は、夫と一緒に保険料は集金人に納付しており、当該期間の夫の保険料は納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料額及び当時の納付方法である印紙検認による納付等についての記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする母親も申立人の保険料を納付した記憶は乏しいなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は会社退職後の昭和46年4月に国民年金に再加入して夫と一緒に保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、42年4月に払い出された一つ目の手帳記号番号の払出簿には「46 不在、55.10.30A区」と記載されていることから46年に不在扱いとされ、55年10月30日に別の区に転出していたことが判明したものと推測され、当該手帳記号番号では当該期間の保険料を納付することはできなかった。また、二つ目の手帳記号番号は

当該期間後の50年2月に払い出されており、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付による以外にはないが、申立人は、特例納付で保険料を納付した記憶及び保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年10月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を当時居住していた市の出張所で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記録は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以後に追加されていることが確認でき、その時点まで申立期間は未加入期間であったため、納付書が発行されておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から5年3月まで

私は、平成5年4月に就職する前の学生時代に、それまで納付していなかった国民年金保険料の一部をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した期間、納付の時期、場所及び納付額等の記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶及び年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8541

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から56年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、母親は、申立期間の過半の保険料が未納であり、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の義姉は、申立期間当初から転居するまでの期間について保険料を納付した事蹟は認められない上、同居していたとする申立人の姉は、申立期間うち国民年金加入期間の大部分の保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月、58 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月
② 昭和 58 年 3 月から同年 7 月まで

私の妻は、私が会社を退職後に、市の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする妻は、加入手続きの時期、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、妻自身も申立期間は国民年金に未加入であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が現在所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されているが、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの期間並びに 62 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 6 月及び同年 7 月

私は、会社を退職した昭和 61 年 10 月ごろに、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を父に依頼した。申立期間②の再加入手続及び保険料の納付も父に依頼した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は昭和 61 年 10 月ごろに自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付を父親に依頼したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 6 月ごろに払い出されているほか、当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月
私は、父から私の20歳からの国民年金保険料を納付しておいたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年9月以降に払い出されており、申立期間は当時大学生であったため申立人の任意加入対象期間であり、国民年金に未加入と記録されている期間であるほか、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8547

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年12月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、平成2年1月ごろに払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、他に年金手帳を所持していたかどうかは分からないと説明しており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 59 年 9 月まで

私は、市出張所に婚姻届を提出した際、職員から国民年金の加入を勧められ、加入した。その後、婚姻前の 20 歳からの未納の国民年金保険料を分割して、現年度分と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付書、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 49 年 4 月に婚姻届を提出した際、職員から国民年金の加入を勧められ加入し、20 歳からの保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 2 月ごろに払い出されているほか、当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 5 月まで

私の父は、私が 20 歳になった時、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、20 歳になった昭和 57 年*月に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付について父親から聞いた記憶は曖昧であり、申立人は、平成元年 9 月ごろに払い出された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8553 (事案 5290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年4月までの期間及び63年5月から平成元年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から62年4月まで
② 昭和63年5月から平成元年9月まで

私は、会社を退職した昭和59年1月に、国民健康保険への切替えと同時に国民年金の加入手続をしたことを記憶している。その後、結婚するまで国民健康保険と国民年金の保険料を続けて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

名字の漢字の間違いで管理されている可能性があるので、再度審議をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についての申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年10月時点では、申立期間は未加入期間で制度上保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立人は、別の国民年金手帳を所持していたことの記憶も無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、申立人は、役所等において、漢字の打ち間違いがあることから自身が納付した保険料は別人として管理されているのではないかと説明しているが、社会保険庁（当時）の記録はカタカナで管理されており、申立人が指摘する

ことを原因として記録管理の誤りが生ずる余地は無く、申立人の説明は申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせるものではない。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の母は、20 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び納付を行ったとする申立人の母親は、加入手続及び納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は平成 11 年 2 月に申立期間直後の厚生年金保険の加入記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、当該記録追加時点以前は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 52 年 4 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金の加入時期、加入手続、加入場所、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 52 年 5 月 11 日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を受領、所持したことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の平成元年 4 月から 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 5 月まで

私の夫は、昭和 61 年 4 月に私の 60 歳到達後の国民年金の任意加入手続を行い、私が国民年金保険料を納付してきた。申立期間①について保険料の還付を受けた記憶は無く、また、申立期間②については、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無く、保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、昭和 63 年 7 月 15 日に任意加入資格喪失届が提出されたことにより 63 年 7 月から平成元年 3 月までの保険料（6 万 8,080 円）の還付決議がなされており、63 年 11 月 11 日に申立人の口座に入金される旨の通知書が作成されていることが確認できること、当該口座について、申立人の夫は申立人名義の口座であると説明していることなど、当該記録内容に不自然、不合理な点は認められず、還付記録の内容を疑わせる事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、納付状況に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録により、昭和 63 年 7 月 15 日に任意加入喪失届が提出されたことが確認でき、当該時点で受給限度額の年金額を受給することが可能な 306 か月を満たしており、かつ、旧国民年金法適

用者の場合、それ以上の納付を行ったとしても受給する年金額に反映されないことから喪失届が提出されたものと考えられ、当該期間は任意加入資格喪失後の未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

私は、昭和52年10月に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間に係る領収証書も所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料を還付とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び所持する年金手帳により、申立期間の前の昭和52年10月18日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付した52年10月26日付けの領収証書を所持している。

また、社会保険事務所（当時）において、平成20年10月に還付決議されるまで、当該保険料は還付されていなかったものと推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間直前の昭和52年11月に夫の海外赴任先に出国したと説明しており、入国管理局の出入国記録からも同年11月16日に出国していることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金記録欄には、被保険者でなくなった日として52年11月17日の記載が認められることから、申立期間は、国民年金の適用除外期間に該当し、制度上、国民年金に加入することはできず、保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から同年11月まで

私は、会社を退職した昭和53年2月末に国民年金に加入し、私が結婚するまでの国民年金保険料は、母親が納付書で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入^{あいまい}した場所に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて被保険者となった日は申立期間直後の昭和53年12月14日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、結婚後に申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から56年12月まで

私の母は、国民年金の集金人に、今加入しないと年金がもらえなくなると言われ、私の国民年金の加入手続を行い、その後は、受給資格期間を満たすように不足分の国民年金保険料を毎月の保険料に上乗せして納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期及び上乗せして納付した保険料額の記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、受給資格期間を満たすように申立期間の保険料を上乗せして納付していたと説明するが、申立期間を除いた申立人の現在の納付済月数は321月であり、既に受給資格月数300を上回っているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在、昭和58年12月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持しており、当該手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで
父は、私が婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、加入手続及び保険料の納付について父親から聞いた記憶が曖昧であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和61年5月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、当該手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 10 月に転居し、56 年に区役所窓口で国民年金の任意加入手続を行った際、さかのぼって国民年金保険料が払えるとの説明を受けた。窓口で、申立期間の保険料として 10 万円を超えるほどの金額が記載された納付書を渡されたので、区役所内で保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した際、特例納付制度を利用した可能性があると説明しているが、納付したとする昭和 56 年は、特例納付の実施期間ではなく、特例納付は当該時点では既に終了している。

また、申立人の夫は、申立期間を含む昭和 54 年 4 月から 62 年 5 月までの期間は共済組合に加入しているため、当該期間のうち、国民年金制度が 61 年 4 月 1 日に改正されるまでの期間は、申立人は任意加入適用期間となり、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は申立期間直後の 56 年 10 月 12 日に任意加入していることが確認できるものの、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の父は、時期は定かでないが、私が婚姻する前に、私の国民年金の加入手続を行い、独身時代の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間同時に同居していた申立人の母親は、国民年金に加入した記録が無く、妹は、20 歳時から父親が昭和 44 年に死亡するまでの保険料が未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 9 月から 10 月までの間に払い出されていることが確認できる上、申立人が申立期間当時に所持していた国民年金手帳として説明する横長の細長い手帳という形状は、当時の国民年金手帳の形状と異なるなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

私は、母に申立期間の国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続の場所、時期の記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付額、納付時期の記憶も曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記載が無く、当該期間は未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である上、母親は、区役所から申立期間の保険料が納付済みである旨のお知らせのハガキを受け取ったと述べているものの、申立人が当時居住していた区役所では、申立期間当時、保険料の納付済みを知らせるハガキは発行していなかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年9月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年9月まで

私は区役所の職員から10年前の申請免除期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると教えられたので区の支所で手続を行い、3回に分けて総額約17万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、追納した時期、追納方法等の納付状況が不明である。

また、申立人が3回に分けて納付したとする金額の合計額は、申立期間の保険料を追納した場合の金額と大きく相違しており、当該期間については、申立人の夫の保険料も申立人と同様に申請免除されているものの、追納された記録が無い。

さらに、申立期間の保険料の追納期限は昭和60年10月から61年9月までであるが、申立期間後から61年9月までの期間においては、申立人は59年12月分を過年度納付している以外は、未加入期間、未納期間及び申請免除期間となっており、保険料を納付していた事蹟が認められない上、前記追納期限を含む60年1月から62年3月までの期間の保険料は申請免除されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間及び45年7月から46年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和45年7月から46年8月まで

私は、短大生で20歳のときに両親から勧められて国民年金に加入した。加入手続は母が行い、両親が、私が就職するまでの期間及び海外に行っていた期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年4月に払い出されており、オンライン記録では、同年5月に申立期間①及び②に係る資格取得、喪失の記録が整備されたことにより、当該両期間は未納期間として記録追加されたことが確認できるなど、申立期間当時、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は申立期間当時に母親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から昭和 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 63 年 2 月まで

私は、会社を退職した昭和 61 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載も無い上、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私の母は、学生でも20歳になったら国民年金に加入すべきだという父の勧めにより、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成3年4月1日」と記載されていることから、申立期間は、未加入期間となるため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年7月まで

私は、会社を退職後に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を数回に分けて区役所で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が現在所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載は無く、申立期間の国民年金被保険者資格の取得を示す記載も無い。

また、申立人は当該手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、オンライン記録にも申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年9月まで

私は、会社を退職した後の平成元年4月か5月に区役所で国民年金に加入して、国民年金保険料は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前の平成元年4月か5月に区役所で国民年金に加入して保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、申立期間後の3年12月ごろであり、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳には、被保険者名が新姓で記載されていること、住所も婚姻後の居住地が記載されていること、申立人は、上記年金手帳以外に手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年9月まで期間及び平成3年4月から4年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から同年9月まで
② 平成3年4月から4年7月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をすべて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、保険料額等についての記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年1月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の母親は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間に海外転出していたことが戸籍の附票で確認でき、当該期間は任意加入適用期間となり、資格喪失又は任意加入の手続きを行うことになるが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に「平成3年4月8日」喪失、「平成4年8月21日」取得と記載されていることが確認できる上、申立人が任意加入をした記録が無く、未加入

期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで
私は、昭和47年ごろ、母に同行してもらい国民年金の加入手続きを行い、5年さかのぼって20歳からの国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行った際に同行したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、昭和47年ごろに申立期間の保険料を納付したとすれば、当時実施されていた第1回特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付等した場合の保険料額と大きく相違すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の52年8月に任意加入したことにより払い出され、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者になった日は52年8月1日と記載されており、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から56年7月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から56年7月まで
② 昭和60年6月から61年3月まで

私は、親に勧められ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、当時の保険料額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の56年8月に払い出されていること、申立人が現在所持し当該払出時に交付されたとみられる国民年金手帳には、被保険者資格取得日が56年8月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、当該国民年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないとしており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和60年6月分の保険料の領収証書を所持しているが、当該納付済保険料は、オンライン記録では61年3月13日の決議により59年4月分に充当されている。これは、申立人が所持する当時申立人が居住していた区が発行した60年5月14日付けの年金手帳の記載更正通知書には、同年4月1日に資格種別を任意加入被保険者に更正する旨が、

同年6月25日付けの年金手帳の記載更正通知書には、同年4月1日をもって資格喪失に更正する旨が記載されており、これらの更正は、申立人から任意加入被保険者の資格喪失の申出がなされたことによるものと考えられ、また、60年4月及び同年5月分の保険料が充当・還付処理されず納付済みとされていることについては、同年6月に当該申出がなされ、同月から未加入期間とされたものと推測されることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成3年3月まで

私の母は、私が20歳になったところに私の国民年金の加入手続を行い、大学院を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。私と同じく母が納付していた妹や弟の保険料は20歳から納付済みとなっている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になったところに母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年7月ごろに払い出され、学生が強制加入被保険者となった3年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の妹も、学生時の任意加入適用期間は未加入で、申立人と同様3年4月から保険料の納付を開始していること、20歳到達時から保険料が納付済みとなっている申立人の弟は、3年4月以降に学生になっていること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から同年7月まで

私は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間には国民健康保険にも加入したとしているが、申立人が当時居住していた市では、申立人の国民健康保険の加入履歴は無いとしていること、オンライン記録から、申立人は、平成10年3月21日からの国民年金未適用者として加入勧奨が行われたが加入手続きがなされなかったため、11年8月24日現在で作成された未適用者一覧表に記録されていることが確認でき、申立期間は未加入であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 11 月まで

私の母は、私が学生であった 20 歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付するようにとの納付書が送られてきたことから、過去 2 年分くらいの保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親は、平成 3 年より前の時期に学生も 20 歳からは国民年金の強制加入対象者になったとの知らせを受け取ったため、申立人の保険料を納付したと説明しているが、学生が強制加入被保険者とされたのは 3 年 4 月である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 1 月に払い出されており、申立期間直後の元年 12 月分の保険料は 4 年 2 月 12 日に納付されたため、時効期間経過後納付を理由に還付されていることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、母親が納付したとする保険料額は、上記の納付時点で納付可能な過年度保険料額におおむね一致すること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の母は、私が 23 歳のころ、自宅に来た区役所職員に勧められ、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親が自宅に来た区役所職員に勧められて加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が無く、申立人が当時居住していた区では、当時は、訪問による国民年金の加入勧奨及び保険料の収納を実施していなかったと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 5 月に払い出され、当該払出時点で、過年度納付が可能であった 60 年 4 月以降の保険料は納付されているものの、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで

私は、役所から送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、当該期間前の厚生年金保険加入期間が 240 月に達し、厚生年金受給資格があるため、国民年金は任意加入期間となり、現在は未加入期間と記録されている。申立人が所持する国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 1 月時点では、当該期間は強制加入期間と認識されていたが、大半の期間は時効により納付できない期間であり、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が定かでないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間直前の期間の保険料は平成 3 年 3 月に追納されており、直後の期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月並びに3年6月から5年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月及び同年3月
② 平成3年6月から5年6月まで

私の母親は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。私と同様に保険料を納付してもらっていた妹は未納期間がないのに、私だけ未納期間があることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立期間①は申立人が20歳になった当初に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとしており、申立期間②は申立人が会社を退職後に国民年金の再加入手続をして保険料を納付したと説明しているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を元に平成9年1月に付番されており、その前に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていないなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、母親は、申立人の妹が20歳に到達してからは、申立人及び妹の保険料を一緒に納付していたのではないかと説明しているが、妹の国民年金手帳の記号番号は平成5年6月ごろに払い出されており、妹が20歳に到達した3年*月から5年3月までの保険料は5年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、当該納付時点では申立人は厚生年金保険に加入しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を用意し、母親に納付を頼んだとする父親は、申立人の保険料をさかのぼって納付した時期、納付した月数及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、母親から当時の納付状況等を聴取することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年7月以降に払い出されており、申立期間は申立人が当時学生であった国民年金の任意加入対象期間であり、申立人の所持する年金手帳には申立人の国民年金の資格取得日が3年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年4月までの期間及び15年10月から16年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年1月から同年4月まで
② 平成15年10月から16年1月まで

私は、会社を退職するたびに、区役所出張所で国民年金の再加入手続きをし、加入後は金融機関窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額について記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社を退職するたびに区役所出張所で国民年金の再加入手続きを行っていたと主張しているが、申立期間は、いずれも国民年金に未加入のため、申立期間①は平成14年3月以降、申立期間②は15年12月以降に加入勧奨が行われ、最終的にはいずれの期間とも申立人が「未適用者」として記録されていることがオンライン記録で確認できるほか、未加入期間は保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間において国民年金の再加入手続きをし保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 50 年 5 月まで

私の夫は、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日は申立期間直後の昭和 50 年 6 月 30 日と記載されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 50 年 12 月ごろに払い出されており、申立人は、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が曖昧であるなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 10 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録及びB社（現在、C社）に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ無いことが分かった。申立期間①及び②について勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出されたD校の第 25 回生卒業生名簿から、申立人は昭和 15 年 4 月に同校に入学し、2年6か月の修学及びおおむね2年の実務経験を経て、Eの資格を取得し、19年4月に同校を卒業していることが確認できる。

また、申立人は、上記D校を卒業後、F校に入学し、2年間の修学と実務を経て、Gの資格を取得後、A社に昭和 22 年 3 月まで勤務していたと主張しているところ、上記卒業生名簿から 5 人の同期生に照会した結果、3人から回答があり、そのうち一人は、「昭和 20 年 8 月の終戦と同時に帰郷したが、自分が勤務していた期間は申立人も勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人がF校に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は提出したD校第 25 回生卒業生名簿しか無く、申立人の勤務実態等については確認できない。」と回答している。

また、回答のあった上記同期生のうち一人は、「昭和 19 年 4 月にD校を卒業し、1年程度A社で勤務したが、自分にも同社で勤務していたときの記録は無い。」と供述しており、他の二人は、申立人を記憶しているものの同校を卒業後は別の事業所に勤務していることから、申立人の勤務実態は確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間

については、労働者年金保険法の適用期間であるが、同法が被保険者としているのは、工場法や鉱業法の適用を受ける工場又は事業場に使用される男子のうち、いわゆる筋肉労働者が対象であることから、申立人は被保険者の対象とはならない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年3月14日であり、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、C社は、「昭和30年以降の資料は保存されているが、申立期間②当時の資料は保存期限経過のため残されておらず、申立人の勤務実態を確認することができない。」と回答している。

そこで、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年3月14日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員3人に照会を行ったところ、二人が、26年3月及び同年6月から同社で勤務していた旨供述しているが、いずれも申立人を記憶しておらず、また、そのうち一人は「資格取得以前の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員に照会をしたところ、入社後、被保険者資格の取得まで、4年以上かかっている従業員が複数名いたことが判明したが、それらの従業員は、「厚生年金保険に加入する前には、給料からの保険料控除は無かった。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間において、平均して約 40 名から 50 名くらいの従業員がいた。」と供述しているが、被保険者数を見ると、各月平均で 20 名ほどであり、A社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、A社は、平成 7 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から31年10月21日まで
年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和31年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月11日から33年12月25日まで
年金問題が騒がれるようになってから、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和34年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和60年7月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月21日から24年11月1日まで
② 昭和24年11月1日から27年1月26日まで
③ 昭和30年5月13日から33年3月1日まで

平成20年7月に、年金記録を照会したが回答が無いので、再度照会をしたところ、21年11月に回答があり、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、昭和33年当時は、将来厚生年金保険の加入を考えていた自営業の夫から、脱退手当金を受給しない方が良いと言われていたので受給をしていない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和33年8月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月2日から40年4月11日まで
年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月11日の前後1年以内に資格喪失した者24名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20名について脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月28日から32年3月5日まで
平成20年5月に、ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている前後それぞれ100名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年3月5日の前後2年以内に資格喪失した女性被保険者82名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、80名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち79名について資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から36年6月1日まで
② 昭和36年6月19日から39年11月1日まで

平成21年11月27日に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和43年7月19日の直前の同年5月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月8日から33年12月11日まで
平成21年に、年金記録の回答が来たので確認をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和34年2月24日の直前の同年2月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の34年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月11日から39年6月16日まで
年金問題が騒がれるようになってから、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和40年7月13日の直前の同年6月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 6 年 12 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の供述から判断すると、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月 11 日から平成 7 年 3 月 26 日まで、同社にドライバーとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の総務担当者は、「申立期間当時、本人の希望により厚生年金保険に加入させていなかった従業員が多数おり、申立人についても、本人の希望により厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、A社において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する従業員の一人は、「厚生年金保険には自分から会社に頼んで加入したが、本人の申出により厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と供述している。

さらに、A社が申立期間当時に加入していたB厚生年金基金及び同健康保険組合においても、申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月31日から同年4月2日まで

A社所有のB船に乗務していた申立期間の船員保険の加入記録が無い。船員手帳には同船の乗船記録があるので、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の乗船記録から判断すると、申立人が申立期間にA社所有のB船に通信長として乗っていたことは認められる。

しかしながら、A社は、当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況については不明であるとした上で、当時は、「融通船員」といって、会社間において船員の所属会社はそのまま他社の船舶に派遣乗船させることが行われており、その際の給与は所属会社に請求していたと供述している。

一方、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和36年4月7日から38年2月25日までの期間について、C組合において申立人の船員保険の加入記録が確認できる。

また、C組合では申立期間当時、所属の船員が同組合所属の船舶に乗っていない期間に、他社の船舶に乗ることがあったと供述している。

このほか、A社における申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社における船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで
A保育園に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に保母(現在は、保育士)として同保育園に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A保育園が保有する職員名簿により、申立人は、申立期間に同保育園に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間当時のA保育園の従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得手続は、B教団が行っていたが、同教団は申立期間当時の厚生年金保険の被保険者資格の取得に係る資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得等について確認することができないと回答している。

また、B教団に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の入社前より、A保育園に勤務していた4人の保母の厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、入社後の相当期間経過後であることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社に変更し、さらにC社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、厚生年金保険料の給与からの控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。今回、新たに、同僚の氏名を思い出したので再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できず、また、同社の従業員が、「申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務していたが、請負業者の従業員は、同社の厚生年金保険に加入していなかったため、会社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員を厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述していること及びオンライン記録によると、申立人が記憶している請負業者の同僚1名も、申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことなどから、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに別の同僚1名の氏名を思い出したので再調査してほしいと主張しているところ、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

によると、当該同僚を含む 28 名が申立人と同日の昭和 33 年 6 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人から新たに提出のあった C 社の経歴書からは、A 社が B 社に社名を変更した昭和 30 年 3 月に、申立人が B 社の従業員となったこと、及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額と相違している。ねんきん特別便で初めて標準報酬月額が9万8,000円に下がっているのに気が付いた。所得税源泉徴収簿を添付するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 16 年 1 月 1 日）より後の平成 16 年 1 月 14 日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、14 年 4 月から 15 年 5 月までは 62 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 53 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 36 万円と記録されていたものが、それぞれ 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された所得税源泉徴収簿により、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 15 年ごろから厚生年金保険料の支払が遅れ気味になり、社会保険事務所（当時）へ相談に行った。そのとき、社会保険事務所の担当者から説明を受けずに、関係書類を書かされた。」と申し立てしているところ、「当時、同社における社会保険事務は自分が行っていた。」と供述していることから、申立人は、上記減額訂正処理に関与していたと認められる。

さらに、A社に係る厚生年金保険料振替口座の預金取引明細表によると、平成 15 年 3 月 31 日の口座振替を最後に、厚生年金保険料の口座振替が行われていないことが確

認できるところ、申立人も申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があった事実を認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から21年12月まで

A社B工場C部に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場C部に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月から21年12月までA社B工場C部に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の入職者台帳及び退職者台帳に申立人の記録は無く、在籍の確認ができない。また、申立人が記憶していたという同社B工場C部の所長の記録も確認できなかった。」と供述しているところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記所長の記録は無いことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同窓の先輩である同僚は、上記入職者台帳及び退職者台帳では、A社D営業所及び同社E本部における記録は確認できるが、同社B工場C部の記録は確認できない。

さらに、A社は、「終戦の昭和20年8月15日には軍需会社の指定解除により工場を閉鎖しており、同年9月に全社員を解雇し、改めて残務整理要員（臨時雇用）を採用したのは事実であるが、残務整理要員を厚生年金保険の被保険者として継続させているケースもあることを考えると、申立人の場合は、厚生年金保険非加入扱いの非常勤、アルバイト等ではなかったかとも推察される。」と回答している。

加えて、上記同僚は、既に亡くなっており、また、申立期間当時のA社B工場の従業員は、高齢のため、同社における申立人の申立期間に係る勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月23日から26年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。工場勤務の後、役員付の運転手として申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟は、「A社に昭和23年5月に入社（昭和23年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得）し、29年まで勤務したが、兄は、申立期間に本社役員の運転手として勤務していた。」と供述している。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA社で被保険者資格を再取得した昭和26年6月1日において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者資格を取得していることが確認できる従業員13名のうち、6名は死亡しており、7名は連絡先不明であり、1名は申立人の弟であることから、申立人の弟以外の者から、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿によると、申立人の弟は、昭和25年12月29日から26年6月1日までの期間について、被保険者資格を確認することができず、申立期間当時、被保険者記録に空白期間がある従業員は、申立人と申立人の弟の2名であることが確認できる。

加えて、申立人の妻は、「申立人が20歳前に会社の指示で運転免許を取得し、それ

までの工場勤務から役員付の運転手として勤務するようになった。」と供述しているところ、申立人が被保険者資格を喪失した昭和23年5月は、申立人が20歳であることが確認できることから、この当時に申立人の業務内容及び勤務地が変更になったことが考えられる。

なお、申立人の妻及び弟は、「A社の当時の事業主は、B財団法人（現在は、財団法人C）の理事若しくは理事長をしていた。」と供述していることから、財団法人C及び財団法人Dに、申立人及びA社の事業主について照会したが、両事業所において、申立期間当時の申立人の勤務は確認できず、上記事業主の記録は無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 3 日から 61 年 2 月 21 日まで
② 平成 10 年 4 月 6 日から 12 年 1 月 21 日まで
③ 平成 13 年 3 月 1 日から同年 8 月 16 日まで
④ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 2 月 21 日まで

A社、B社、C社及びD社に勤務した申立期間の年金加入履歴の加入月数が、厚生年金保険料が控除された月数よりそれぞれ1か月分ずつ少ない。給与明細書等の資料は保有していないが、私の記憶では間違いなく1か月分多く保険料を控除されたので、被保険者記録の月数の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録において、A社の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は記録のとおり相違ないが、厚生年金保険の被保険者期間の月数が、保険料を控除された月数の23か月より1か月少ない旨申し立てている。

しかし、A社の元事業主は、「A社は平成12年10月に廃業して資料が無く、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録は、昭和59年4月3日から61年2月20日まで記録され、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、同法第19条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入することとされているところ、申立人は、上記のとおり、オンライン記録の資格取得及び喪失の記録に相違はない旨供述しており、雇用保険の加入記録とも一致していることから、申立人の被保険者資格の喪失日が属する月である昭和

61年2月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録において、B社の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は記録のとおり相違ないが、厚生年金保険の被保険者期間の月数が、保険料を控除された月数の22か月より1か月少ない旨申し立てている。

しかし、B社が保管していた申立人の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、平成10年4月6日に被保険者資格を取得し、12年1月21日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社の事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、「平成11年12月分まで控除し、退職月は控除していない。」と回答している。

さらに、雇用保険の加入記録は、平成10年4月6日から12年1月20日まで記録され、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、上記のとおり、厚生年金保険法第14条及び同法第19条の規定により、申立人の被保険者資格の喪失日が属する月である平成12年1月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録において、C社の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は記録のとおり相違ないが、厚生年金保険の被保険者期間の月数が保険料を控除された月数の6か月より1か月少ない旨申し立てている。

しかし、C社が保管する健康保険資格証明書では、申立人の資格取得日が平成13年3月1日、資格喪失日が同年8月16日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、C社の人事担当者は、申立人の厚生年金保険料控除について、「オンライン記録どおり正しく処理されていることを推測できる。」と回答している。

さらに、雇用保険の加入記録は、申立期間③のうちの平成13年3月17日から同年8月15日まで記録されていることが確認できる。

加えて、上記のとおり、厚生年金保険法第14条及び同法第19条の規定により、申立人の被保険者資格喪失日が属する月である平成13年8月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

申立期間④について、申立人は、オンライン記録において、D社の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は記録のとおり相違ないが、厚生年金保険の被保険者期間の月数が保険料を控除された月数の5か月より1か月少ない旨申し立てているところ、雇用保険の加入記録は、当該期間を含む平成13年9月25日から14年2月20日まで記録されており、同社の元取締役は、「申立人は平成13年10月から14年2月ごろまで勤務した。」と供述していることから、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明で連絡が取れないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができ

ない。

また、上記のとおり、厚生年金保険法第14条及び同法第19条の規定により、申立人の被保険者資格の喪失日が属する月である平成14年2月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 8 月 15 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 9 月 30 日）より後の平成 11 年 12 月 7 日付けで、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限である 59 万円と記録されていたものが、9 年 11 月 1 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成 11 年 9 月 15 日に同社の代表取締役を辞任し、上記遡及訂正処理日において同社の代表取締役でないことが確認できる。

しかし、申立人は、代表取締役を辞任した後の平成 11 年 10 月 26 日に、社会保険事務所（当時）と滞納保険料についての交渉を行っていることが、厚生保険特別会計滞納処分執行停止決議書に添付されている経過一覧表に記載されており、このことから申立人は、代表取締役を辞任した後においても、社会保険業務の責任者であったことが推認される。

また、申立人は、実質的な社会保険事務所との交渉は、事業主である自身が行い、社会保険料の滞納があったため、滞納保険料の解消について社会保険事務所の職員と平成 11 年 8 月から同年 11 月ごろに相談したとしている。

さらに、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時、A社の代表者印は事業主である自分が管理していたとしている。

加えて、オンライン記録の事業所記録回答票より、事業主の登録が申立人となってい

ることが確認でき、申立人がA社において社会保険の届出事務に権限を有していたものと認められる。

以上のことから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額^{（きぎゅう）}の遡及訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の実質的な経営者であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成元年 6 月 21 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成元年 6 月 21 日に B社に移籍したが、A社に勤務していた申立期間も厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主は、正社員は厚生年金保険に加入させていたがアルバイトは加入させていなかったため、申立人は申立期間においてアルバイトとして勤務していたのではないかとしている。

また、A社の事業主は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったとしている。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員は、申立人を記憶していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 60 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 60 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、全喪しており、当時の資料を保有しておらず、事業主も死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、A社はその後、複数回にわたり商号変更、本店移転及び代表取締役の変更をしているところ、当該商号変更会社の複数の事業主（代表取締役）に照会したが、宛先不明で回答が得られず、これらの者から、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が全喪した昭和 60 年 3 月 31 日時点で被保険者となっていた者は、申立人を除き 5 人いるが、そのうち 3 人は既に死亡しており、一人は所在不明のため、事業主の妻以外の者から申立期間当時の状況を確認することができない。

また、事業主の妻は、同社は、同年 4 月に倒産したとし、従業員に対し同年同月以降の給与を支払ったかについては不明としている。

加えて、事業主及び事業主の妻は、昭和 60 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年10月1日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の給与の報酬額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に同社から支給されていた報酬額より低いと申し立てている。

しかしながら、A社の後継会社であるB社は、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料等を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和40年10月の定時決定時に申立人と同じ標準報酬月額だった従業員55人の申立期間の標準報酬月額を確認したところ、10人の従業員の標準報酬月額が下がっていたことが確認できる。

さらに、上記の従業員のうち一人は、申立期間当時A社は経営状態が悪く給与が減額されたり遅配したりしていたので、自身の厚生年金保険の記録に間違いは無いとしており、上記の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 29 日から 40 年 11 月 29 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事務所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無く、同社の代表者及び役員を確認することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、また、申立人は上司と若い男性の同僚がいたと述べているが、両者の氏名を覚えておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から27年7月まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同工場に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が提出した在籍証明書及び複数の元従業員の回答から、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人は同社同工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社B工場の事務担当者は、「申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、当時の厚生年金保険の取扱い等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先の判明した23名の元従業員に文書照会を行い、17名から回答を得たが、このうち、2名の元従業員は、「同社はしっかりとした会社であり、厚生年金保険の加入条件を満たしながら6年間も被保険者記録が無い、というような事務処理をしていたとは考えられない。」と述べており、別の元従業員は、「申立期間当時、同社は地元では有名な企業で、正社員として採用されるのが難しく、臨時社員になった人も多かった。また、申立期間当時の従業員数は350名くらいだった。」と述べている。このことから申立期間当時の同社における被保険者数と従業員数を比較すると、オンライン記録によると同社における被保険者数は135名程度で推移しており、被保険者数は元従業員が述べた従業員数の350名よりも少ないことから、同社では申立期間当時において、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が氏名を挙げたA社B工場の元同僚5名のうち、2名の元同僚は、申

立期間当時の厚生年金保険の取扱い等についての明確な記憶は無く、3名の元同僚は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 16 日から 62 年 3 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はパートタイマーで勤務し、また、学生でもあったので、親の健康保険に被扶養者として加入していたが、念のために私の厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る社内経歴表により、申立人は同社に昭和 61 年 5 月 16 日に採用され、アシスタント社員として 8 か月間勤務したことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間はパートタイマーで勤務した。」と述べており、これについて、A社の総務勤務課長は、「アシスタント社員であっても短時間勤務者（パートタイマー）は厚生年金保険に加入させていない。また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が、正社員として採用された昭和 62 年 4 月 1 日となっているということは、それ以前の申立人の申立期間においては短時間勤務者であったと考えられる。」と述べている。

また、上述の総務勤務課長は、「申立期間当時の申立人についての賃金台帳等の厚生年金保険料の控除に係る資料は保管していないが、当社の短時間勤務者に係る厚生年金保険の取扱いから考えて、短時間勤務者であった申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と述べている。

なお、申立人は、「自分は学生でもあったので、親の健康保険に被扶養者として加入していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から60年7月31日まで
A社にクレーンオペレータとして勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間における複数の元従業員の回答から、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立期間当時の社会保険関係資料を保存していないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答しており、申立人の同社における厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認することができない。

また、前述の事業所別被保険者名簿により、申立期間当時にA社に勤務していて連絡先の確認できる元従業員3名に対し、同社において勤務していた期間と厚生年金保険に加入していた期間について照会したところ、1年8か月から1年11か月までの期間の相違があることが認められる。

さらに、申立人が記憶している元同僚6名のうちの1名は、「私は、A社には7年間勤務したが、厚生年金保険の加入記録は11か月しかない。」と回答している。これらのことから、A社では、厚生年金保険の加入については、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人が記憶している元同僚6名のうち5名の厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立期間において、同名簿の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見受けられない。

なお、A社に勤務したとする元従業員11名の雇用保険の加入記録を確認すると、このうち4名については雇用保険の加入期間と厚生年金保険の加入期間が一致しているも

の、7名についての両記録は一致していないことから、A社においては、雇用保険に加入していても厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月4日から35年11月30日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB社発行の在籍期間証明書及び複数の元同僚の回答により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社の総務担当であった元従業員は、「申立期間当時のA社における雇用形態には、正社員、嘱託社員、契約社員、パート・アルバイトがあり、正社員と嘱託社員は社会保険に加入していたが、契約社員とパート・アルバイトは社会保険に加入していなかった。しかし、労働組合が昭和35年5月に結成され、組合からの契約社員及びパート・アルバイトを正社員にせよとの要求を受け入れて、順次、正社員にしていった。正社員になった者は社会保険に加入させたと思う。」と回答している。また、複数の同僚は、「申立人は契約社員であった。」と回答している上、申立人自身も、「A社では契約社員であった。正社員にとの話はあったが、正社員にはならなかった。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間当時に契約社員であった同僚として氏名を挙げた元従業員2名は、A社でそれぞれ昭和35年10月1日、36年1月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間において、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から33年10月1日まで
A協会に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い。同協会には、昭和32年10月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和32年10月から33年2月ごろまでの期間については、申立人がA協会に勤務していたことをうかがわせる関連資料等は確認できないものの、同協会において申立期間当時に勤務していた元従業員の回答から、33年3月ころから、申立人が同協会に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A協会の業務を承継しているB試験所の総務担当者によると、「当試験所は組織替えを繰り返しており、当時の資料はほとんど残っていない。現在、申立期間前後の期間で残っている資料は8名の元従業員の履歴書及び6名の元従業員の被保険者台帳のみであり、その中に申立人のものは無い。」と回答している。

また、申立人の申立期間においてA協会の事業所別被保険者名簿に記載のある元従業員で、申立期間及び申立期間の前後数か月間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した47名のうち、連絡先の把握できた22名に文書照会したところ、16名から回答があり、そのうち4名の元従業員が、「厚生年金保険の被保険者資格取得日が自身の入社日と比べ、2か月から6か月後となっている。」と回答している。

さらに、B試験所に履歴書が残っている8名の元従業員の履歴書の入社日とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者の資格取得日とが一致しているのは1名のみで、残りの7名は入社から1か月から6か月を経て同被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、B試験所が保管している6名の元従業員の被保険者台帳における厚生年金保

険の資格取得日とオンライン記録の資格取得日はそれぞれ一致しているものの、6名それぞれが記憶している入社日又は同試験所が提出した履歴書における入社日と同台帳の資格取得日とを比較すると、入社から1か月から6か月を経て同被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間及び 4 年 9 月 30 日から 13 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 平成 4 年 9 月 30 日から 13 年 1 月 1 日まで

A 社 B 支店に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間③については、C 社に継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無い。申立期間①及び③について被保険者期間として認めてほしい。

また、C 社に勤務した期間のうち、申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間②を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 社 B 支店では、昭和 61 年 6 月 1 日以降も工事の受注があり、給与をもらって生活していた。同社には 60 年 9 月に入社して以来 6 年くらい勤務していたと思うので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社 B 支店は、昭和 61 年 7 月 10 日に廃止されており、資格喪失後、同社から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、A 社 B 支店での同僚を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の被保険者期間の一部期間において被保険者記録のある従業員 6 名に照会したところ、4 名から回答があり、すべて

の従業員が申立人のことを記憶していたものの、申立人の退職日については記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③のうち、平成4年9月30日から6年1月16日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、C社が適用事業所でなくなった平成5年10月31日の後の6年1月11日付けで、遡^{そきゅう}及して4年9月30日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、C社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間③のうち、平成4年9月30日から5年10月20日までの期間、同年11月11日から6年3月30日までの期間及び6年11月29日から13年1月1日までの期間において同社の代表取締役として登記されており、上記の訂正処理が行われた6年1月11日時点では同社の代表取締役であったことが確認できる。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間当時、C社の経営責任者として当該資格喪失日に係る訂正処理を知り得る立場にありながら、自らこの訂正処理が適正なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間③のうち、遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成6年1月11日から13年1月1日までの期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、C社の給与担当をしていたとする元従業員は、「社員の給与計算は自分が行っていたが、会長と社長の給与にはかかわっていなかったため、申立人の厚生年金保険料がいつまで控除されていたのか不明である。」と述べている上、申立人が自身の給与計算事務を行っていたとする会計事務所は連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額額は、当初50万円となっていたが、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日より後の6年1月11日付けで遡^{そきゅう}及して、8万円に減額訂正の処理が行われていることが確認でき、また、4年3月21日以前に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した4名を除く被保険者24名全員について減額訂正の

処理が確認できる。

しかしながら、C社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間②及び訂正処理日において、同社の共同代表取締役2名のうち1名であったことが確認できる。

また、申立人自身は、「C社の代表者印は自分か、もう一人の代表取締役が管理していた。同社は、申立期間②当時、資金繰りが大変で保険料を滞納していたため、管轄社会保険事務所（当時）から保険料の納付について呼び出されたことがあり、その際自分が対応した。」と述べていることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額が減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月15日から32年6月19日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務しており、同社からもらった永年勤続表彰状を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和29年5月15日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員が5人、その前後1か月の間に資格を喪失している従業員が2人いることが確認できる。

また、申立人と同様、厚生年金保険被保険者資格記録に空白期間がある上記従業員のうち連絡が取れた4人は、いずれも、当該空白期間の厚生年金保険料の控除について覚えていないとしており、そのうちの1人で申立期間当時、経理部門等に携わっていたとする従業員は、当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていないとしている。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者は死亡しているため、申立人の、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 25 日から 39 年 3 月 20 日まで
② 昭和 41 年 9 月 20 日から 42 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 12 月 20 日まで

A社、B社又はC社及びD社に勤務した期間の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、関連団体等に照会したが、同事業所の所在地を特定することができない。

なお、申立人は、代表者及び同僚の名前を挙げているが、住所を特定することができず、当該代表者等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間②については、オンライン記録によると、B社は昭和 49 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和 49 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、当時の社会保険担当であったとする従業員を含む複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していない上、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日であったとしている。

なお、上記回答があった複数の従業員のうち二人については、オンライン記録から、B社で昭和 49 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金に加入

し、当該保険料を納付していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、C社を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、同事業所の所在地を特定することができない。

なお、申立人は、複数の同僚の名前を挙げているが、住所を特定することができず、当該同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間③については、D社に勤務していたとする従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、当該期間中、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、D社は昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所となっていない。

また、D社の元代表者は、当時の資料が保管されていないため詳細は不明としているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年7月1日としており上記被保険者名簿の記録と合致している。

なお、当時の社会保険担当者と思われる従業員の住所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 2 月 5 日まで
② 昭和 51 年 2 月 28 日から 53 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、当該期間についてもそれぞれ勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表者は、「申立期間当時から保管されている資料を調べたが、申立人の厚生年金保険に係る届書等を確認することができなかった。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、回答があった者は申立人を記憶しておらず、申立人の入社時期及び退職時期を特定することができない。

また、申立人が記憶する複数の上司及び同僚は死亡又は住所を特定することができず、当該上司等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年9月末日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明なため、同社及び事業主より、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に同社で加入記録があり、住所を確認できた従業員4名に照会したところ、申立人を記憶していた3名のうち、1名は、「申立人は、夏に退社したのを覚えているが、昭和29年夏か30年夏かまでは分からない。」と回答し、2名はいずれも「出入りの激しい会社だったから、申立人が申立期間に勤務していたか否かは分からない。」と回答しているため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和30年10月に次の会社に入社するまではずっとA社に勤務したと思うが、いつ同社を退職したかははっきりしない。」と供述している。

加えて、申立人は、「父の経営する会社を手伝ったこともあるが、それがいつのことかは不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で旋盤工として勤務し、一緒に入社した同級生と夜間は工業学校に通学した。また、同社の事務員から年金証書を渡されたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和20年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同日以降の期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主の所在が不明なため、事業主から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人に年金証書を渡したとするA社の事務員は、所在が不明であり、また、申立人と一緒に同社に入社し、申立人と同様、夜間は工業学校に通学したとする同級生は、上記被保険者名簿に名前が見当たらないため、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、連絡先が判明したA社の従業員2名に照会したところ、2名ともに「当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年9月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた厚生年金保険料を控除されていたことは確かなので、同社で加入していなければ関連会社のB社で加入しているはずであるから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社及びB社（両社の代表取締役は同一人）は、既に解散しており、また、代表取締役の所在が不明なため、同社及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、A社の上記同僚は、「自分も厚生年金保険料を控除されていたと思うが、加入記録が無く、給与明細書等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い。」と回答しているため、申立期間の厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、上記同僚以外に申立人が記憶しているA社の同僚は、連絡先が不明であり、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から27年6月30日まで

A県にあったB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、国にも自転車を含めており、厚生年金保険に加入していないはずが無い。申立期間に勤務したことが確認できる写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社支店長宅で撮った写真を提出し、申立期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B社は、所在地を管轄する法務局に商業登記が無く、事業主を特定することができないため、同社及び事業主から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、B社における当時の総務部長及び上司の姓のみを記憶していたが、連絡先が不明であるため、これらの者から同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、申立人が勤めたとするB社と同一名称の会社がC県で確認できたので、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が記憶している総務部長及び上司の名前は見当たらない。

加えて、申立人から提出された写真では、B社の看板等も写っていないため、申立人が申立期間にB社に勤務したことを推認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から21年1月31日まで
厚生年金保険の加入記録によると、A社のB工場(C国)に勤務していた期間の被保険者記録が無い。同工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の資料が無いため、雇用の事実、厚生年金保険の資格の取得・喪失の届出及び保険料の納付については不明である。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人は事務職(生産管理)で、ペンより重いものを持ったことが無い。また、申立人は昭和17年12月にD大学を繰り上げ卒業したと聞いていたが、申立人のA社の入社時期、入社時の会社名、同社の所在地及びC国への渡航時期については、結婚前のことで何も聞いておらず分からないとしている。

さらに、申立人の妻は、申立人の申立期間における勤務地はC国であったとしているところ、当時の労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)及び厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)の適用範囲は、「内地」に限定されており、C国等「外地」に所在する事業所が同法の適用事業所となることはできない。

加えて、申立人のA社への入社時期や所属先は不明であるが、申立人はE県の出身であること、及び帰国直後は同社F事業所に勤務していることから、念のため、同社のE

事業所、G事業所、H事業所（I 本社事業所）及びF事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から29年9月9日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（昭和29年4月20日、B社から名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が先輩であったとする同僚二人は、入社してから約5か月から2年半後に厚生年金保険の資格を取得していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の同僚一人は、申立期間当時、B社は経営状態が悪く、なかなか厚生年金保険に加入させていなかった。真面目で長続きしそうな人間を会社が判断して厚生年金保険に加入させていたと思う。自身も入社して3年くらいは加入していなかったとしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む昭和27年10月16日から29年4月1日までに資格取得した従業員77人のうち、住所が確認できる8人に照会したところ、回答のあった5人全員が申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月26日から23年9月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社B事業所（現在は、C社）又は同社の子会社であるD社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間はどちらかの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司の供述及び申立人の主張する業務内容がこの上司の供述と符合することから、申立人が、申立期間において、A社B事業所に入社後、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、当時の資料を保管していないため、A社B事業所における申立人の在籍及びD社の存在を確認できなかったとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の上司は、昭和22年1月ごろA社B事業所に入社し、申立期間当時、E村で申立人と一緒に種牡蠣の養殖の仕事を行ったとしており、当該上司の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、D社で23年1月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和22年1月1日及び23年8月にA社B事業所に入社したとする従業員二人は、D社でそれぞれ23年7月1日及び同年9月1日に厚生年金保険の資格を取得している。

加えて、申立期間当時のA社B事業所の従業員数について、従業員一人及び申立人は、200人から300人だったとしているところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録は、昭和22年11月1日に137人となっているが、それ以前は資格取得者が見当たらない。

以上のことから、A社B事業所では、昭和 22 年までは、ほとんどの従業員について厚生年金保険の資格取得届を提出しておらず、また、すべての従業員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたというわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月から32年7月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、申立期間以前に勤務していたB社が倒産した後に当時の従業員を中心として設立された会社である。申立期間当時の集合写真と当時から親交のある同僚からの年賀状を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、同社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日であり、申立期間のうち同年2月から同年6月30日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局においても同社の商業登記の記録が確認できず、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に勤務していた従業員は、「A社には、倒産したB社に勤務していた従業員のうち16人が再雇用された。」と供述しており、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が16人確認できるものの、その中に申立人の名前は確認できない。

加えて、上記従業員は、「申立人はB社には勤務していたが、A社の設立時に再雇用された16人しかいない従業員の顔を間違えることは無く、申立人は同社には勤務していなかった。」と供述している。

その上、申立人がA社においてチームを組んで一緒に競艇用エンジンを製作していたと記憶する従業員は、「申立人はA社には勤務していなかった。」と供述している。

また、申立人は、A社の同僚から送付されたとして年賀状を提出しているが、同年賀状の差出人は「申立人がA社に勤務していたかどうか覚えていない。」としており、申立人のA社における勤務状況等について確認できない。また、申立人が提出した集合写真に写っている人物のうち名前が判明した5人は、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者になっているが、当該集合写真は撮影時期及び撮影場所等が不明であるため、申立人がA社に勤務していたことを特定することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月ごろから35年4月ごろまで
② 昭和35年4月ごろから36年6月ごろまで

A局に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA局は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、A局における上司、同僚等の氏名について不明としていることから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が、A局の類似名称の事業所として記憶している「C局」及び「D局」については、申立期間①当時は適用事業所ではあったものの、オンライン記録に申立人の名前は無く、被保険者であったことを確認できない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社があったとされる地区を管轄する法務局において、同名の事業所に係る商業登記の記録は確認できるが、申立人は事業主等の氏名を記憶していないことから、当該事業所が、申立人が勤務していた事業所であることを特定することができない。

さらに、申立人は、B社における上司及び同僚等の氏名について不明としていることから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月24日から44年8月1日まで
テレビなどで年金のことが騒がれ、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金をもらっていることになっているのを知った。コツコツと差引かれた大切な年金を、一時金でもらうはずが無い。手続もしていないし、もらった記憶も無いので申立期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年8月1日の前後おおむね2年以内に資格喪失した者37名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、27名に支給記録が確認でき、そのうち25名が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた申立人と同じ本社勤務の脱退手当金受給者2名は事業所を介して受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和44年9月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月2日から29年1月1日まで
A社B事業所（現在は、C社D事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。E社に入社したときからF社を退職するまで、一貫してA社B事業所内で屋根や壁の補修作業をしてきた。未加入期間があることには納得がいかないので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B事業所に勤務していた複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D事業所は、「申立人が申立期間に当社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。」と回答している。

また、C社D事業所が提出した同社の社史には、「昭和24年7月、G部門を中心に将来情勢の変化に対応し得る最小限の人員を残した再編成により、約100余名に及ぶ人員整理を断行した。」と記載されており、このことを裏付けるようにA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和23年及び24年に100名以上の被保険者が資格喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から住所が特定できた18名に照会し、回答の得られた10名のうち5名が、申立期間当時、大規模な人員整理が行われたことを記憶している。

加えて、申立人が記憶し、昭和26年ごろに申立人と共に勤務していたことを証する書面を提出した同僚のA社B事業所における資格取得日は、28年9月1日となっており、26年当時は被保険者ではないことが確認できる。

また、申立人と同じくE社において昭和23年9月20日に資格を喪失し、A社B事業所において同年9月21日に資格を取得している2名の従業員は、その後、24年3月22日に

資格を喪失した後、同社においてそれぞれ28年9月1日及び29年1月1日に再度資格を取得していることが確認でき、申立人と同様一定の未加入期間が生じている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案12283（事案1135の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から57年4月1日まで

A社B販売所に勤めた期間のうちの申立期間について加入記録が無いことが分かった。同社には、大学在学中の4年間勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、同僚等について思い出せず、勤務の実態や保険料控除が確認できないことから、認められなかった。

今回、新たにC会の昭和57年4月の卒業生の氏名が分かる卒業アルバムを提出し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社B事業所の所長及び在籍していた数名の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに、A社販売所の勤労学生が加入する厚生年金保険の適用事業所であるC会に係る卒業アルバム（兼卒業生名簿）を提出しているところ、当該資料に、申立人と同じ販売所に勤務し、申立人と同じ年度に卒業した者が1名いることが判明した。

しかし、C会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、同アルバムで確認できた同年度の卒業生25名中15名に係るオンライン記録において、C会における厚生年金保険の加入記録を確認することができなかった。

加えて、在籍証明書を発行したD会の担当者は、「当時は各販売所の所長が厚生年金保険の加入・未加入を判断していた。」と供述していることから、当時、同会で奨学金を受けていた勤労学生が、全員C会において厚生年金保険に加入していたとは考え難く、

また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できなかった。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月ごろから48年12月1日まで
② 昭和49年2月28日から50年3月ごろまで
③ 昭和52年1月ごろから同年5月9日まで
④ 昭和52年12月16日から53年6月ごろまで
⑤ 昭和57年2月ごろから59年6月21日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社に、申立期間③及び④についてはB社、申立期間⑤についてはC社に勤務したが、5か所の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの事業所でも勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が当該期間の一部について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年12月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「適用事業所となる以前から同社に勤務していたが、その間は給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和49年2月28日付けで適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿で申立期間に被保険者であることが確認できる従業員は、

「事業所が連鎖倒産した昭和49年3月以降は自分以外の社員は誰も残っていなかった。」と供述しているところ、同被保険者名簿では、代表取締役を含む従業員12名全員が申立人と同じ昭和49年2月28日付けで資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社における当時の役員は、「同社が倒産し、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、保険料が控除されていたとは考え難い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、B社に係る事業所別被保険者名簿で当該期間に被保険者であることが確認できる複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の複数従業員のうち、役職者であった一人は、「同社では当時、入社時に必ず3か月の臨時雇用期間を設けていて、当該期間経過後に雇用保険と一緒に厚生年金保険に加入し、保険料を控除していた。また、同社は52年当時から管財人が入っており、手続を間違えるような状態ではなかった。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和52年5月9日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、B社に係る事業所別被保険者名簿において当該期間に加入記録が確認できる従業員は、「申立人は同社が倒産した昭和52年12月*日に退職しており、申立期間には既に勤務していなかった。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において申立期間④に加入記録が確認できる別の従業員は、「昭和52年12月ごろは残務整理で6名から14名程度で業務をしていたが、その中に申立人はいなかったと思う。」と供述しており、同被保険者名簿において、昭和52年12月16日付けで従業員6名が資格喪失し、残った13名のうち4名も同年12月末までに資格喪失している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、C社に係るオンライン記録で当該期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員が、「勤務期間は特定できないが、申立人が同社で常務として勤務していたことを覚えている。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「申立期間⑤当時の人事記録等は保存期間経過のため保有しておらず、申立人の勤務状況等は確認できない。」と回答しているところ、同社の事業主は、「申立人は常務の肩書きで店舗オーナーの開拓業務を担当していたが、申立人は当初は正社員ではなく、委託業務の身分であった。実績を上げた者は正社員とし、厚生年金保険に加入させたが、それまでは保険料を控除することはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から31年10月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の年と比べ減額されている。病気欠勤や休職などしたことが無いので減額される理由が無い。何かの間違いだと思うので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、また、申立人も給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和26年4月1日に同社C支店に入社し、厚生年金保険の資格取得した者のうち、30年10月1日の標準報酬月額が1万6,000円と記録されている者が複数名おり、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは言い難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び上記被保険者名簿では、昭和30年10月の標準報酬月額は共に1万6,000円と記録されており、その他の記載内容にも不備は無いこと等、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月25日から32年4月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうちの申立期間の被保険者記録が無い。同社には昭和25年4月から勤務していたが、28年7月25日に厚生年金保険の資格を取得している旨記載された40年作成の届出書類を提出するので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社員名簿、従業員の供述等により、申立人は、A社に昭和25年4月1日から申立期間を含み勤務していることが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者であったことが確認できる14名の従業員に、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得の状況等について照会したところ、入社時期を回答した12人は、厚生年金保険の資格取得日は入社してから1か月から7年後であることが確認でき、その理由については不明であるとしているが、同社においては、当時、従業員を採用しても、すぐに厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたことがうかがわれる。

また、申立人から提出された「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、資格取得日欄に昭和28年7月25日と記載され、40年6月26日付けのC社会保険事務所(当時)の印が押されているところ、この届出書についてB社は、「当該届出書に記載されている資格取得日は、誤って会社設立日を記入したものである。当社の設立日である昭和28年7月25日から、厚生年金保険料を給与から控除していることは無い。」と回答している。

なお、当該届出書は、厚生年金保険の資格を取得するための届出ではなく、昭和40年5月からの標準報酬月額の上下限改定に伴う届出書であり、申立人以外の4名の資格取得日についても実際の厚生年金保険の資格取得日ではなく、会社設立日が記入されてい

ることからも、同社の主張に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 9 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶しているA社の同僚二人に対し文書照会を行ったところ一人から回答があり、その同僚は、「勤務期間は特定できないものの申立人を記憶している。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は、「申立人の在籍について、資料が無いため確認できない。」と回答している上、同社から提出のあった昭和 47 年から 48 年までの「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間①当時の事業主に対して文書照会を行ったが、回答は得られず、社会保険事務担当者は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態や社会保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から連絡先が判明した元従業員 18 人に対し、文書照会を行ったところ、9人から回答があったが、「申立人について、知らない。」と全員が回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立期間①において、上述の被保険者名簿は、健康保険証の整理番号に欠番は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和 48 年 4 月 1 日に資格取得し、連絡先が判明した元従業員 158 人に対し、文書照会を行い、94 人から回答があり、このうち 4 人は、「勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していた。」と回答している。

しかしながら、B社の後継会社は、「昭和 53 年 4 月に会社更生法を申請し、同年 10 月に破産宣告を受け、59 年に破産終結をした。当社は、B社破産財団より商標権を買い取り設立した会社であるため、B社の人事記録等は一切引き継いでいない。」と回答している。

また、申立期間②当時に給料計算業務を行っていた元従業員が提出した当該期間に係る社員住所録から、申立人の氏名は確認できない上、同元従業員は、「申立人についての記憶が無く、社員住所録に申立人の氏名が確認できないため、申立人は正社員や嘱託社員ではなく、アルバイト社員として勤務していたのではないか。」と述べている。

さらに、申立人を記憶している従業員の一人は、「申立人は、B社の正社員になるために頑張って働いていた。」と述べており、申立期間②当時に社会保険事務の責任者であった給与課長は、「厚生年金基金や社員住所録に申立人の氏名が確認できなければ、申立人は正社員ではなかった。申立人についての記憶もないため、申立人はアルバイト社員であった可能性がある。申立期間②当時、アルバイト社員は、厚生年金保険の対象ではなかった。」と述べている。

加えて、申立期間②において、前述の被保険者名簿は、健康保険証の整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月ごろから 50 年 5 月ごろまで
申立期間に勤務していたA社、B社及びC社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの勤務期間の特定はできないが、A社、B社及びC社の順で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間の一部についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録が無いことから、同社の代表者を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

さらに、申立人が記憶しているA社の当時の同僚は、申立人の氏名を記憶していない上、当該同僚については、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係るA社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

2 申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間の一部についてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社に係る申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、申立人は、B社で勤務していた同僚一人を記憶しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿に当該同僚の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間にB社の厚生年金保険の被保険者となっている従業員に対し、申立人の同社での勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の申立期間に係るB社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

- 3 申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間の一部についてC社に勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の事業主は、申立期間の関係資料を保管していないことから、同社における厚生年金保険料の控除状況について不明である旨供述しており、申立期間に係る同社における厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、上記の事業主は、「社会保険事務所（当時）の記録に間違いが無い場合、何らかの事情により、申立人を厚生年金保険に加入させていないのではないか。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している上、申立人が記憶している同僚5人のうち申立人を記憶している二人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間に係るC社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿において、その記載内容の不備、訂正が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年5月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として昭和37年に書いた履歴書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和37年8月18日付けの履歴書及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の関係資料を保存していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、申立人は、「申立期間において、A社には従業員が約100人在籍していた。」と供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者となっている者は50人前後であることが確認できることから、同社は、当時、従業員のすべてについて、厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった16人のうち6人は、「厚生年金保険には、正社員のみ加入させていた。申立人は臨時雇用者であった。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から33年2月1日まで

A事業所(現在は、B社)において、昭和22年8月1日から39年2月20日まで事業主として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同時期に勤務していた申立人の義弟の厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及びB社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和22年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、23年6月21日にB社に名称変更しているところ、同社の現在の事業主の回答及び当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間に事業主としてA事業所及びB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の被保険者名簿によると、申立人の義弟は、申立期間において、A事業所及びB社における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立人は、A事業所における個人事業主であったことから、昭和23年6月19日に同事業所が法人化されるまでの期間については、制度上、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、同社が法人化した際に、申立人とともに取締役として登記されている者について、上記被保険者名簿の厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、申立人と同日の昭和33年2月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、B社の現在の事業主は、当時の関係資料が無いため、申立期間当時における厚生年金保険料の控除状況については不明である旨供述しており、申立人の申立期間当

時の保険料控除状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12292(事案 2515 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 41 年 5 月 30 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 52 年 9 月 1 日であるなどの理由により、同委員会から記録の訂正を認められなかった。

しかし、A 社に勤務していたことは確かであり、納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 52 年 9 月 1 日であり、申立人が記憶している複数の同僚は、同社が適用事業所になった同年 9 月 1 日以前は、厚生年金保険料が控除されていなかった旨供述していること、また、同社は当時の資料が無いため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除等については不明である旨回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できない。

上記の理由から、申立期間について、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当該通知に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立期間における保険料控除を確認できる新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から同年10月1日まで
② 平成7年2月26日から同年4月まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②は、A社に正社員として勤務していた。雇用保険被保険者証を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録は、平成6年9月5日から記録されていることから、申立人は、申立期間①のうち一部の期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡し、事業主の妻は関係資料を保管しておらず、当時の従業員とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、雇用保険の記録から、申立人と同時期にA社に入社したとみられる従業員二人について、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、申立人を含めいずれの従業員も雇用保険の加入日に比べて厚生年金保険の被保険者資格取得日が1か月遅れていることが確認できることから、同社は、採用した従業員の厚生年金保険の加入手続について、雇用保険の加入手続と同時に行っていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録は、平成7年2月25日まで記録されていることから、申立人のA社における勤務が確認できない。

また、上記のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡し、事業主の妻は関係資料を保管しておらず、当時の従業員とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 15 日から 55 年 3 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された事業主が掛金を負担して同社従業員を加入させるグループ保険の加入通知書及び事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時、短期間で辞める従業員も多数いたため、厚生年金保険に加入させていない従業員もいたと供述している。

また、A社の元従業員と一緒に入社したとして名前を挙げた二人の従業員のうちの一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できないところ、元従業員は、同名簿で名前が確認できない者については、短期間の勤務であったため、厚生年金保険に加入していなかったのではないかと思うと供述している。

これらの事業主及び元従業員の供述から、A社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで
申立期間について、船員保険に加入していた記録が無い。申立期間については、A社（現在は、B社）が所有する「C丸」に乗船するため、W島で待機するなど勤務していたので、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務状況及び船員保険の加入状況等についてB社に照会したところ、同社は、「当社の船員名簿を調査したが、昭和 21 年 3 月以降の記録しか残っておらず、申立人の申立期間の勤務記録及び船員保険の加入記録も確認できない。また、当社の船舶名簿を調査したが、C丸の記録は無い。」と回答している上、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間当時の勤務状況等について確認できない。

また、船員保険被保険者名簿において、「C丸」の記録及び申立人の申立期間に係る及び船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「C丸の乗組員の半数は軍人で、敵艦の燃料を奪うことが目的だったと思われる。」と供述しており、海軍軍属の可能性もあることから、D省E局に照会したが、「申立人に関する記録は無い。」との回答であった。

加えて、申立期間について、申立人がB社の「C丸」に乗船していたということを確認できる船員手帳等の資料は無い。

このほか、申立期間において申立人の船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連事情及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月19日から50年6月30日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についてもA社B支店に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社B支店に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の資格喪失日は昭和49年6月19日であり、オンライン記録と一致しているとともに、同社から提出のあった「退職者名簿」には、申立人を同年6月18日付けで退職の取扱いとしていることが確認できることから、同社は、「厚生年金保険を喪失させた理由は不明だが、未加入者から保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和49年6月21日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できるほか、申立人は夫の勤務先の健康保険組合の記録から、申立期間において夫の被扶養者とされていることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれまでの28万円から26万円に下がっているが、当時の給与は退職まで28万円を超えていたはずであり、手当の変更や身分の切替えも無かったので、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。しかし、当社では、従業員の給与には、基本給以外に様々な非固定給が含まれ、欠勤した場合には欠勤控除もあるため、基本給の減額が無くても、給与額がそれ以前の月より減少することはあり得る。」と回答している。

また、B社が保有する社会保険被保険者台帳において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録どおりの26万円と記載されており、同社は、「毎月の納入告知書と納付額を確認していることから、届出した標準報酬月額以外の標準報酬月額に相当する保険料を、被保険者の給与から控除することは考えられない。」と回答している。

さらに、申立人から提出のあった平成7年度市民税・都民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料控除額を基に、申立期間の標準報酬月額を試算したが、当該試算結果から、28万円の標準報酬月額に基づく保険料控除があったことは確認できなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月31日から54年9月1日まで
厚生年金保険の加入期間を調べたところ、A社に事業主として勤務した期間のうち申立期間の16か月間が未加入と分かった。同社は、昭和45年6月以来現在まで継続して営業しており、当該期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿及び申立期間当時の従業員の供述から、申立人が申立期間において同社の事業主として勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は、昭和53年5月31日に事業廃止により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後の54年9月1日に再び適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、昭和53年6月7日に、申立人に係る資格喪失手続きがなされており、健康保険証を返納したことが確認できるとともに、訂正等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、当時の従業員は、「当時、A社は業績が悪化し、申立人である事業主から、厚生年金保険を脱退するので、国民年金に加入するように指示を受け、国民年金保険料を納付した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、前述のとおり、申立人はA社の事業主であったことが確認できるほか、当時の従業員は「給与・社会保険事務の担当は申立人だった。」と供述している。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される、「保険料納付義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月30日から20年8月15日まで
A社B事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「当時の人事記録が無いので、申立人の申立期間の在籍を確認することができない。」旨供述している上、当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、いずれも申立人を覚えておらず、「当時、当社は、全員が厚生年金保険に加入していない上、申立人が従事していたとされる職種は、当社の直接雇用である正社員が担当していた業務ではなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、A社B事業所から健康保険証を受領した記憶は全く無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 売店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 35 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の人事担当者は、「当社が保管している昭和 35 年 12 月現在の A 社の社員名簿から、申立人は同社の社員であったことが確認できるが、当時の人事関係資料は保存されておらず、申立人の入社年月日は確認できない。また、申立人の厚生年金保険被保険者の資格得喪及び保険料控除についても不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B 社から提出のあった上記社員名簿及び A 社 C 売店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、昭和 35 年 6 月 1 日となっており、B 社 D 売店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年11月1日まで
A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間中、当社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る在籍が確認できない上、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得届及び保険料納付については不明である。」旨供述していることから、同社B事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時は臨時社員であった。」旨供述しているところ、A社の人事担当者は、「現在も、臨時社員は厚生年金保険に加入させていない。」旨供述している。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後に被保険者資格を取得した従業員は、昭和27年5月1日に10人、同年6月1日に18人、28年4月1日に15人、申立人が資格を取得した同年11月1日に61人、29年2月1日に5人であり、A社では、特定の日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間①については厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は、「申立人が、昭和 43 年 8 月末日まで勤務していたかどうかは記憶に無い。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社は、当時の代表者が社会保険関係を含め一切を自ら行い、厚生年金保険の届出関係もきちんと処理していたので、申立人の資格喪失記録は間違いないと思われる。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、昭和 43 年 8 月 20 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

申立期間②については、B社の複数の元従業員は、「申立人が当社に在籍していたこ

とは覚えているが、入社日が分からないので、申立期間②において勤務していたかどうかは記憶に無い。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、B社の当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のB社における資格取得日は、昭和43年9月16日となっており、オンライン記録及び申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 16 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられているので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 7 年 3 月の A 社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が 59 万円であったところ、同年 4 月以降の申立期間における標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時に同社の代表取締役であった申立人は、給与台帳等の関係書類は廃棄済みであり、自身の給与明細書等も保有していない旨供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について確認することはできない。

一方、申立期間当時、A社における会計事務を担当していた会計事務所から提出された申立人に係る平成 10 年分の源泉徴収簿によると、申立人の当該年の各月の総支給金額が 10 万円であり、所掲の社会保険料の控除額から計算すると、控除された厚生年金保険料額は標準報酬月額 9 万 8,000 円にほぼ見合うものであることが確認できる。

また、当時の従業員 11 人のうち、平成 7 年 4 月以降の標準報酬月額が減額しているのは、申立人及びその妻のみであるが、4 月の随時改定及びその後の 4 回の定時決定は、いずれも適切な時期に処理され、不合理な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年11月15日まで
② 昭和25年8月1日から28年3月ごろまで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険労働年金保険被保険者名簿から、同社は昭和20年10月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業登記が確認できないことから、当時の事業主の連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は既に死亡しており、A社において一緒に勤務していた同僚等の調査ができないことから、同社に係る上記被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会をしたところ、連絡の取れた10名の従業員はいずれも申立人のことは記憶に無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、B社における従業員2名の供述により、申立人は、同社

に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年10月1日であり、申立期間②のうち25年8月1日から27年10月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によりB社は平成元年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は、「昭和63年に同社を清算したが、申立人の申立期間当時の資料を保管していないため、厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答している。

さらに、申立人は既に死亡しており、B社において一緒に勤務していた同僚等の調査ができないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②前後に厚生年金保険に加入し、オンライン記録から住所が確認できる複数の従業員に照会をしたところ、昭和26年に入社したとする1名は、「B社は、昭和27年ごろ法人化したのが、厚生年金保険にすぐに加入させてもらえず、29年に加入した。しかし、申立人の厚生年金保険加入状況については分からない。」と供述しており、他の1名は、「昭和26年ごろ入社したときは30名位勤務していたのを覚えているが、申立人とは違う部署であったので、申立人の厚生年金保険加入状況については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月1日から17年8月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料が下がっていないにもかかわらず、その前の標準報酬月額より引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。しかし、A社から提出された給与統計表では、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社の事業主は、申立期間における給与については、同社と同社の事業主が他に経営するB社の2社から支給することを申立人と協議の上で決定した旨供述しており、このことはA社及びB社から提出された平成16年及び17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる。

さらに、A社は、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届」により、申立人の標準報酬月額を平成16年11月から30万円として、社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月27日から同年3月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成5年分源泉徴収票の社会保険料の金額には、申立期間の保険料が含まれていると思われるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明書によると、申立人のA社における退職日は平成5年2月26日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、資格喪失日は平成5年2月27日と記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人のA社におけるC健康保険組合の資格喪失日は平成5年2月27日と記録され、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票から確認できる厚生年金保険料控除額は2か月分であるところ、B社は、「給与からの保険料は翌月控除である。」と回答していることから、当該控除額は、平成4年12月分及び5年1月分であると考えられ、申立期間の保険料控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年2月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社時の条件が厚生年金保険加入であることを確認して面接を受けたことを記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月1日にA社に入社し、同日から厚生年金保険に加入していた旨申し立てているが、同社は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している。

また、申立期間当時の社会保険の事務担当者は、「社会保険については、社長と相談して、入社から3か月から半年経過後に加入手続をしていた。未加入期間については、保険料は控除していない。申立期間当時は、給与は現金支給だったのでよく覚えている。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち1名は、自身の入社日は平成6年2月1日であると記憶している旨回答しているところ、厚生年金保険の資格取得日は同年6月1日と記録され、4か月の未加入期間が確認できる。

さらに、上記社会保険の事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入手続をしていた。」と供述しているところ、申立人及び申立人と同時期に勤務していた従業員6名の、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致しており、担当者の供述と符合している。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名はいずれも申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の入社時期及び厚生年金保険の加入状況等

については記憶に無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年5月1日まで
A大学を卒業後、同大学附属病院に医師として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学から提出された申立人に係る在籍期間証明書により、申立人は申立期間において同大学附属病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間はA大学附属病院に無給医局員として勤務していた旨供述しており、同大学の人事担当者は、申立期間当時、無給医局員（その後、研修生に呼称変更）という制度があり、無給医局員には給与が支給されず、厚生年金保険料を控除していない旨供述している。

また、A大学が保管する社会保険台帳には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和44年5月1日、喪失日は45年7月2日と記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げた同期の医師の厚生年金保険の資格取得日は、A大学に係る事業所別被保険者名簿から申立人と同じ昭和44年5月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから24年ごろまで

A社B工場（後にC社に名称変更し、現在は、D社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に関する詳細な供述から判断すると、申立人が期間の特定はできないものの、同社同工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録があり、所在が判明した従業員に照会したところ、回答のあった従業員は、同社において厚生年金保険の加入は正社員だけであり、申立期間当時は臨時雇用の社員も多数いたと供述している。また、そのうちの一人は当時、A社B工場の労働組合の事務長をしており、正社員であれば名前くらいは記憶しているが、申立人は記憶に無いため、申立人は正社員でなく臨時社員だったのではないかと思うと供述している。

また、申立人は、A社B工場では、臨時社員であったかもしれないと供述しているほか、同社同工場における同僚等の氏名を覚えていないことから、これらの者に申立人の勤務実態や厚生年金保険加入状況について確認できない。

さらに、E社の人事担当者は、A社B工場は分離独立してC社となっており、当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について不明であると供述しており、また、D社の総務担当者も、当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険加入状況について確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 31 日から 64 年 1 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 63 年 12 月 31 日まで勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票に、申立人の退職日は、63 年 12 月 31 日と記載されている。

しかしながら、A社の申立期間当時の専務と経理担当者によると、同社の厚生年金保険料は翌月控除であったと供述しており、申立人から提出された昭和 64 年 1 月支給の給与明細書において、63 年 12 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記源泉徴収票における社会保険料等の金額は、申立人に係るオンライン記録による標準報酬月額から算出した社会保険料等の本人負担分の 12 か月分に相当する額であることが確認できる。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録によると、離職日は昭和 63 年 12 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から23年7月15日まで
年金問題が騒がれるようになってから、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、当時は、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を受給できるはずが無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和23年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 20 日まで
② 昭和 20 年 10 月 22 日から 21 年 9 月 13 日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、当時は、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を受給できるはずが無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 22 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで
② 昭和 43 年 9 月 24 日から 46 年 8 月 16 日まで
③ 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 12 月 31 日まで

平成 22 年 1 月に、厚生年金保険の期間照会についての回答を受け取ったところ、申立期間①及び③については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、脱退手当金の支給記録がある旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A社B工場に勤務しており、申立期間③については、C社に昭和 59 年 6 月 1 日から勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②に係る脱退手当金については、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社B工場は現在閉鎖している上、同社本社は、「申立期間①当時の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所被保険者原票において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった上、申立人は、申立期間①当時

の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間①当時の勤務状況について確認することができない。

さらに、A社本社の人事担当者は、「厚生年金保険の被保険者でない者が勤務していたとしても、被保険者ではない期間に、給与から厚生年金保険料の控除をすることはなく、当時も同様の取扱いであったと思う。」と供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、申立期間①の前にA社B工場に勤務していた期間については、厚生年金保険の加入記録と一致しているが、申立期間①については、雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、C社の元同僚の供述から、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿で申立期間③に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、「入社してから厚生年金保険に加入するまで1年から2年程度の期間があった。」、「すぐ加入手続をしてもらえない場合と、しばらく加入手続をしてもらえない場合があった。」と供述している上、前述の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、入社してから約2年後であることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、被保険者資格の取得日が昭和61年1月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、申立人の健康保険の加入記録を確認したところ、健康保険組合から提出のあった「健康保険被扶養者異動届」により、昭和61年1月31日に夫の被扶養者から削除していることが確認でき、申立人が厚生年金保険及び健康保険に自ら加入したことが確認できたことにより削除したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給

されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年10月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年3月11日まで
平成20年10月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間後に加入した事業所では脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に加入した事業所の退職後に支給された脱退手当金の受給を認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和42年11月9日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む同一の被保険者番号で管理されている支給決定日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月25日から30年3月13日まで
昭和51年6月に、市役所の人が年金記録を調べたところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月17日から同年8月7日まで
A社B工場 (現在は、C社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の人事台帳により申立期間に同社に雇用されていたことは明らかなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社の保管する人事台帳により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料について、控除していたとまでは言えないとしている。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和21年8月7日と記載されており、オンライン記録と一致しているところ、上記人事台帳には、「昭和21年8月7日二級技師に任し研究所勤務を命じ課長を以て待遇す」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は既に死亡しておりA社B工場の同僚を確認することができず、同社同工場で申立期間当時、厚生年金保険に加入していた従業員は死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は昭和 52 年 5 月 1 日から C 社に社名が変わったが、同年 9 月 30 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、同社が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が昭和 52 年 4 月 30 日に資格を喪失していることが記録されていることから、申立人は申立期間において A 社で勤務しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立人の勤務する飲食店の経営を A 社から引き継いだ C 社は、昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所として認可されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、オンライン記録を確認したところ A 社を昭和 52 年 4 月 30 日に資格喪失し、同年 10 月 1 日に C 社で資格取得している従業員は、申立人のほかに 17 人おり、その全員が申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、上記従業員のうちの一人は、昭和 52 年 5 月 1 日より会社が変更になると当時の総務担当者から話があり、国民健康保険に加入するよう勧められて加入したとし、また別の一人は、申立期間に国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に両社で営業職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたA社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主等の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿より、申立人が同社において同期で入社したとする2名の同僚を記憶しているところ、これらの同僚の氏名は見当たらないことから、同社では勤務した従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間①当時に厚生年金保険に加入している従業員に、A社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうち二人の従業員は、「営業職として勤務していた者は、正社員ではなく歩合制であり、雇用保険及び厚生年金保険を含む社会保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人は営業職であったとしており、同社において雇用保険に加入していない。

加えて、A社のグループ会社に勤務し、その後同社に移った社員は、グループ会社に入社後、半年ほどたって厚生年金保険に加入していないことを知り、経理担当者に頼んで加入させてもらったとし、A社では希望者だけ加入させていたかもしれないと

している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は入院中で連絡が取れず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員 10 人に照会したところ、回答があった 7 人は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月14日から同年4月7日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務したことを記載した日記を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した日記により、期間は特定できないが、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時の事業主は死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社の工場長は、既に死亡していることから、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答があった一人は申立人と同じ仕事内容の作業職人であるが、申立人を覚えていない旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況について確認することができない。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、また、上記日記の昭和41年2月24日の、「職業安定所から失業保険給付を8,400円もらった。」との記載により、申立人は、申立期間の前に勤務した事業所の被保険者期間を算定基礎期間とする失業給付金を受給していたと認められることから、当時、申立人は失業中であると認められ、A社では、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで
A 社 (現在は、B 社) の社長からスカウトされて C 社にレストランの店長として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、C 社に入社するとき、同社の親会社である A 社において厚生年金保険の被保険者とする約束だったので、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社及び C 社における申立期間当時の事業主の供述及び C 社が経営するレストランで一緒に勤務した同僚が、「自分は昭和 55 年 8 月から 58 年 3 月まで勤務し、申立人が店長として勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に C 社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の事業主は、「申立人が主張している、親会社である B 社で厚生年金保険の被保険者とするとの入社時の約束はしていない。また、申立人が勤務する C 社は、厚生年金保険法に定める強制適用事業所ではなく、厚生年金保険に加入していなかったことから、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、オンライン記録では、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 22 年 5 月 28 日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記同僚は、「社会保険の加入について、申立人から、当社は厚生年金保険も健康保険にも加入していないので、自分で国民年金と国民健康保険に加入するよう言われた。」と回答している。

さらに、申立期間当時の A 社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は、「申立期間に子供が二人いたので、健康保険に加入しない会社に勤めるはずはない。当時、被保険者証を使用し、子供が D 病院の小児科で診療を受け

た。」と主張しているが、申立人は、健康保険の種類は記憶していない旨供述しており、また、D病院では、書類の保存期限経過のため、使用した健康保険証の種類は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年3月1日まで
A学園の中学校と高等学校で、保健体育の教員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B共済組合に問い合わせたところ、対象外との回答があった。申立期間は、同学園に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A学園から提出された同学園の旧教職員名簿により、期間は特定できないが、申立人が同学園に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A学園は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A学園は、「当学園は、厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、昭和29年からC共済組合（現在は、D事業団）に加入している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12343

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

A社（法人化後、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社の事業主となったことで資格喪失したと思われるが、事業主になったのはもう少し後の時期なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人が、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の従業員は、「申立人は、当時の個人事業主が昭和 40 年 10 月*日に他界した後、1年経たないうちに事業主となり、経理及び給与計算を担当していた。」とし、また、別の従業員も、「当時の個人事業主が他界してからは、申立人と自分と同僚で事業を継続させていたが、申立人は、給与計算、経理及び社会保険事務を担当していた。」旨それぞれ供述している。

なお、元代表者である申立人は、「申立期間のいつからかは記憶に無いが、経理、給与及び社会保険事務は自分が担当していたと思うが、当時の資料も無く、当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除についてはよく分からない。」旨回答している。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、A社において、社会保険及び保険料の納付に係る事務に関与していたと認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から43年9月ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、A社に勤務していたとしているところ、現在の社会保険担当者は、「申立人が入居したとする建設現場宿舎はA社の宿舎であったが、当該宿舎に入居していた者は同社の従業員ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかったであろう。」旨回答している。

また、A社の複数の従業員は、「申立人が、手配師と呼ばれる人材あっせん者に声をかけられて仕事をするようになったとするならば、申立人は、同社の従業員ではなく、班と呼ばれる作業員の集まりに属していたかもしれない。」旨供述している。

さらに、申立人は、A社から健康保険証を受領した記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住居 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和20年5月25日から21年4月1日まで
③ 昭和55年6月20日から同年7月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②、また、C社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務したことは確かであり、A社においては、当時の会社から通知された給与辞令等を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日となっているが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和21年1月1日当時の給与辞令等によると、申立人の職務は書記と記載されており、申立人自身、「申立期間①当時は、本社管理部の経理課で工場の会計事務をしていた。」と供述している。

一方、昭和17年6月1日から19年9月30日までの労働者年金保険法では、被保険者となれる者について、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみを対象としていたことから、申立人が申立期間①にA社において勤務していた業務内容から判断すると、同法に基づく適用対象ではなかったものと考えられる。

また、厚生年金保険法の規定によると、昭和19年6月1日から同年9月30日までは、同法の施行準備期間であり、保険料は徴収されない期間であることから、申立期間①については厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間①当時、労働者年金保険に加入することができない複数の女性労働者が、申立人と同じ昭和19

年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険資格を取得したが、保険料は厚生年金保険法の施行準備期間により控除されなかったため、オンライン記録では同年10月1日に同資格を取得した記録になったと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給与辞令等及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、当該期間中、継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記給与辞令から、厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和20年5月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、21年4月1日に再度適用事業所になるまで厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、B社は、「当時の関係資料は空襲により焼失したため、厚生年金保険の取扱いについて確認することはできないが、戦災により事業の継続が困難となったため、一度厚生年金保険の適用事業所から外れ、事業が回復した翌年に再度適用事業所になったのではないかと思われる。」旨回答しているところ、複数の同僚及び従業員の供述からも申立期間②当時、空襲により社内が混乱していたことがうかがえるが、厚生年金保険料の控除が確認できる資料等を得ることはできなかった。

申立期間③については、D社及び元役員の回答から判断すると、申立人が、当該期間中、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、「当時の資料が保管されていないため、当該期間の厚生年金保険料を控除したかについては分からない。」旨供述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿から、元役員等に照会したが、当該役員等から、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③前後に同社で厚生年金保険被保険者資格記録がある役員及び従業員は、おおよそ1日付けで同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月7日から40年7月5日まで
A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。
当該期間は休職し、海外留学をしていたため給与の支払は無かったが、保険料は会社
先に先払いしたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほし
い。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員台帳から、申立人は、昭和31年4月1日から平成3年3月31日まで同社に在籍していたことは確認できるが、申立期間は海外留学のため休職していたことが確認できる。

また、B社及びD社(申立期間当時、申立人が在籍していたA社C工場を現在統括している事業所)は、「海外留学中の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が残っていないため確認できないが、申立人は申立期間中休職しており、給与の支払が無かったことから、保険料の控除も無かったと思われる。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時に海外留学をした同僚等はいなかったとしていることから、A社C工場における海外留学中の厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

なお、申立人は、自身の海外留学にかかわった従業員を4人挙げているが、そのうち3人は既に死亡しており、1人については、申立人は、当該従業員の住所を特定することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年1月19日から同年4月1日まで
② 平成2年8月30日から同年9月13日まで

A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。それぞれの会社において厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和60年11月11日から平成2年1月19日までとなっており、当該期間のほぼすべてにおいて勤務を確認することができない上、申立人は、同年3月1日にB社において雇用保険の資格を取得しており、当該期間の一部においては、A社に勤務していなかったことが確認できる。

そこで、A社の従業員に申立人について照会したが、いずれの従業員も、「申立人は同社に勤務していたが、退職時期は分からない。」旨供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様、平成2年1月19日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日にB社で同資格を取得している従業員が複数確認できるが、当該従業員の一人は、「A社を退職後そのままB社に入社したが、厚生年金保険料はA社、B社共に正しく控除されていたと思う。」と回答しており、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は、平成2年3月1日から同年8月29日までとなっており、当該期間に係る勤務を確認することができな

い。

そこで、B社の従業員に申立人について照会したが、いずれの従業員も、「申立人は同社に勤務していたが、いつまで勤務していたか記憶に無い。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失処理は平成2年9月5日付けで行われており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表者に照会したが、回答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月から33年7月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿によると、申立人は、昭和34年9月2日に入社し、同年10月12日に退職していると記載されており、申立期間の勤務を確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から複数の従業員及び同僚に照会をしたところ、申立人を知る者は複数いたが、申立人の勤務時期を記憶している者はいなかった。

さらに、A社は、「申立期間当時、1年程度の試用期間を設けていた。」旨回答しているため、上記退職者名簿で確認できる従業員の厚生年金保険の加入状況について、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認したところ、在職期間が1年未満の従業員はいずれも厚生年金保険に加入していない上、同保険に加入している記録がある従業員は、入社から4か月から9か月後に加入していることが確認できる。

なお、上記退職者名簿によると、1年以上勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない従業員が複数いるが、当該従業員の一人は、自身の勤務期間は当該名簿のとおりであるとし、厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 31 日から 25 年 3 月 1 日まで
A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
同事業所には昭和 25 年 2 月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A事業所における社会保険関係資料を管理しているB事務所は、「申立人のA事業所における在職期間及び厚生年金保険の加入記録は確認できない。」と回答している。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 24 年 4 月 1 日に資格取得した従業員 3,944 名のうち 232 名が、申立人と同日の同年 8 月 31 日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、上述の 232 名の従業員のうち、連絡先が判明した 10 名に申立期間当時における自身の勤務状況等を照会したところ、6 名から回答があり、そのうち 2 名は、「申立期間当時、A事業所では、人員を縮小するという話があった。」と述べている。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿を調べたが、記載内容に不自然な点は見受けられない上、申立人に係る資格喪失日は、厚生年金保険被保険者台帳の記録とオンライン記録とも一致しており、同台帳にも不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から26年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和24年6月から9年間くらい勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC会会員名簿及びA社の元従業員の回答により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の人事労務厚生担当者は、「A社における申立期間当時の在籍者を確認できる資料には申立人の情報が無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元従業員から、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者として名前が挙げられた2名の従業員は、既に死亡しており、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、昭和26年8月にA社において資格取得している元従業員2名は、「同社には試用期間があったと思う。」と述べていることから、同社では厚生年金保険の加入手続については、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月16日から46年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、申立期間も継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社の人事部長は、「申立期間当時の社会保険関係資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入しているB健康保険組合が提出した被保険者資格証明書により、申立人が昭和45年7月23日から同年10月16日までの期間に同組合の被保険者であったことが確認できるものの、同組合は、「申立期間については、申立人が当健康保険組合に加入している記録は無い。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社において昭和45年7月から同年10月までの期間に被保険者資格を取得している23名の従業員のうち、連絡先が判明した19名の従業員に文書照会を行ったところ、11名の従業員から回答があったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間当時の勤務実態等について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料として収入と支出を簡易に記載した家計簿を提出している。しかし、同家計簿には、申立期間の一部を含む昭和46年度の記録が、2回記載されており、i) 1回目の記載では、厚生年金保険料が控除されていたのは同年8月から同年10月のみであること、ii) 2回目

の記載では、同年1月から同年12月までの期間において記録があるものの、A社からではなく申立人が同社を退職後に勤務したとする事業所からの給与が記載されていることなどから、申立人が申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける資料とは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 31 日から 25 年 7 月 31 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、事業主の息子も、「申立期間当時の資料は何も保管されておらず、また、当時のことを知っている者も今となっては皆無である。」と述べており、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間にA社に勤務していた従業員のうち、連絡先が判明した元従業員1名（昭和 25 年 5 月 11 日資格取得）に申立人の申立期間の勤務状況を照会したところ、同従業員は、「申立人のことを知らない。」と回答している。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録におけるそれぞれの資格喪失日は、いずれも一致しており、同名簿及び同台帳に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和13年5月17日から20年12月25日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い。同社同工場には、昭和13年5月17日から継続して勤務しているため、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の辞令書により、申立人が昭和13年5月17日から25年7月25日までの期間において同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和13年5月17日から16年12月31日までの期間については、労働者年金保険制度が開始される17年1月1日より前の期間であり、申立人が同制度の被保険者となることはできない。

また、申立期間のうち、昭和17年1月1日から20年4月8日までの期間については、申立人の軍歴を総務省人事・恩給局に照会したところ、申立人は、16年9月10日に陸軍に召集され、20年4月8日に召集を解除されていることが確認でき、A社B工場に勤務していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和20年4月9日から同年12月25日までの期間については、A社の後継会社であるC社の総務担当者は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人が陸軍の召集解除後、いつからA社B工場に復職したかは分からないし、厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員のうち連絡先を把握できた元従業員32名に文書照会したところ、19名から回答があり、そ

のうちの8名が申立人を記憶していたものの、申立人の同社同工場における復職日を記憶している者はいなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月15日から58年11月まで
A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の元同僚の回答により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、平成9年11月1日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、また、社会保険担当者は文書照会をしたものの、回答は得られず、当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認をすることができない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和57年10月7日から平成2年6月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、上述の複数の元同僚は、「自分は、パート従業員だったので、厚生年金保険には加入していなかった。申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と回答しており、これらの者からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除をうかがわせる回答は得られない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月22日から33年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは身分証明書で証明できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したA社の身分証明書及び複数の同僚の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間においてA社に被保険者記録のある元従業員18名に文書照会したところ、13名から回答があったが、そのうちの10名の元従業員の資格取得日は、入社日より6か月から4年後になっており、加えて、申立人とほぼ同期の昭和32年3月又は4月に入社したと回答した3名の元従業員の資格取得日は、申立人と同様に入社日からおおむね1年後の33年3月となっていることが確認できる。

さらに、上述の回答があった13名のうち、1名の元従業員は、「入社したときは臨時工の扱いであり、1年くらい様子を見てから社員にすると言われた。」と述べており、他の1名は、「入社して2年くらいは見習だった。厚生年金保険の資格取得日までに空白があるのは正社員になってから取得したためだと思う。」と述べている。

これらのことから、A社では、入社してすぐに厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年8月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の寮に住み、同社に勤務していたと申し立てているところ、従業員の供述及び申立人の住民票に記載されている住所地から判断すると、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「資料が無く、勤務実態や厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に入社している従業員に照会したところ、申立人と同様な職種の従業員は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年4月1日まで
A事務所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入期間が無い。昭和32年ごろに10年勤続の表彰を受け、給料から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚や職務内容を詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事務所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、当時、国の雇用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和24年4月1日からである上、A事務所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同日となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年9月1日まで
昭和25年12月1日から退職する29年6月1日まで、A社で製品加工及び配達員として継続勤務していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、資料が保管されていないため申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の加入について不明であると回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の最初の資格喪失日（昭和26年4月1日）は記載されていないものの、厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日が昭和26年4月1日と記載され、オンライン記録と一致し、さらに、申立人と同様に資格喪失日が記載されていない従業員二人について、厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日が記載されていることが確認できる。

さらに、A社に勤務していた複数の従業員は、申立人を記憶しているものの申立期間の勤務については不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間におけるA社に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のA社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和26年8月1日から同年8月10日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人がB社において同年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月10日に資格を喪失した旨の記載があることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 1 月 5 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、辞めることなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の関係者は、「申立人から、3か月間、パートにしてほしい旨の申込みがあり、資格喪失の手続を行った。その期間は社会保険料の控除はしていなかった。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 61 年 10 月 17 日付けで申立人の資格喪失届が受理されており、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

さらに、昭和 61 年 9 月の標準報酬月額が 8 万 6,000 円（第 5 級）であるが、再度資格を取得した 62 年 1 月の標準報酬月額は 13 万 4,000 円（第 12 級）であり、7 等級の差があることから、勤務形態の同一性がうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 25 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB所に勤務した期間のうちの申立期間②について、共に厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にそれぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

2 申立期間①については、A社の当時の従業員の供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社は昭和 43 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者からは供述が得られないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述しているところ、これらの従業員が入社したと供述している時期から当該被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも1か月ないし3か月とな

っていることが確認できる。

このことから、A社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記複数の従業員はいずれも、A社に入社したと供述している時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和42年12月1日）は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間②については、B所の当時の従業員の供述及び申立人による同所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、同所に勤務していたことは推認することができる。

一方、B所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同所は昭和46年8月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同所の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から申立期間②当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、申立人と同一職種の複数の従業員について、B所に入所したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、3か月ないし約10か月程度となっていることが認められる。

このことから、B所では、申立期間②当時、採用した従業員について、入所してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、B所の当時の複数の従業員は、いずれも、同所に入所したとしている時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和44年1月25日）は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年12月1日まで

A店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店における加入記録が3か月間だけであるのは納得できないので、当該期間に先立つ申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及び申立人によるA店に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、始期を特定できないものの、申立人が同店に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A店に照会を行ったものの回答は無く、また、同店の代表者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記同僚及びオンライン記録から申立期間当時にA店において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた二人の従業員は、いずれも「自分はA店における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同店に勤務している。」旨供述しており、また、これら3人の同僚及び従業員が採用されたと供述している時期からオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、6か月ないし20か月となっていることが確認できる。

これらのことから、A店では、申立期間当時、採用した従業員について、採用してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記3人の同僚及び従業員は、いずれも、A店に採用されたと供述している時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時、事業主から給与明細書等をもらった記憶も無いと供述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について

確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和36年12月1日）は、A店に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における被保険者資格取得日と一致しており、また、当該記号番号の払出日も昭和36年12月15日であることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から同年9月15日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同社から社会保険に加入しているとの説明を受けたため、国民年金には加入しなかったと思う。その後、他社への入社が急に決まったため、研修のみの短期間の勤務となったが、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る「教育実習期間費明細書」その他の関連資料から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務し、当該期間は新任研修等の教育実習期間であったことが認められる。

しかし、A社では、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、当時の資料が無いため確認はできないが、平成4年当時、当社では、教育実習期間中は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。したがって、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料は控除していない。」旨回答している。

また、オンライン記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、申立人と同様に教育実習を受けたと供述している二人について、これらの者が入社したと供述している時期からオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、1か月又は2か月となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち一人は、「A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間は教育実習期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入しておらず、また、当該期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった。」旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、教育実習終

了後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月16日から平成9年5月21日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円ないし50万円と記録されているところ、申立人は、「申立期間当時は景気・業況も良く、残業もかなり多かったため、実際に支給された給与は、基本給より3万円ないし7万円程度多かった。ねんきん定期便に書かれている金額は完全な基本給のみである。」として、実際に支給された給与の月額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、オンライン記録では、A社は平成11年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないと供述しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の当時の顧問先であったと上記代表者が供述している税務・会計事務所では、申立期間当時の申立人に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができず、
「当時、A社では、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所（当時）への納付等は適正に行っていた。したがって、当時、同社では、申立人に係る厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に対して届け出たはずであり、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたはずである。」旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 22 人の従業員のうち、連絡の取れた 13 人の従業員は、いずれも当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、当時の A 社における厚生年金保険料の給与からの控除に係る取扱いや、当該控除の状況等について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿及びオンライン記録を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月15日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和59年6月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和59年6月15日であることが確認できるところ、申立人は、同社に同年6月30日まで勤務していたので、同年7月1日が正しい資格喪失日であるとして申し立てている。

しかし、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の離職日が昭和59年5月31日であることが確認でき、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、A社の後継会社であるB社から提出のあった雇用保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人のA社における離職日が昭和59年5月31日と記載されている上、同様に提出のあった、同社における申立人の雇用保険及び厚生年金保険等への加入状況等に係る記録簿（同社が作成・保管）においても、同日が申立人の離職日として記載されており、これは、上記公共職業安定所の記録と一致している。

さらに、上記記録簿では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和59年6月15日と記載されており、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、B社では、上記提出資料に基づき、「当時、A社では、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかった。」旨回答している。

また、雇用保険の失業等給付に関する記録によると、申立人については、昭和59年5月31日にA社を離職した後の同年6月25日に、公共職業安定所に求職の申込みを行

い、同年7月17日に基本手当の受給資格が決定されていることが確認できることから、申立人が申立期間に勤務していたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から52年7月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に代表取締役として、同社及び関連会社であるB社の両社に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本から判断すると、始期を特定できないものの、申立人が同社に代表取締役として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の代表取締役であった申立人が、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことを知りながら、自らの厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間において、A社の関連会社であるB社において厚生年金保険に加入している上、厚生年金保険における標準報酬月額等級の、当時の最高等級の標準報酬月額が記録されており、同社に係る事業所別被保険者名簿からもこれらのことを確認することができる。

さらに、申立人がA社の従業員として氏名を挙げた12人のうち、10人については、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人と同様、申立期間にB社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録から申立期間当時にB社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、このうち9人については、同社ではなく、専らA社において勤務していた旨回答している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、従業員をB社において厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書等はないが、申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 9 月 20 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないと回答しており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時にA社において経理事務を担当していたと供述している従業員は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員には国民年金に加入するように指導していた。」旨回答しており、また、当該従業員は、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 9 月 20 日より前の期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している期間が確認できる。

加えて、当該従業員は、上記被保険者名簿及びオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 9 月 20 日に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該従業員から提出のあった昭和 44 年 9 月分及び 50 年 9 月分の給与明細書に

より、当該従業員は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった54年9月20日より前の当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案12389（事案5000の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月1日から47年5月30日まで
② 昭和48年6月1日から54年2月28日まで
③ 昭和54年3月1日から57年9月30日まで

A事業所、B社及びC社にそれぞれ勤務した申立期間①、②及び③の記録が無い。そのため、第三者委員会に申立てを行ったが、当委員会から、いずれの申立期間についても、当時の勤務状況などを確認することができないことから、記録訂正できないと通知を受けた。しかし、A事業所は、D社の下請け会社として存在し、私が申立期間①に勤務していたことは間違いない。私が調べたD社の当時の役員11名に照会すれば、A事業所のことが分かり、私の勤務状況などが確認できるはずであるから、再度調査して被保険者として認めてほしい。また、申立期間②及び③についても、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が勤務していたとするA事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、申立人が供述する同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同事業所の代表者を特定することができないこと、申立人が記憶する同事業所における同僚の所在が確認できないこと、及び申立人が同事業所の元請け会社と供述するD社では、申立人の同事業所における勤務状況等については分からない旨回答し、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が勤務していたとするB社は、申立人が同社の社員であった事実はない旨回答していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の従業員の中に申立人を記憶している者がいない。

さらに、申立期間③に係る申立てについては、申立人が勤務していたとするC社は、当該期間の一部が厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、事業主等の所在が不明であるため、申立人の同社における勤務状況等が確認できないこと、申立人が記憶する同僚2名を同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できない上、その所在が不明であること、及び同社に係る被保険者名簿に記載されている複数の従業員の中に申立人を記憶している者がいない。

これらのことから、申立期間①から③までについては、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、申立期間①当時のA事業所の元請け会社であるD社の役員であった11名の氏名を提示し、A事業所に勤務していたことについて再調査をしてほしい旨主張している。

このため、当委員会では、D社に係る商業登記簿謄本に申立期間①の期間及び当該期間直後に同社の役員として登記がされている18名（上述の11名を含む）のうち、所在が確認できた6名に文書照会を行った。その結果、申立人を記憶している者はいなかったものの、そのうち1名から、A事業所の当時の状況を知る者としてD社の元従業員1名が確認できた。そのため、当該元従業員に申立期間①当時のA事業所及び申立人の同事業所における勤務状況について照会したところ、「申立人のことは知らないので、勤務状況については分からない。」としているが、申立人の主張どおり、申立期間①当時、同事業所がD社の下請け事業所として同社の敷地内に作業所を置いていたこと、及びA事業所の所在地並びに事業主名（姓のみ）を確認することができたことから、勤務期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元従業員が供述しているA事業所の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録は確認できない上、上記事業主に文書照会を行ったものの、あて所不明のため回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、A事業所の事業主による給与からの厚生年金保険料控除について不明である旨供述している上、同事業所の事業主により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたことを示すような状況は確認できなかった。

さらに、申立期間②及び③については、申立人から新たな資料や情報の提示は無く、申立人の記録を確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和49年9月ごろから50年7月ごろまで
③ 昭和51年7月ごろから52年3月ごろまで
④ 平成元年5月ごろから2年2月ごろまで
⑤ 平成6年9月ごろから7年7月ごろまで
⑥ 平成9年4月ごろから同年8月ごろまで

A事業所に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及び③、C社に勤務していた申立期間④、D社に勤務していた申立期間⑤、E社に勤務していた申立期間⑥の加入記録が見当たらないとのことであった。いずれにおいても勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時のA事業所に係るオンライン記録において当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員が、勤務期間は特定できないものの、申立人を覚えている旨の供述をしていることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記複数の従業員のうち1名は、「試用期間が3か月程あり、その間は厚生年金保険の被保険者にはなれなかった。」と供述し、また、ほかの1名は、「継続して勤務しているにもかかわらず、被保険者記録が断続している。」と供述しており、当該従業員の被保険者記録は、オンライン記録によると、複数回にわたって資格の取得と喪失が繰り返されていることが確認できる。

また、申立人がA事業所において同時に勤務していたと記憶する同僚は、申立人と同様に、同事業所に係るオンライン記録に厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

これらのことから、A事業所では、当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させて

いなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所の現在の事業主に申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について照会したが、事業主は、「当時の資料は存在せず、申立人を雇用した事実については不明。」と回答しているため、当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると、申立期間の10年以上後の昭和62年12月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「申立人に係る資料は無く、申立人の在籍は不明である。また、適用事業所となった当時は、申立人が従事したとする職種については、厚生年金保険の資格を取得させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は同僚等の氏名を覚えていないことから供述を得られず、B社における申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、申立人に申立期間②及び③における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、C社に係るオンライン記録から、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の現在の事業主に申立人の申立期間④に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について照会したが、事業主から回答は得られず、当時の状況について確認することはできない。

また、申立期間④当時の経理担当者は、「正社員は雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。申立人がどちらにも加入していないということは、正社員ではなかったと思われる。」と供述しているところ、申立期間④当時に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる従業員のうち、任意に抽出した5名について雇用保険の記録を調査したところ、全員に雇用保険の記録が確認できるが、申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

さらに、申立期間④当時にC社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる従業員に、同社における当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、複数の従業員が、「パート、見習や試用期間は厚生年金保険の被保険者資格は取得できない取扱いであった。」と供述しており、同社は当時、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人の貯金通帳にD社からの給与振込と認められる入金記

録があること、また、同社に係るオンライン記録から、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の当時の代表者は死亡しており、同社は、「申立人を記憶しておらず、正社員ではなかったと思われる。」と回答していることから、申立期間⑤に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る上記被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる従業員に、同社における当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、「パート、見習は厚生年金保険の被保険者資格は取得できなかった。」「正社員にはなかなかしてもらえず、見習期間中に退職する者がいた。」と供述していることから、同社では当時、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間⑤を含む平成6年1月27日から12年2月16日まで、F区において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間⑤における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥については、当該期間の一部期間に雇用保険の加入記録があること、また、当時のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたと認められる。

しかし、E社の現在の事業主は、「申立人は正社員として雇用しておらず、厚生年金保険の資格取得に係る手続はしていない。」と供述しているところ、複数の従業員の供述から、パート、見習、試用期間は厚生年金保険の被保険者資格は与えられない取扱いであったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間⑥も含めて、平成6年1月27日から12年2月16日まで、F区において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から12年9月まで
② 平成14年2月から19年11月まで

私がA社で勤務した申立期間①及び②における給与月額と厚生年金保険の標準報酬月額に違いがあるので、私の当該期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたものが、平成11年12月20日付けで遡^{そきゅう}及して、9万2,000円に減額訂正の処理が行われていることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管しているA社に係る社会保険料滞納処分票によれば、申立期間①において、厚生年金保険料の滞納が発生していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿によれば、申立人は、申立期間①において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

加えて、申立期間①の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及減額訂正の原因について、A社の現在の事業主（当時、取締役）は、「納付保険料の軽減を図るため、当時は、会社の資金繰りも悪化し、滞納保険料は一向に減少しない状況だった。」と回答している。

なお、A社の当時の役員は、「代表取締役であった申立人が、社会保険事務に関与していた。」と回答している。

以上のことから、申立期間に係る平成11年12月20日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も

無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A社の常勤顧問（当時の経理担当取締役）は、「平成 15 年 12 月以前の賃金台帳については、既に廃棄している。」と述べており、A社から提出された平成 16 年以降の賃金台帳によれば、16 年 1 月分から 19 年 9 月分までの申立人の給与支給合計額は、各月 150 万円、19 年 10 月分は 120 万円、同年 11 月分は 50 万円であり、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と相違していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社における申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定は 6 回行われており、いずれも適切な時期に処理されていることが確認でき、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿によれば、申立人は、申立期間②において、同社の代表取締役であったことが確認できる。さらに、従業員は、「申立期間②において、代表取締役が、標準報酬月額等の決定に関与していた。」と回答し、当時の役員も、「社会保険関係の事務について、代表取締役が関与しており、代表者印は、代表取締役であった申立人が管理していた。」と回答している。

以上のことから、申立人は、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」の第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当し、記録訂正を行う対象とされない者であり、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしても、同法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 55 年 4 月 1 日から営業職として勤務し、B社の仕事もしていた。A社に年金手帳を提出して厚生年金保険の加入手続をしたにもかかわらず、資格取得が取り消されていたことが理解できない。両社ともに厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係るA社の退職所得の源泉徴収票及び退職給与通知書では、入社日が昭和 55 年 4 月 1 日、退社日が平成 6 年 1 月 28 日と記載され、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月 1 日から 57 年 2 月 9 日までの期間については、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したものの、57 年 2 月 9 日付けで、その資格が取り消されており、「B社と重複取得のため」との記載が確認できる。

また、A社が保管する昭和 57 年 2 月 5 日付け社会保険事務所長あて文書「厚生年金保険被保険者資格取得取消の件」により、同社が申立人に係る資格取得の取消しを届け出たことが確認できるが、同社は、詳細資料を保管していないため、詳しい経緯については不明としている。

一方、A社C支社を管轄するD年金事務所は、申立人に係る資格取得取消届の関係資料は、保存期間経過のため、保管していないとしているが、資格取得が重複した場合の取扱いについては、「該当事業所に通知し、実態調査をした上で適切な処理を依頼している。取消手続を指導するのは、被保険者に該当しない場合のみであるため、申立期間当ても、事業所への通知の際に厚生年金保険の加入要件等を説明しており、事業所の調査により事実に基づいてなされた手続と思われる。取消手続が行われた場合は、事業所に対し、取消届処理後に発生する保険料から充当（調整）するという形

で、該当者に係る保険料を還付することとなっている。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該資格取得は、取得時にさかのぼって無効となり、申立人は厚生年金保険被保険者でなくなったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 55 年 7 月 1 日から 57 年 2 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A 社は、「申立期間当時、営業職には試用期間があり、個々の待遇基準によりその期間は異なっていたが、申立人の場合は、当初昭和 55 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の資格取得手続きをしていることから、それ以前の期間は試用期間であったと考えられる。また、試用期間中は、厚生年金保険の適用は無く、給与から保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月 9 日から 62 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が提出した A 社に係る 59 年 7 月分の給与支払票では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、同社は、資格取得取消手続きが行われた 57 年 2 月 9 日から 62 年 1 月 1 日に資格取得するまでの厚生年金保険未加入期間における保険料控除は考え難いとしていることから、当該期間すべてにおいて、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと推認できる。

なお、E 健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書には、資格取得日が昭和 62 年 1 月 1 日と記載され、オンライン記録の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 57 年 2 月 9 日から 62 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から44年3月1日まで
クリーニングの関連会社であったA社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年代後半から申立期間を含めて44年に退社するまで、どのクリーニング会社の所属になるのか分からないが、取次店に家族で住み込み、自分はクリーニングの集配、妻が店番を担当していた。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は、A社において昭和43年1月1日から同年9月30日まで、B社において同年10月1日から44年5月31日までと記録され、申立人が、申立期間に両社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の取締役兼B社の代表取締役は、「当時の従業員に係る資料が無く、申立人についての厚生年金保険の加入手続等については不明であるが、当時の従業員の中には、給与の手取額が少なくなるなどの理由から厚生年金保険の加入を希望しない者が多く、未加入者から保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

また、申立期間当時のA社及びB社の両社の給与計算事務を受託していた会計事務所の担当者は、「従業員の給与から保険料を控除する場合は、会社から厚生年金保険や雇用保険の加入手続をした旨の報告を受けてから行っており、加入手続をしていないにもかかわらず保険料を控除することは無いと思う。正社員でも厚生年金保険の加入を希望しないなどの理由で、雇用保険料のみを控除していた場合もあり、会社が厚生年金保険だけ手続を忘れたとは考え難く、申立期間は申立人が加入を希望しなかったのではないかと思われる。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した従業員18人に照

会したところ、10人から回答があったが、申立期間当時の申立人の勤務場所及び業務内容等について記憶している者はいなかった。

加えて、上記回答のあった従業員のうち、A社及びB社の両社に勤務したとしている従業員は、「C工場の前にD工場に勤務していたが、D工場に勤務していた期間は厚生年金保険には未加入だった。」と供述しており、また、申立人と同様取次店に勤務していた従業員は、「入社してからはしばらくして、厚生年金保険に未加入であったことが分かり、社長にお願いして加入させてもらった。申し出ないと厚生年金保険に加入させてもらえないような感じだった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間前に勤務していたE社の被保険者資格を喪失した時期（昭和43年1月1日）に、健康保険証を返却した記憶は無い旨供述しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和43年1月1日付けの被保険者資格喪失日に係る届出が同年2月2日に受け付けられ、その際、申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納されていたことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年5月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社での勤務の状況を詳細に供述していることから、当該事業所に勤務していたことをうかがうことはできるものの、申立人が記憶していた複数の同僚のうち、所在の判明した者に照会したところ、当該同僚は、「申立人の申立期間における勤務について不明。」と供述しており、申立人の勤務期間を確認することはできない。

一方、当時のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を保管するB事務所に照会したところ、同事務所が保管する申立人の厚生年金保険に係る記録は、被保険者資格の取得日が昭和24年5月20日、被保険者資格の喪失日は25年4月4日となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、複数の従業員に照会したところ、従業員の中の一人は、「A社に昭和24年4月1日から勤務していたものの、申立人と同じ同年5月20日にA社で被保険者資格を取得している。申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については、覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿では、A社の被保険者に対し、申立人の払出番号を含めて、厚生年金保険被保険者番号が連続して払い出されており、また、申立人の被保険者資格取得日は、上記被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致しており、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から平成9年10月1日まで
A社B工場で勤務していた期間の標準報酬月額が、給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の一部であるが確定申告書及び給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

2 申立人から提出された昭和60年6月、同年10月、同年12月及び62年3月の給料支払明細書を検証したところ、60年6月の報酬額に見合う標準報酬月額は36万円、同年10月は32万円、同年12月は38万円及び62年3月については34万円に相当し、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかし、上記給料支払明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれの月においてもオンライン記録の標準報酬月額（26万円）と一致しており、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録においても、さかのぼって記録が訂正された形跡も無く、不自然さは見当たらない。

また、申立人から提出された平成元年分の所得税の確定申告書（一般用）に記載されている社会保険料控除額は、同年のオンライン記録の標準報酬月額から算出された社会保険料額とおおむね一致している。

さらに、A社B工場は、「申立期間に係る賃金台帳等は破棄済みであり、申立人の

申立期間の保険料控除等については不明である。」と回答している。

加えて、A社B工場が加入している厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録によると、申立人に係る申立期間の標準給与月額及び標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 59 年 2 月 28 日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社在籍中に受講した現場作業に必要な技能特別講習修了書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所持の技能特別講習修了書及び元従業員の供述から、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事務担当者は、「当時の正社員の名前を記憶しており、また、当社では、正社員のみ厚生年金保険及び雇用保険に加入していたが、申立人については記憶が無いので、申立人は正社員ではなく、現場作業員ではないかと思う。現場作業員の健康保険はB国民健康保険組合の第2種組合員（日雇労働者）として登録しており、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の一人は、「自身も含め事務職はB国民健康保険組合の第1種組合員に登録され、厚生年金保険に加入していたが、現場作業員はB国民健康保険組合の第2種組合員に登録されるなど従業員の取扱いが異なっていた。申立期間当時、申立人は、B国民健康保険組合の第2種組合員の日雇労働者であって事務職ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票では、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年11月25日まで
厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和58年4月から勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料明細書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間について当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主は、「厚生年金保険料の控除を希望しない従業員については厚生年金保険に加入させないこともあったのではないか。」と供述している。

また、上記の給料明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料控除は確認できず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和58年11月26日より後の同年12月支給分の給料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 2 月 28 日から 6 年 3 月 21 日まで
② 平成 6 年 3 月 21 日から 10 年 12 月 1 日まで

A専売所に勤務した申立期間①及びB専売所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの専売所に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①を含む平成 6 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、A専売所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A専売所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 6 年 11 月からで、申立期間①の期間は適用事業所となっていない。

また、A専売所の平成 4 年 2 月から 5 年 2 月までの事業主及び 5 年 3 月から 6 年 5 月までの事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間①当時の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、C連合会によれば、専売所の社会保険の加入については各専売所の所長の判断である旨供述している。

一方、申立人は、同僚が給料明細を持っている旨申し立てており、当該同僚へ照会したところ、提出された給料支払明細書には、支払年度、支払者及び担当者の記載が無く、いずれの事業所のものか判断することができない。

これについて、A専売所の平成 5 年 3 月から 6 年 5 月までの事業主の妻は、上記給料支払明細書について、申立期間①当時は社会保険に入っていないので厚生年金保険料は引いた記憶が無く、専売所名及び支払年度は書くはずである旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②のうち平成6年6月1日から9年3月20日までB専売所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B専売所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、平成2年3月から6年5月までのB専売所の事業主は、申立人を雇ったことではなく、厚生年金保険料の控除はしていないと回答している。

さらに、平成6年6月から8年5月までのB専売所の事業主は、既に死亡している上、8年6月から10年10月までのB専売所の事業主は、申立人の厚生年金保険の届出について不明の旨回答していることから、申立人の申立期間②当時の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、C連合会によれば、専売所の社会保険の加入については各専売所の所長の判断である旨供述している。

一方、申立人は、同僚が給料明細を持っている旨申し立てており、当該同僚へ照会したところ、提出された給料支払明細書には、支払年度、支払者及び担当者の記載が無く、いずれの事業所のものか判断することができない。

これについて、B専売所の当時の事業主は、提出された給料支払明細書は同専売所で発行されたものではない旨回答している。

さらに、B専売所の平成6年6月から8年5月までの事業主の妻は、申立期間②当時は社会保険に入っていないので厚生年金保険料は引いた記憶が無く、専売所名及び年度は書くはずである旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月10日から40年7月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和38年5月から3年間勤務していたのは確かなので、同年5月から40年7月までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社内新聞によると、申立人は、A社に昭和40年7月2日新入社、同年11月1日正社員登用と記録されており、B社は当該社内新聞以外に申立人の勤務を確認できる資料が無いとしていることから、A社における申立人の申立期間当時の勤務状況を確認することができない。

また、B社の人事担当者は、当時はアルバイトを大量に採用して、その中から頑張っている者を正社員として採用しており、申立人は申立期間当時アルバイトだった可能性があり、当時、アルバイトは厚生年金保険には加入していないと思われる旨回答している。

さらに、申立人が記憶している上司、複数の同僚及び従業員に照会を行ったが、全員が申立人を知らないと供述していることから、A社における申立人の申立期間当時の勤務の状況を確認することができない。

なお、申立人のA社における雇用保険の加入記録の取得日(昭和40年7月1日)と、同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和40年6月まで国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 15 日から 50 年 10 月 31 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、昭和 49 年 8 月 15 日から 50 年 10 月 31 日までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管していた社員台帳及び「自昭和 48 年 1 月人事課辞令簿」によると、申立人は、昭和 48 年 2 月 19 日付けで同社に入社し、49 年 8 月 15 日付けで願により職を解く旨記録されていることから、当該年月日に退職したことが確認できる。

また、複数の同僚に、申立人の勤務状況について確認したところ、申立人は A 社を 1 年から 1 年半程度で退職した旨供述している。

さらに、A 社が保管していた給与支給明細書の控え及び賃金台帳兼源泉徴収簿では、昭和 49 年 9 月以降の厚生年金保険料控除を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間当時の姓のみ記憶していた総務課及び労務課の上司 4 人を挙げているが、A 社に係る事業所別被保険者名簿では、一人の姓は見当たらず、ほかの一人は既に死亡し、残る二人は所在不明のため、同社における申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年3月31日まで

A社に昭和26年4月1日から28年3月31日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はガラス製造現場で同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員から、申立人が同社に勤務していた記憶はあるが、勤務期間及び勤務時期は不明の旨の供述及び申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間は不明だが申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年1月5日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によれば、昭和28年8月20日に設立、平成8年1月*日に解散していることが確認できるとともに、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同社の事業主及び給料計算の担当者は既に死亡していることから、同社における申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったときに厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員に、上司及び先輩について照会したが、氏名の挙がった者はいずれも既に死亡又は所在不明であり、同社が適用事業所となる前の申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、前述の従業員が、A社における申立期間当時の自身の厚生年金保険料の控除について不明である旨及び申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除についても不明であると供述していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認するこ

とができない。

なお、上記従業員の供述から、A社の前身である事業所としてB社（C社）がオンライン記録から判明したが、昭和27年3月1日から28年12月1日まで、厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 15 日から 34 年 12 月 20 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 12 月 20 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 34 年 1 月に退社した従業員の供述から判断して、A社において、申立人は、期間は特定できないものの、勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和 32 年 11 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員は 5 人おり、当該すべての者が「退職」と記録されていることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時社会保険の手続をしていた事業主は、既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の記録が重なり、かつ、所在が判明した従業員 2 人に照会し、回答を得たが、申立人を知っているものの、申立人の具体的な勤務期間までは不明の旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 51 年 3 月 20 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 48 年 6 月に入社して次の会社に入社するまで勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主及び役員の氏名を記憶している上、具体的な勤務内容の供述から判断すると、勤務の期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によれば、同社は既に解散しており、申立期間当時の同社の事業主は既に死亡していることから、同社における申立期間当時の申立人の厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立人は上司及び同僚を記憶しているものの、所在が不明なため、A社における申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社における申立期間当時の事業主及び役員の厚生年金保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 40 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 37 年から勤務し、当時の社長夫人から約 3 年は会社に在籍していたという確認が取れたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の一人の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時、申立人は事務のパート勤務と雑務を担当している者であり、同社としては、パート勤務者を社会保険に加入させていなかった旨回答している。

また、照会した同僚 5 人のうちの一人である申立期間当時の事業主の妻は、「申立人はパートで都合の良い時に家事手伝いをしていた。」と供述している。

さらに、上記同僚 5 人のうち 3 人は既に死亡し、一人は入院中のため照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、A社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者記号番号が新規に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。